

平成26年度児童福祉問題調査研究事業(厚生労働省)

「要保護児童対策地域協議会の活性化方策についての研究に関する調査」

要保護児童対策地域協議会の機能強化

—実務者会議を中心に全国市区町村調査

及びヒヤリング14例からの発信—

2015年3月31日

学校法人 中内学園

流通科学大学

(研究代表 加藤曜子)

はじめに	3
I 目的	4
II 方法	4
A 全国市区町村への郵送による量的調査	4
B 全国調査結果から、抽出した聞き取り調査	4
III 結果・考察	6
A 全国市区町村調査編	6
1. 基本事項	6
2. 要対協に関係する職員 調整機関	9
3. 実務者会議	14
4. 進行管理会議（実務者会議）	15
5. 進行管理前に進め方などを検討する庁内の連絡会議	29
6. 進行管理前に進め方などを検討する庁外の連絡会議（自由記述）	31
7. 将来期待する人員体制について	32
8. 要保護児童対策地域協議会活動への理解努力	34
9. 代表者会議の在り方	36
10. 調整機関としての課題	38
11. 研修	40
11-1 今後必要な研修	43
12. 要保護児童対策地域協議会と他領域の関係	46
13 分析編	48
1) 専門職が関わるということの意味	48
2) 勤務年数との関係	58
3) 出向く努力（要対協を理解してもらう工夫）との関係	59
4) 研修の実施との関連	62
5) 調整機関が庁内連携をしている	63
6) 評価点について	63
7) 結果	65
分析結果の結論	65
IV 全国市区町村調査からみたまとめと課題	66
資料	70

B 全国市区町ヒヤリング調査編	73
1. 目的	73
2. 方法	73
3. 結果・考察	73
14 市区町ごとの報告	75
4. まとめと実務者会議（進行管理会議中心）の提案	132
1) 調査地・市区町村一覧	132
2) 職員体制	134
3) 各地の実務者会議および進行管理の特徴	136
4) それぞれの特徴とその背景	137
5) 提案 実務者会議（進行管理会議を含む）の工夫	139
【工夫1】	139
【工夫2】	141
【工夫3】	143
【工夫4】	145
【工夫5】	148
【工夫6】	149
【工夫7】	150
【工夫8】	151
5. 結論 工夫を支える要素	152
V 終りに	153
<u>あとがき</u>	153
全国調査シート	155
趣旨説明	159

はじめに

2000 年に児童虐待防止法制定後、要保護児童対策地域協議会が発足 11 年目を迎える今、児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、やがてその 8、9 割を在宅支援地域が担うことになる。要支援児童、特定妊婦については早期予防、早期発見が急務となる。地域にあって、安心・安全に暮らすための「虐待防止ネットワーク」としての在宅支援体制の役割はますます大きなものとなっている。

要保護児童対策地域協議会が発足することにより、保健、福祉、教育の問題が、実は根底に虐待問題があったとか、不適切な育児の背景には、親のメンタルヘルスの問題があったなど、家族の総合的な視点からさまざまに可視化できるようになった。加害者であるとされた少年が実は、被害者であり、しかしその親も実はかつての被害児であると虐待連鎖の課題もさらに上がってきた。連鎖を断ち切る、また予防として関わる視点が入ることで、より対象とする領域が広がることになった。

さらに連携の強化により、保健はもとより、保育、学校、医療機関などとの交流もこの 10 年で広がりつつある。4 年前には東日本は大変な痛手を受けられたが、つねに調査結果を返していただくその姿勢には頭が下がる思いであった。震災以後ネットワークづくりに努めておられる。

市町村の児童虐待発生予防のための在宅支援ネットワークは、とても重要な役割を担うことになったものの、体制整備の中身の体制はどのような実態なのか、さらにその運用はどのような実態なのかを見直す必要がでてきた。要保護児童対策地域協議会においては、「子どもにとって安心、安全な暮らしを保障」し、「子どもと家族を支援する」ため、実際にどのように機能しているのかを確認し、個別ケース検討会議の在り方、代表者会議の在り方、実務者会議の在り方を振り返り、さらに強化する必要があるとされる。なぜなら、虐待死亡等事例では全体の 4 割が 0 才児であり、予防的な支援が必要であるとされているが、それらに、要保護児童対策地域協議会で協議してきた事例も含まれているためである。今後、要保護児童対策地域協議会を発展させ、子どもの虐待予防につながる在宅支援の虐待防止ネットワーク体制を確かなものとするために、どのような課題を抱えているのか、またどのような工夫がなされてきたのか、そこから共通する工夫を明らかにし、また共通する困難な諸問題を取り上げることで、解決策が見いだしたい。

とりわけ、虐待予防領域を含め、市区町村の虐待通告相談窓口を通して要保護児童対策地域協議会の支援管理下におかれる事例を検討する実務者会議の在り方について、進行管理の事例量が増えてきているため、どのように運営するのが論議されるところである。

2012 年に実施した調査（注加藤曜子「要保護児童対策地域協議会悉皆調査」分担研究（地域における虐待事例の重症度予防介入モデル研究）平成 25 年度厚生労働省政策科学推進事業「児童虐待の発生と重症度化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究」）では、要保護児童対策地域協議会活動として具体的にどのような会議が実施されているのかを問うたが、回答結果からは基本は 3 層構造の会議が持たれている場合もあったが、実際には事務局会議や連絡会議など

が開催され、実務者会議が運営されやすい体制が立てられていた。また、部会制や地区ごとに開催されるなど内容もやり方も異なる方法が採用されていた。いくつか連携のためのネットワーク会議が持たれていたが、中には直接ケースを担当するのではなく、地域での協力体制を高めるための交流会が実施されている地域もあった。ただし回答状況から、手つかずのところが多いこともわかった。

今回の調査研究事業においては、公募した児童福祉問題事業研究の第4課題である「要保護児童対策地域協議会の機能強化について」にのっとり実施するものであり、主として、実務者会議の在り方、要保護児童に関する進行管理の実態や、11年目を迎えるに関する主として実務者会議を中心にその実際と今後に向けたモデルづくりを目指す。

目的

はじめで触れたように、今回の調査では、要保護児童対策地域協議会活動について、実務者会議における進行管理の会議を中心に、どのように運営され、また課題や工夫があるのかの実態を明らかにする。そのための全国市区町村への調査を実施及び、全国調査の結果を踏まえた聞き取り調査からより詳細な活動把握に努める。

最終目的は、現状を把握したのち、いくつかの地域から得られた情報に基づき、実務者会議のあるいは要保護児童対策地域協議会活性化のヒントを提出することにある。

方法

A 全国市区町村への郵送による量的調査

2014年11月1日、全国市区町村の各要保護児童対策地域協議会の担当者あてにアンケートを実施した。回収は11月25日としたが、回収が遅れたため、12月中旬までとした。政令市については、本庁に連絡をし、区への配布を依頼した。

調査項目は 1. 基本情報 2. 調整機関状況 3. 進行管理会議状況 4. 実務者会議（進行管理以外） 5. 進行管理以前での連携調整活動 6. 期待する仕事量 7. 研修状況である、8.課題 である。分析にあたっては、SPSS20を利用した。

B 全国調査結果から、抽出した聞き取り調査

調査結果を得て、区市町への聞き取り調査を実施した。相手の自治体への電話での打診ののち、依頼書や調査趣旨を理解していただいたうえで、調査を開始した。主として1月、2月を中心に、政令市2か所(福岡、相模原)、40万都市2か所(大分市、枚方市)、30万都市(明石市)、20万都市(沼津市)、10万都市(門真市)、10万未満(古賀市、泉南市、塩釜市)、町(精華町、利府町、池田町、日野町)へ依頼し調査協力を得た。

全国調査項目一覧

基礎データ

認可保育所数
幼稚園数
こども園数
小学校数
中学校数
学童保育所数
児童館数
生活保護率
虐待件数
要保護管理件数
職員構成／相談部門として働く人の人数
職員構成／調整機関機能を持っている人の人数

進行管理会議の実施単位
進行管理会議は要領で位置づけられているか
進行管理台帳リストに市町村が担当するすべての事例を入れているか
進行管理会議の開催頻度
進行管理会議の開催時間
1回にかける平均ケース数
1ケースにかける時間
1回にかける進行管理の内容
選別に含まれるケース
進行管理の参加機関数
進行管理会議の参加機関数
検討内容
進行管理へのスーパーバイザー参加状況
終結基準の有無
担当者の負担
進行管理会議で要保護ケースと要支援ケースは分けているか
児童相談所参加人数
児童相談所の立場
児童相談所に期待すること
児童相談所と協議しても解決点が見いだせない場合に考えられること
行管理以外の実務者会議の活動内容
進行管理以外の実務者会議の平均参加機関数
進行管理以外の実務者会議の平均参加人数
進行管理以外の実務者会議の開催頻度
進行管理以外の実務者会議の出席率
進行管理以外の実務者会議への障害福祉課や精神保健の参加の有無
進行管理前の庁内連絡会議の有無
進行管理前の庁内連絡会議の内容
進行管理前の庁内連絡会議で協議する部署
進行管理前の庁内連絡会議の開催頻度
進行管理前の庁外連絡会議の有無(庁外機関との協議含む)
進行管理前の庁外連絡会議で協議する庁外機関(協議を含む)

進行管理で会議が機能する開催頻度
進行管理で会議が機能する事例数
進行管理で会議が機能する構成機関数
回答自治体で必要な調整機関担当者数

参加機関の役割責任が明確化できた
参加機関の支援に対する関心が高まった
ケースの重症度化が抑えられている
ケース対応の見直しができる
ケース状況の共有化ができてきた

担当者の研修受講状況／アセスメント
担当者の研修受講状況／要保護児童対策地域協議会について
担当者の研修受講状況／児童虐待関連法案
担当者の研修受講状況／対人援助
担当者の研修受講状況／個別ケース検討会議開き
多職種多機関が合同で学ぶ研修はあるか
多関係機関の合同研修の内容
研修予算の有無
平成25年度の研修予算(概算額)

要対協の課題
要対協の他の領域との課題
保健との課題
教育との課題
子育て支援関係の課題
その他の課題
代表者会議の工夫

A 全国市区町村調査結果

本調査の回答回収率は政令市は7割、市は47.5%を超えたが、町と、村の回収率が3割を下回った。要綱で個別ケース検討会議と代表者会議の2層で構成されている町村では進行管理会議を実施していないため、非該当とみなして返送されなかったのかと思われた。政令市については、本庁へあらかじめ趣旨説明を実施したため、回収率は高くなっている（なお、期限後に回答をいただいた分は、下記の報告には計上していない）

表1 調査票回収状況

	特別区	政令市・区	市	町	村	合計
本調査有効回答	5	116	366	189	41	717
本調査	5	124	375	190	41	730
全国数26年5月	23	175	790	746	183	1917
回収率	21.7%	70.9%	47.5%	25.5%	22.4%	38.1%
有効回答率	21.7%	66.3%	46.3%	25.3%	22.4%	37.4%

町の回答者人口別でみると、回答数189の内3万人以上14.8%、1～3万人未満が22.2%、1万人未満が残り63%である。対象となったのは、1万人以上の町であり、児童数は1000人以上となる。市の回答者人口では、10万未満が231で32.2%、10～30万未満は103で14.36%、30万以上が32で5%、政令市区が116で16.17%である。

1. 基本事項

調査対象は、以下のとおりである。未記入・不明部分を除外した有効数値となる。

表2

件

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
人口	715	596	1919664	95035.59	126782.162
18才未満こども人口	700	38	190141	15384.13	19723.180
保育所	692	0	118	16.64	17.428
幼稚園	666	0	70	8.76	9.916
子ども園	599	0	42	1.08	2.513
小学校	702	1	81	13.80	12.452
中学校	702	1	50	6.57	6.286
学童保育	656	0	101	13.07	14.448
児童館	637	0	44	3.16	5.208

表3 生活保護率と人口規模区分との関係

件 (%)

		人口規模区分							
		全 体	特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
生活保護率	5.0%未満	18.0	0.0	19.8	0.0	12.6	19.5	19.0	29.3
	5.0%以上10.0%未満	23.6	20.0	6.9	18.8	35.9	29.9	21.7	17.1
	10.0%以上15.0%未満	16.2	20.0	6.9	12.5	25.2	20.3	15.3	2.4
	15.0%以上	28.7	60.0	50.9	68.8	25.2	26.0	16.4	12.2
	無回答	13.5	0.0	15.5	0.0	1.0	4.3	27.5	39.0
調査数		620	5	98	32	102	221	137	25
生活保護率平均(%)		14.09	21.94	23.54	19.08	13.17	12.11	11.15	6.52

表4

件 (%)

		人口規模区分							
		全 体	特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
平成25年度の児童虐待相談対応件数/身体的	0件	12.3	0.0	0.9	0.0	2.9	2.2	29.1	58.5
	1~4件	20.1	0.0	6.0	0.0	2.9	22.5	39.7	17.1
	5~9件	15.2	0.0	14.7	0.0	11.7	23.8	11.1	9.8
	10件以上	45.3	100.0	56.0	100.0	82.5	50.6	10.6	2.4
	無回答	7.1	0.0	22.4	0.0	0.0	0.9	9.5	12.2
調査数		666	5	90	32	103	229	171	36
平成25年度の児童虐待相談対応件数/身体的	平均(件)	22.44	47.80	29.59	112.56	39.35	16.03	3.81	1.81

表5

件 (%)

		人口規模区分							
		全 体	特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
平成25年度の児童虐待相談対応件数/性的	0件	55.8	20.0	41.4	25.0	35.0	60.6	69.8	85.4
	1件以上	32.4	80.0	31.9	75.0	60.2	34.6	12.7	2.4
	無回答	11.9	0.0	26.7	0.0	4.9	4.8	17.5	12.2
調査数		632	5	85	32	98	220	156	36
平成25年度の児童虐待相談対応件数/性的	平均(件)	1.16	2.00	0.86	4.56	1.84	1.30	0.21	0.08

表6

件 (%)

		人口規模区分							
		全 体	特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
平成25年度の児童虐待相談対応件数/ネグレクト	0件	13.2	0.0	1.7	0.0	1.9	8.7	24.9	58.5
	1~4件	18.5	0.0	10.3	0.0	8.7	17.3	33.3	22.0
	5~9件	13.2	20.0	5.2	3.1	7.8	21.6	13.2	9.8
	10件以上	47.3	80.0	60.3	96.9	81.6	51.1	16.9	0.0
	無回答	7.7	0.0	22.4	0.0	0.0	1.3	11.6	9.8
調査数		662	5	90	32	103	228	167	37
平成25年度の児童虐待相談対応件数/ネグレクト	平均(件)	26.94	53.00	40.61	110.69	48.36	19.56	5.26	1.41

表7

件 (%)

	全 体	人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41	
平成25年度の児童虐待相談対応件数/心理的	0件	17.0	0.0	1.7	0.0	3.9	11.7	32.8	65.9
	1~4件	19.2	20.0	7.8	0.0	9.7	24.7	29.6	12.2
	5~9件	12.3	0.0	11.2	0.0	12.6	18.6	9.0	4.9
	10件以上	42.5	80.0	54.3	100.0	73.8	44.2	13.8	4.9
	無回答	8.9	0.0	25.0	0.0	0.0	0.9	14.8	12.2
調査数	653	5	87	32	103	229	161	36	
平成25年度の児童虐待相談対応件数/心理的	平均(件)	21.57	34.40	28.43	105.69	38.53	14.65	4.24	1.47

表8

件 (%)

	全 体	人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41	
平成25年度の児童虐待相談対応件数/児童相談所がかかわっていない件数	0件	30.4	20.0	16.4	21.9	28.2	29.0	38.6	53.7
	1件以上	28.2	40.0	25.9	3.1	28.2	37.7	25.9	9.8
	無回答	41.4	40.0	57.8	75.0	43.7	33.3	35.4	36.6
調査数	420	3	49	8	58	154	122	26	

ネグレクトの数と生保率の相関をみると、低い正の相関があった。(r=0.247)。

平成25年度の児童虐待相談対応件数で、児童相談所ケースとの重なり度をみるために、児童相談所がかかわっていない件数として提出してもらったが回答が少なかった(表8)。

2. 要対協に係る職員 調整機関

調整機能を持っている人数平均は、3.51人であり、調整機関的役割を程度別で問い、その稼働内容に関する回答を得た（表9）。

表9

人（%）

	全体	人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人～30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41	
職員構成/調整機関機能を持っている人の人数	0人	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	4.2	12.2
	1～2人	35.0	0.0	19.8	12.5	25.2	39.8	45.0	51.2
	3～4人	27.3	20.0	27.6	25.0	22.3	35.9	23.3	12.2
	5人以上	22.3	80.0	22.4	59.4	51.5	17.7	9.0	0.0
	無回答	13.4	0.0	30.2	3.1	1.0	6.1	18.5	24.4
調査数	621	5	81	31	102	217	154	31	
職員構成/調整機関機能を持っている人の平均(人)	3.51	12.00	3.72	7.13	4.84	3.14	2.46	1.42	

調整機関機能をもつ職員の現職経験年数ごとでみると、4年未満では事務職が多く、4年以上になると、教員免許を有するものとなる（表10）

表10

人（%）

	全体	調整機関機能スタッフ: 現職経験年数					
		1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4年以上	
調査数	2717	521	646	483	356	711	
調整機関機能スタッフ: 所持資格	児童福祉司と同等の資格	5.1	0.4	5.0	4.1	6.5	8.6
	医師	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
	社会福祉士	9.2	7.9	10.5	6.4	13.2	8.9
	精神保健福祉士	1.5	1.0	1.4	0.8	1.7	2.3
	保健師・助産師・看護師	12.0	10.2	9.3	14.1	10.1	15.5
	教員免許を有するもの	12.9	9.8	11.0	12.0	12.1	18.0
	保育士	11.9	8.6	11.8	11.6	14.6	13.1
	上記に該当しない社会福祉主事	5.6	5.8	5.3	6.6	3.4	6.0
	事務職	28.9	43.2	32.4	32.3	24.4	15.3
	心理士	4.2	2.3	4.5	2.7	4.8	6.0
	その他	3.5	3.3	3.7	4.1	3.9	3.0
	無回答	5.2	7.7	5.1	5.2	5.3	3.4

正規職では事務職が多く、ついで保健師が多い。非正規では教員免許を有する者ついで保育士資格となる(表11)

表 11

人 (%)

	全 体	調整機関機能スタッフ:勤務形態		
		正 規	非正規	
調査数	2797	1965	832	
調整機関機能スタッフ:所持資格	児童福祉司と同等の資格	5.1	4.3	7.0
	医 師	0.0	0.1	0.0
	社会福祉士	9.2	8.3	11.2
	精神保健福祉士	1.4	1.0	2.5
	保健師・助産師・看護師	12.1	15.7	3.6
	教員免許を有するもの	12.9	5.0	31.5
	保育士	11.7	10.1	15.4
	上記に該当しない社会福祉主事	5.4	6.6	2.6
	事務職	28.8	40.3	1.8
	心理士	4.1	2.0	9.1
	その他	3.6	1.3	9.3
	無回答	5.6	5.4	6.0

また、所持資格内で見ると、正規では医師、保健師等、保育士が続き、教員免許を有するものがもっとも低い。

表 12

人 (%)

	全 体	調整機関機能スタッフ:所持資格											
		児童福祉司と同等の資格	医 師	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師・助産師・看護師	教員免許を有するもの	保育士	上記に該当しない社会福祉主事	事務職	心理士	その他	
調査数	2701	143	1	275	40	376	361	328	152	806	116	103	
調整機関機能スタッフ:勤務形態	正 規	68.8	58.7	100.0	59.3	47.5	81.9	27.4	60.7	85.5	98.1	34.5	24.3
	非正規	29.0	40.6	0.0	33.8	52.5	8.0	72.6	39.0	14.5	1.9	65.5	74.8
	無回答	2.2	0.7	0.0	6.9	0.0	10.1	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	1.0

調整機関スタッフの経験年数と非正規正規をみていくと、1年未満は正規職の割合が8割であるが、4年以上になると、非正規職が43.1%を占める。

表 13

人 (%)

	全 体	調整機関機能スタッフ:現職経験年数					
		1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4年以上	
調査数	2777	531	662	495	363	726	
調整機関機能スタッフ:勤務形態	正 規	69.9	80.4	73.1	75.2	67.8	56.9
	非正規	29.9	19.4	26.6	24.6	32.2	43.1
	無回答	0.1	0.2	0.3	0.2	0.0	0.0

調整機関として働くのは、1~4割が全体の38.8%であった。職務内容別で見ると、管理者では、調整機関的機能を10割果たしているとした場合が4.5%で、61.4%の多くは1~4割で役割

を果たしていた。また、職務内容が相談である場合には、10割が23.1%、7～9割が19.7%で7割以上が42.8%であった。事務担当の場合には、1～4割が51.5%を占め、ついで5～6割が19.5%であった(表14)。

表14

人(%)

人口規模区分		全 体	調整機関機能スタッフ:職務内容		
			管 理	相 談	事 務
調査数		2832	539	1708	585
調整機関機能スタッフ:調整機関として働く程度	10割	16.5	4.5	23.1	8.0
	7～9割	15.4	6.1	19.7	11.5
	5～6割	16.9	10.9	17.9	19.5
	4～1割	38.8	61.4	27.3	51.5
	0～1割未満	1.9	3.5	1.5	1.7
	無回答	10.6	13.5	10.5	7.9

正規で稼働するのは全体の69.4%を占めた。調整機関機能のうち10割働く割合別でみると、非正規が62%と高かった。しかし7割～9割になると、正規が67.3%を占め、5～6割では77.2%であった(表15)。

表15

人(%)

人口規模区分		全 体	調整機関機能スタッフ:調整機関として働く程度				
			10割	7～9割	5～6割	4～1割	0～1割未満
調査数		2585	490	441	482	1107	65
調整機関機能スタッフ:勤務形態	正 規	69.4	34.1	67.3	77.2	82.9	63.1
	非正規	29.6	62.0	32.2	22.8	16.8	36.9
	無回答	0.9	3.9	0.5	0.0	0.3	0.0

調整機関として働く程度が10割と答えた場合もっとも多かったのが4年以上経験者で30.2%ついで、勤務1年～2年未満の1年目の経験者が23.1%を占めた(表16)。

表16

人(%)

人口規模区分		全 体	調整機関機能スタッフ:調整機関として働く程度				
			10割	7～9割	5～6割	4～1割	0～1割未満
調査数		2585	490	441	482	1107	65
調整機関機能スタッフ:現職経験年数	1年未満	18.2	13.9	13.8	17.8	21.9	21.5
	1～2年未満	23.4	23.1	23.4	22.4	23.9	24.6
	2～3年未満	17.1	14.5	18.4	17.8	17.7	12.3
	3～4年未満	13.0	12.7	12.7	13.3	13.6	7.7
	4年以上	25.4	30.2	30.4	26.1	20.6	32.3
	無回答	2.8	5.7	1.4	2.5	2.3	1.5

調整機関として働く程度が10割と答えたのは、多い順に、教員免許取得者、保育士、保健師・

助産師・看護師について社会福祉士の順であった(表 17)。

表 17

人 (%)

人口規模区分		全 体	調整機関機能スタッフ: 調整機関として働く程度				
			10割	7~9割	5~6割	4~1割	0~1割未 満
調査数		2534	484	433	464	1095	58
調整機関 機能スタッ フ:所持資 格	児童福祉司と同等の資格	5.3	7.4	6.9	6.5	3.5	1.7
	医 師	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
	社会福祉士	9.2	11.0	13.2	8.6	7.5	3.4
	精神保健福祉士	1.5	2.5	1.8	1.5	1.0	0.0
	保健師・助産師・看護師	12.9	11.4	17.6	11.6	12.4	8.6
	教員免許を有するもの	13.1	25.2	12.7	12.7	8.4	6.9
	保育士	10.9	14.9	16.2	11.9	6.7	10.3
	上記に該当しない社会福祉主事	5.5	5.8	6.2	6.3	4.7	6.9
	事務職	28.8	6.2	14.3	28.4	44.4	34.5
	心理士	4.2	6.6	3.7	3.7	2.9	17.2
	その他	3.6	5.4	3.5	3.2	3.2	0.0
無回答	4.9	3.7	3.9	5.4	5.4	10.3	

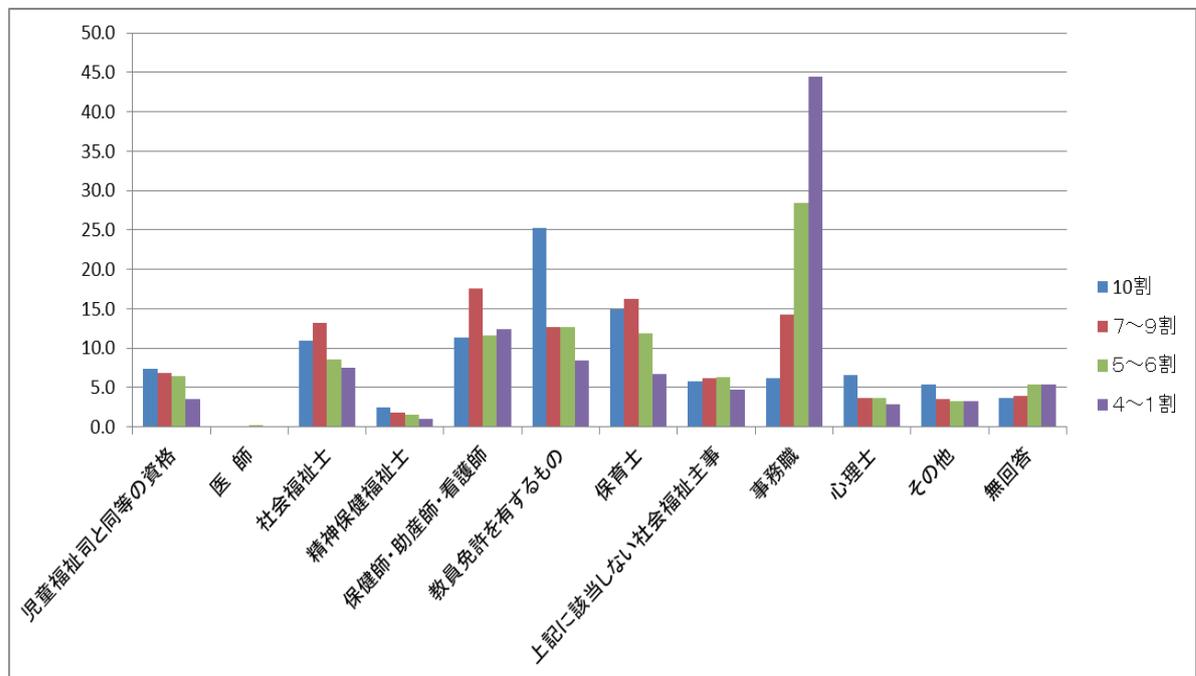


図 1

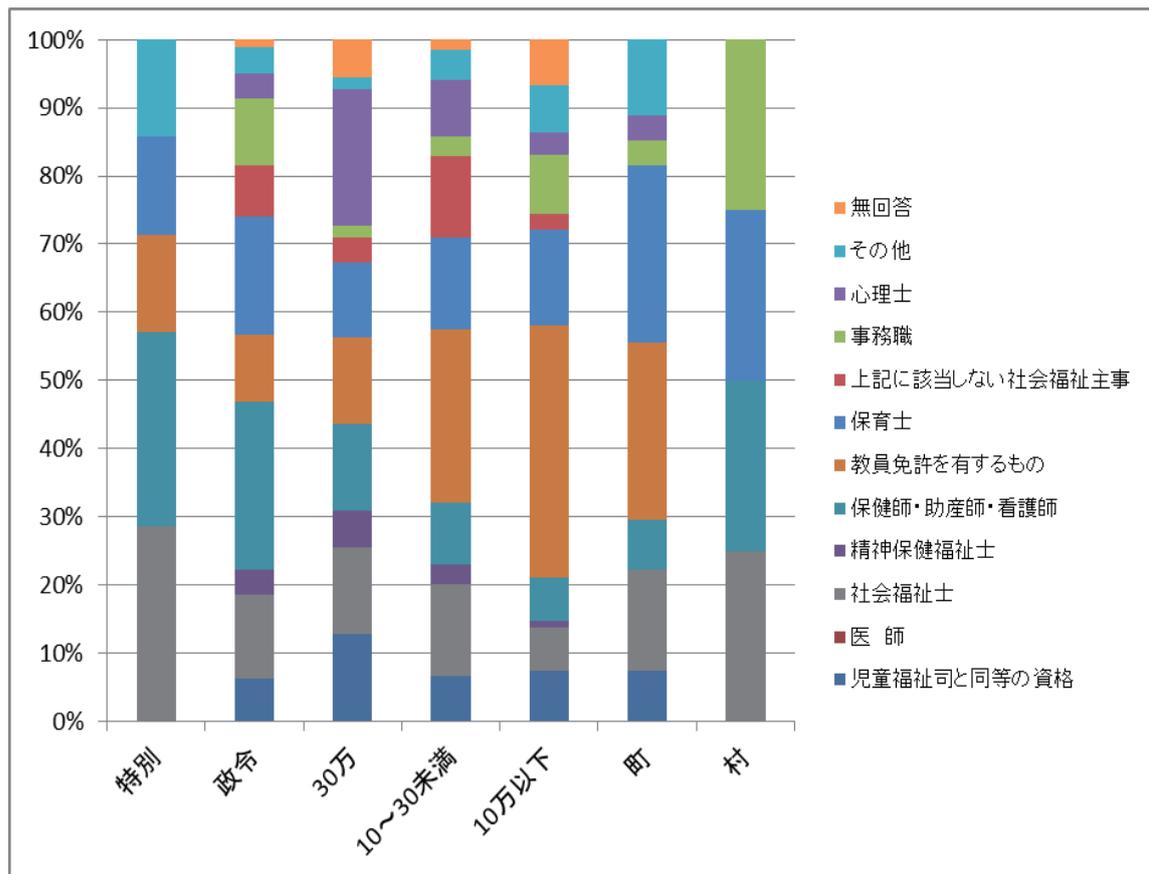


図 2

要保護児童管理件数が多いほど、10割働くスタッフの人数が多く配置されていた（表 18）。

表 18

人 (%)

		全 体	調整機関機能10割スタッフの人数			
			1名	2名	3名	4名以上
調査数		241	117	59	31	34
要保護児童等管理件数／要保護児童	0件	7.9	8.5	13.6	0.0	2.9
	1～9件	5.8	7.7	5.1	6.5	0.0
	10～39件	22.4	25.6	25.4	16.1	11.8
	40～99件	26.1	27.4	27.1	25.8	20.6
	100件以上	33.2	27.4	22.0	48.4	58.8
	無回答	4.6	3.4	6.8	3.2	5.9
要保護児童等管理件数／要保護児童	平均(件)	110.43	84.75	70.71	116.20	264.00

3. 実務者会議

進行管理会議の75.9%は実務者会議として開催されていた。また別の会議として実施されているが、事実上、呼称だけを変えているが実務者会議の一部であると説明がつけられていた。

つまり、実務者会議とは別名として進行管理的な機能を持たせているが実務者会議の一部であることを意味する。

特別区では「児童相談所と区担当者のみです」、30万以上では18.8%、10～30万未満が16.5%、10万未満が18.9%、町では24.9%であった。

ただし、10～30万未満で1か所、10万未満の市で6カ所進行管理を実施していない市もあった。

別の内容では以下の説明があった。

- ① 特別区では、児童相談所、子育て家庭支援センター会議と二者で実施されていた。
- ② 政令市では、進行管理会議として実施している政令市、一つの区であるが、中学校区地域ケア会議としていた。全件チェック会議、事務局会議、分科会などであった。
- ③ 人口30万以上では、4者連絡会議、ケース検討会議、課内進行管理会議の名称を冠していた。
- ④ 人口10万～30万未満では、事務局会議、地区会議、育児支援会議、児相との打ち合わせ会、受理会議、ミニ実務者会議、児童相談係会議
- ⑤ 人口10万未満では事務局会議、課内進行管理会議、定例ケース会議、定例方針会議、モニタリング会議、児童相談所との連絡会議、就学前と就学後の庁内関係課会議、福祉部署連絡会議、子ども支援連絡会、ケース進行管理会議、個別ケース検討会議として扱っているところもあった。
- ⑥ 町の回答では、代表者会議としているところや、事務局会議、児童相談所と町の連絡会議、子育て支援ネットワーク会議、必要なら個別ケース検討をする、などの回答があった。

4. 進行管理会議（実務者会議）

① 実施単位は、「市町村に一つ」と回答をしていたのが 78.9%、「地区別にもつ」が 9.2%、「内容別にもつ」が 2.1%であった。

「地区別回答」についてみていくと、政令市の1つの区は中学校区ごとの回答があった。生活保護率が 240 パーミルの地区であり、以前からの地域ネットワークが踏襲されている。政令市では福祉事務所ごとでの運営の回答もあった。市においては、合併前の旧市町区域、警察署の管轄ごと、中学校区ごと(8 か所以後数字だけとする) 母子保健の担当(2)、4つの地区ごと(1)、町を2つにわけた、小学校区(1)となる。

「内容別回答」をみると、部会ごと(3)、年齢別(1)、所属別(1) 学期ごとに開くのは要保護家庭・児相係属ケースで庁内会議は市の関わる家庭(1)、学校別、保育所別、行政内別(1)

表 19

	全体	人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41	
進行管理会議の実施単位	市(区)町村で一つ	78.9	80.0	55.2	78.1	84.5	87.4	79.9	80.5
	地区別にもつ	9.2	0.0	29.3	21.9	5.8	3.9	4.8	2.4
	内容別にもつ	2.1	20.0	0.0	0.0	3.9	2.2	2.6	0.0
	年齢別	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
	その他	3.3	0.0	0.0	0.0	4.9	3.0	5.8	2.4
	無回答	6.3	0.0	15.5	0.0	1.0	3.0	6.9	14.6

② 台帳にあげる事例

台帳リストには、「すべての事例をあげる」が 66.1%、選別が 25.1%であった。

選別とした内容については、

- ・ 一時保護の可能性が高い。養護性が高く他の機関連携が必要な場合、区児相共に関わっている、他の機関も知っておいてほしい
- ・ 児童相談所において虐待認定された児童のうち、支援が必要な児童や、その他関係機関との支援が必要な児童。・保健所が実施する養育支援家庭訪問事業の対象者。
- ・ 家庭児童相談室(市内14区役所・支所の福祉事務所に設置)が実施する養育支援家庭訪問事業の対象者及び総合相談受付等を通じて把握した関係機関との連携が必要な児童。)
- ・ 問題のあったケース(1)、見守りを要するケース(1)、特に検討が必要と思われるケース(1)、個別ケース検討会議を開いたもの(2)、虐待ケースのみ(5)、署名のみケースに関わりがある(1)、長期間継続的に支援が必要なケース(1)、主訴が特定妊婦と虐待ケースのみ(ケースが多いため4)、要保護児童とDV被害者(1)、Aランクとして進行管理をしている(1)、実務者会議を実施したケースのみ(1)、新規ケース、児相介入ケース、支援方針を悩むケース、児童虐待相談ケース(2)、実務者会議、進行管理部会と協議した結果、当面は協議会として児童の見守りが必要と判断した事例(2)、各機関の情報提供の中から進行管理するが協議をして決めている(1)、調整機関で登載する必要があると判断したケース(1)、各関係部署が情報共有を希望するケース(1)、虐待、非行、特

定妊婦（1）、継続と困難事例・重度事例（1）虐待ケースと要支援ケース、児童相談所と共同で管理しているケース（1）

家庭児童相談室で把握している事例のみで新規のケースや緊急性が高い（ハイリスク）のケース（1）ケースの緊急度を A から D に分け早期対応を要する A と B に分類したケースを記載（1）、連携が必要なケース（2）、相談があり受理会議を開催したケース（1）、複数関わっているケース（2）、中央こども家庭センターに通告した事例（1）、保健予防関係（1）、要対協で対応する事例と担当課のみで対応する事例に分けている（1）

以上をみると、緊急度に限定、虐待事例のみ、虐待事例・特定妊婦、個別ケース検討会議をしたもの、複数の関係機関が関わっているもの、児童相談所で共同管理しているものなど、意図的に、選別して進行台帳に載せている市町村のあることがわかった。

③ 「進行管理が要領で位置づけられているか」については、「位置づけられている」が、66.6%であった。要領を決めてない市町村では、「重症度の重いケース、見守りが必要なケース」や「特に継続して支援が必要と思われる児童」「会議間内に出てきた養育支援児童・要保護児童名と状況、「困難事例、重度事例、参加機関に係る事例」など、調整機関側で台帳に入れていることが窺われた。

④ 開催頻度は、1か月に一度が全体の25%、3ヶ月に一度が21.2%、4ヶ月に一度が13.9%である。その他は、1週間に1回、2週間に1回とより頻回に実施していた。また重症度別に会議を開催、学期ごとに開催するなどの工夫もあった。

【その他】では、複数回実施の説明がなされていた。開催は1回ではなく、<1週間に1度（1）>、<1年に1回（1）>、<隔月開催と4か月に一度（1）>、<市内年4回、市外は年3回（1）>、<1か月に2回（4）>、<学期ごと、学期に2回>。

- ・<全ケースは6か月、重度困難は3か月（1）>
- ・<軽度・中度は3回/年 重度は6回/年 要支援は2回/年（1）>
- ・<学校別は3ヵ月1回、保育園は4ヵ月に1日、行政間内1ヵ月に1回（1）>
- ・市内行政地区2ヵ所ごとに2ヵ月に1回開催、年18回（1）
町においては、事案が発生した時に「会議をする」。

⑤ 開催時間では1～3時間未満が72.0%を占めた。特別区60%、政令市56%、人口30万以上75%、人口10～30万未満で68.9%、人口10万以下で82.3%、町で73.5%であった。

⑥ 一回にかける平均ケースと一ケースにかける時間についても回答を得ることができた。以下のように、3か月に一度実施の会議では、一ケースあたりにかける時間が「5分以内」が43.8%と最も高い割合となった。1か月に一度や2か月に一度、6か月に一度においていずれも5分以内では3割を占めた。

表 20

			ケースにかかる時間				合計
			5分未満	5～10分未満	10～15分未満	15分以上	
開催頻度新	1ヶ月に一度	度数	53	49	35	13	150
		開催頻度新の%	35.3%	32.7%	23.3%	8.7%	100.0%
	2ヶ月に1回	度数	12	11	8	2	33
		開催頻度新の%	36.4%	33.3%	24.2%	6.1%	100.0%
	3か月に一回	度数	49	34	19	10	112
		開催頻度新の%	43.8%	30.4%	17.0%	8.9%	100.0%
	4か月に一回	度数	23	28	21	9	81
		開催頻度新の%	28.4%	34.6%	25.9%	11.1%	100.0%
	6ヶ月に一回	度数	11	7	5	6	29
		開催頻度新の%	37.9%	24.1%	17.2%	20.7%	100.0%
	その他	度数	12	9	7	5	33
		開催頻度新の%	36.4%	27.3%	21.2%	15.2%	100.0%
不定期	度数	1	5	6	3	15	
	開催頻度新の%	6.7%	33.3%	40.0%	20.0%	100.0%	
合計		度数	161	143	101	48	453
		開催頻度新の%	35.5%	31.6%	22.3%	10.6%	100.0%

表 21

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
1ケースにかかる時間	5分未満	22.9	60.0	27.6	50.0	46.6	19.9	8.5	7.3
	5～10分未満	19.9	20.0	16.4	21.9	23.3	29.9	11.1	4.9
	10分～15分未満	14.1	20.0	21.6	18.8	6.8	14.7	13.2	7.3
	15分以上	22.6	0.0	6.0	6.3	4.9	22.5	43.4	34.1
	無回答	20.5	0.0	28.4	3.1	18.4	13.0	23.8	46.3
調査数		571	5	83	31	84	201	144	23
1ケースにかかる時間	平均(分)	16.57	4.10	8.20	5.57	5.73	13.84	31.80	32.41

⑦ 一回のケースにかかる時間

開催時間は、当然のことながら、一回の協議件数が少ないほど、ケースにかかる時間は長かった。40件以上であれば、76%は5分未満と答えている。

表 22

			ケースにかかる時間				合計	
			5分未満	5～10分未満	10～15分未満	15分以上		
一回のケース量	0～5件未満	度数	1	0	9	5	15	
		一回のケース量の%	6.7%	0.0%	60.0%	33.3%	100.0%	
	5～10件未満	度数	0	2	13	18	33	
		一回のケース量の%	0.0%	6.1%	39.4%	54.5%	100.0%	
	10～20件未満	度数	3	31	45	15	94	
		一回のケース量の%	3.2%	33.0%	47.9%	16.0%	100.0%	
	20～40件未満	度数	20	75	24	6	125	
		一回のケース量の%	16.0%	60.0%	19.2%	4.8%	100.0%	
	40件以上	度数	134	33	8	1	176	
		一回のケース量の%	76.1%	18.8%	4.5%	.6%	100.0%	
	合計		度数	158	141	99	45	443
			一回のケース量の%	35.7%	31.8%	22.3%	10.2%	100.0%

*参考：実施単位と1ケースにかかる時間、及び実施単位と1回のケース量をみたが、地区別では1回のケース量が多いため、1ケースにかかる時間は5分以内が高くなっているが、実施方法での数字上での違いはみられなかった。

			実施単位					合計	
			一つ	地区別	内容別	年齢別	その他		
一回のケース量	0～5件未満	度数	79	6	6	0	5	96	
		実施単位の%	16.1%	11.3%	50.0%	0.0%	50.0%	17.0%	
	5～10件未満	度数	52	2	0	0	0	54	
		実施単位の%	10.6%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	
	10～20件未満	度数	89	9	1	0	2	101	
		実施単位の%	18.2%	17.0%	8.3%	0.0%	20.0%	17.8%	
	20～40件未満	度数	114	11	2	1	1	129	
		実施単位の%	23.3%	20.8%	16.7%	100.0%	10.0%	22.8%	
	40件以上	度数	156	25	3	0	2	186	
		実施単位の%	31.8%	47.2%	25.0%	0.0%	20.0%	32.9%	
	合計		度数	490	53	12	1	10	566
			実施単位の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

			実施単位					合計	
			一つ	地区別	内容別	年齢別	その他		
ケースにかかる時間	5分未満	度数	133	23	3	0	1	160	
		実施単位の%	34.0%	47.9%	60.0%	0.0%	20.0%	35.6%	
	5～10分未満	度数	126	12	2	1	2	143	
		実施単位の%	32.2%	25.0%	40.0%	100.0%	40.0%	31.8%	
	10～15分未満	度数	90	8	0	0	1	99	
		実施単位の%	23.0%	16.7%	0.0%	0.0%	20.0%	22.0%	
	15分以上	度数	42	5	0	0	1	48	
		実施単位の%	10.7%	10.4%	0.0%	0.0%	20.0%	10.7%	
	合計		度数	391	48	5	1	5	450
			実施単位の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑧ 進行管理会議で検討する事例（複数回答）

新規事例が最も多く、ついで困難事例、継続事例、重度事例であった。

【検討の工夫】としては

- ・年4回全ケース、週1回の支援検討会議では継続事例、困難事例、重度事例をみる（1）
- ・時間に制約があるため、困難事例を先行する（1）
- ・終結（動きのある場合）
- ・保育所優先入所、居所不明児童情報の共有・特定妊婦モデル事業（1）
- ・リスクアセスメントを行ってリスク度をみる（1）
- ・A：10ヵ月 B：2ヵ月 C：3ヵ月ごとに選別にランクを分けている
- ・継続ケースは重症度別に進行管理の間隔を決めて行っている（1）
- ・継続では世帯状況の変化が大きかった事例（1）
- ・状況変化がある事例（多）
- ・終結予定、ランク変更等（1）
- ・施設退所（1）

⑨ 進行管理に参加機関

「その他」で加筆された機関については、すでに選択されていた機関数に加算した。

進行管理会議に出席した平均機関は全体では6.12機関であった。

表 23

記述統計量					
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
改変合計値	717	0	30	6.12	3.471
有効なケースの数 (リストごと)	717				

進行管理参加機関数は特別区、政令市、人口30万以上では5～6機関以内での実施が多いが、10～30万未満、10万未満では7～8機関が多い傾向にあった。ただし、最大30機関のよる会議を開催しているという回答もみられた。全数把握のための会議を年2回開く場合、関係する機関が参加するために、機関数が増えると答えた場合もあった。

進行管理会議は、のちの事例紹介でもあげているように、一回制でなく、複数対応や地区対応などで実施されているため、個々が見えづらくなっている（この点については、事例編で補足したい）

表 24

	記述統計				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
特別区	5	3	6	4.40	1.140
政令市	116	0	16	4.98	3.597
30万以上都市	32	1	14	6.97	3.450
10～30万	103	0	30	7.57	3.821
10万未満	231	0	17	6.46	3.143
町	189	0	15	5.90	3.314
村	41	0	13	4.29	2.994

表 25 進行管理参加機関数と市区分別

			市区分							合計
			特別区	政令市	30万以上	10-30未満	10未満	町	村	
進行管理参加機関数	1~4機関	度数	3	36	8	14	49	37	19	166
		市区分の%	60.0%	36.7%	25.0%	13.9%	22.3%	21.8%	54.3%	25.1%
	5~6機関	度数	2	34	8	23	60	49	7	183
		市区分の%	40.0%	34.7%	25.0%	22.8%	27.3%	28.8%	20.0%	27.7%
	7~8機関	度数	0	12	6	26	50	41	6	141
		市区分の%	0.0%	12.2%	18.8%	25.7%	22.7%	24.1%	17.1%	21.3%
	9~10機関	度数	0	6	5	23	39	29	1	103
		市区分の%	0.0%	6.1%	15.6%	22.8%	17.7%	17.1%	2.9%	15.6%
	11機関以上	度数	0	10	5	15	22	14	2	68
		市区分の%	0.0%	10.2%	15.6%	14.9%	10.0%	8.2%	5.7%	10.3%
	合計	度数	5	98	32	101	220	170	35	661
		市区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑩ 検討内容

実務者会議は要保護児童対策地域協議会が管理する子どもの安全な状況と支援を検討する会議である。全体をみると、「子どもの現在の状況把握」、「子どもの安全と支援方針をみる」、「支援方針の確認」が特別区では8割を超える。「主担当機関の確認」については、政令市、30万以上都市、人口10~30万未満都市では、50%以上の割合で実施検討されている。

「支援効果評価」は、再アセスメントを意味するが、意識的にされている割合は特別区、30万以上の都市以外は10%台で低かった。

「個別ケース検討会議を提案する」は全体では30.8%で、区が4割を超えたが、人口10万未満では30.3%、町では19.6%と低い。本来実務者会議においては、必要に応じて個別ケース会議開催を検討する協議の場であるはずが、そうとは認められていないことがわかる。また、支援効果評価についても検討内容率は低かった(表26)。

表 26

複数回答

		全体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
検討内容	子どもの現在の状況	86.3	80.0	80.2	90.6	96.1	90.5	83.1	68.3
	子どもの安全と支援方針をみる	60.3	80.0	63.8	53.1	61.2	60.6	61.4	43.9
	支援方針の確認	75.7	80.0	71.6	87.5	79.6	79.2	72.5	63.4
	困難事例の検討	43.5	40.0	43.1	43.8	49.5	48.5	38.6	24.4
	主担当機関の確認	42.8	40.0	58.6	59.4	52.4	42.4	30.7	19.5
	報告のみ	21.1	40.0	39.7	37.5	20.4	16.9	14.3	9.8
	個別ケース検討会議開催の提案	30.8	40.0	41.4	37.5	40.8	30.3	19.6	24.4
	支援効果評価	16.3	40.0	18.1	34.4	13.6	17.3	13.8	7.3
	その他	4.9	0.0	9.5	6.3	6.8	2.6	4.2	2.4
	無回答	8.2	0.0	16.4	0.0	2.9	5.2	9.0	19.5

⑪ 進行管理へのスーパーバイザー(以下S V)参加状況

「進行管理会議へのスーパーバイザーを設けていない」が全体の48.5%であった。もっとも多いのはS Vとしての児童相談所であった。政令市では外部S Vの割合は高かった。

表 27

	全 体	人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41	
進行管理へのスーパーバイザー参加状況	学識経験者や自治体職員以外の専門職	7.7	0.0	16.4	3.1	8.7	6.9	4.2	4.9
	SVとしての児童相談所	26.4	40.0	12.9	34.4	20.4	32.0	30.7	19.5
	関係機関からの出席	6.1	0.0	5.2	0.0	3.9	6.9	7.4	9.8
	その他	4.6	20.0	6.9	3.1	8.7	3.9	2.6	0.0
	設けていない	48.5	40.0	42.2	59.4	56.3	47.2	48.1	48.8
	無回答	8.8	0.0	17.2	0.0	2.9	5.6	10.6	17.1

⑫ 終結基準

「あり」が3割あった。

ありについての記述では、(* 数字は該当市区町村数を示す)

- ・2年見守る (1)
- ・1年間虐待継続がなく見守りが必要ないと判断した場合 (15)
- ・6か月~1年虐待がみられない場合 (2)
- ・6か月 (13)
- ・当初の問題が解決され、3か月虐待がない場合 (2)
- ・3か月虐待問題がなく、支援機関でみることができる場合 (2)
- ・支援評価シートに基づいて見る(2)。要支援家庭チェックシート利用(1)、リスクシート活用(2) アセスメントシート利用して大丈夫なとき (3)
- ・一機関の対応が可能となったケース(1)
- ・家庭状況も登校状況も落ち着く(2)・基準はないが家庭が安定しているとみられたとき (2)
- ・虐待が見当たらない時点で重症度を“小康状態”とし“小康状態”3回で終結を目安としている(1)
- ・緊急度の低いケースで3ヵ月以上安定期間が継続した時 (2)

以上をみると、18才に達する、施設入所、転出など以外に、以下の3点で終結としている。

- ・期間で区切る・虐待継続がない場合に終結・期限を区切り支援機関があるとした場合に終結
- ・危険度をみたらうで、家庭安定があれば終結
- ・支援評価できるシート利用をして終結

⑬ 進行管理会議開催の利点や効果について

進行管理会議開催の効果については、5項目を設定した。

それらは、a.参加機関の役割責任が明確化できたか b.参加機関の支援に対する関心が高まった c.ケースの重症度が抑えられる d.ケースの対応の見直しができているか e.ケース状況

が共有できているか についてである。

a.全体的には「あり」「ややあり」の回答が8割を超えた。「ややなし」でみていくと、特別区2割、人口30万以上で18.8%であった。

表 28

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
参加機関の役割責任が明確化できた	あり	39.1	40.0	39.7	46.9	50.5	39.4	34.9	19.5
	ややあり	41.3	40.0	31.0	31.3	42.7	47.6	42.3	34.1
	ややなし	6.1	20.0	6.0	18.8	3.9	4.8	6.9	4.9
	なし	3.1	0.0	1.7	0.0	1.0	3.0	3.7	12.2
	無回答	10.5	0.0	21.6	3.1	1.9	5.2	12.2	29.3

b.全体的には「あり」「ややあり」の回答は8割を超えた。「ややなし」は3.5%未満であった。

表 29

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
参加機関の支援に対する関心が高まった	あり	38.6	60.0	41.4	40.6	42.7	40.7	33.3	29.3
	ややあり	44.5	40.0	32.8	53.1	48.5	49.4	45.5	29.3
	ややなし	3.5	0.0	3.4	3.1	5.8	2.2	4.8	0.0
	なし	2.8	0.0	0.0	0.0	1.0	2.6	4.2	12.2
	無回答	10.6	0.0	22.4	3.1	1.9	5.2	12.2	29.3

c.全体的には「あり」「ややあり」の回答は7割を超えた。「ややなし」が12.8%であった。

表 30

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
ケースの重症度化が抑えられている	あり	24.5	20.0	28.4	21.9	29.1	25.1	21.2	17.1
	ややあり	49.0	60.0	33.6	59.4	53.4	53.7	51.3	34.1
	ややなし	12.8	20.0	12.1	15.6	14.6	14.3	10.1	12.2
	なし	2.9	0.0	3.4	3.1	1.0	1.3	4.2	9.8
	無回答	10.7	0.0	22.4	0.0	1.9	5.6	13.2	26.8

d.全体には、「あり」「ややあり」の回答が8割を超えた。「ややなし」については、特別区では

20%、人口 30 万以上では 12.5% でであった。

表 31

		人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
ケース対応の見直しができる	あり	46.9	60.0	50.0	37.5	55.3	48.5	42.9	31.7
	ややあり	37.2	20.0	19.8	50.0	38.8	43.3	40.7	24.4
	ややなし	4.3	20.0	6.0	12.5	3.9	3.5	2.6	4.9
	なし	1.7	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	2.1	12.2
	無回答	9.9	0.0	21.6	0.0	1.9	4.8	11.6	26.8

e.全体では、「あり」「ややあり」が 8 割を超えた。特別区は 100%、市で 9 割を超えた。

表 32

		人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
ケース状況の共有化ができた	あり	73.1	100.0	59.5	87.5	84.5	79.2	69.8	48.8
	ややあり	15.2	0.0	16.4	12.5	12.6	15.6	16.9	12.2
	ややなし	0.4	0.0	1.7	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	なし	1.5	0.0	0.9	0.0	0.0	0.4	2.1	12.2
	無回答	9.8	0.0	21.6	0.0	1.9	4.8	11.1	26.8

⑭ 進行管理会議(実務者会議)で工夫されていること (自由記述)

進行管理において工夫されていることについては、さまざまな回答があった。扱う管理件数により事情が異なると予測されたため、管理件数ごとに項目(257項目)をならべかえ、同じ意味の項目について共通するものを抽出した。記載内容は、会議前の手続き、会議運営、資料の категорияが多かったため、分類した。最終項目(会議前の手続き 20 会議 36 資料 13 その他 6)から、抜粋項目(会議前 6 会議 10 資料 7 その他 4)をあげている

管理件数にかかわらず共通して関係する工夫点は以下のとおりである。

○会議前には、初任者向けの虐待・ハイリスク研修を行う、会議直前に資料を事前に配布して、目を通してもらうなどの準備を経てきている。

- 進行管理会議においては、幾重にもその検討会議が必要に応じて開催している
- 気になる事例や困難事例についてはそのつど個別ケース検討会議などで再検討している
- 多くの機関がかかわっている場合には、個別に検討をする

●あまり目立たない事例についても、全数把握の趣旨から情報を共有し検討する姿勢をもつ
進行管理が報告のみで終わるだけではなく、情報を収集・共有し子どもの安全と支援方針実施
状況などを協議ができる雰囲気をもっていくこと、さらには調整機関のみならず、すべてが同じ
立場で話せるレベルまで行き着くことが重要であるとその姿勢について触れていた記載があった。

工夫と気づきにおいては、

- 家族全体の情報をみていく姿勢
- 兄弟事例は同時にみていく
- 新人や初めて転勤をしてきている人のために、虐待の基礎と、ハイリスクについての研修をしている
- 子どもの移行期（保育園～学校、小学校～中学校など）には引き継ぎのため、調整機関がそこへ出向き、説明をすること
- 会議の場では、参加者には必ず一言は意見を言ってもらい工夫が必要であること

協議件数が 200 件以上では、事例を十分前もって精査した上で、検討するようにしているという内容もあった。複数で協議の上で、選別することが条件となろう。前もって選別する場合には、情報の偏りもあるため、十分な情報を収集する姿勢が求められよう。

「虞犯、非行も入るので、警察が実務者会議に参加してもらおう」という記載があったが、実務者会議は支援が中心であるが、時には少年事件がらみが発生する場合もあるため、できるだけ気づいた場合には市町村の支援体制を尊重しつつ、どのように警察に少年保護、育成で関わってもらえるのかを明らかにし役割分担する姿勢が必要となる。

会議では、前もって資料をみていけば、これはという事例を各機関から報告をしてもらうことができる。子どもの把握ということであれば、子どもの変化をみるということに重点があてられている。また、わからない場合には、個別ケース検討会議開催提案となっている。

会議はやりっぱなしではなく、事後に会議内容の確認をする、その場で打ち込んで手渡すなどの工夫、またコンピュータ化で整理をしておくなど、次回の目的や課題が明確になる工夫が提案されている。以下の表については【会議前の工夫】、【当日会議での工夫】【運営の仕方から、姿勢など】、【資料について】【その他】 に分類して示した。

表 33

要保護管理件 会議前の工夫

200件台	庁内関係部署に事前に台帳のチェックをお願いしている(年3回の全ケースレビュー実施時)。
100件台	●初任者向けの虐待・ハイリスク研修を行っている ・ケース選別にはより多くの機関が関わるケースを選び、会議開催1週間前には資料を各課に配布し事前に情報収集してもらう ・会議資料を出席機関に対して事前に配布
50件台	・1週間前に対象ケースにつき参加機関に通知をする。年間の会議予定の公表 ・会議当日より2～3日前に資料配布

	当日会議
200件台	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理の必要なケースの優先順位とその時間配分 ・事前に進行管理台帳を関係機関にすべて(地区ごと)確認してもらい、会議内では最近の関わりの少ないケースについて話し合い
100件台	<ul style="list-style-type: none"> ・児相、保健部門から会議前に各ケースの情報を出してもらいケースの虐待状況や家庭の変化等を確認。会議で検討が必要なケースを選出する ・リスクアセスメント票を活用し、より客観的な見立てと変化を共有すること ・要対協に関する居所不明児童や未受診者対策会議の内容なども伝える。年2回(中間・年度末)全件見直しする際に学校情報を書面で依頼、
50件台	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を出しやすい雰囲気づくりにより進行 ・参加者に必ず一言でも感想・意見を出してもらう ・モニタリングシートの導入によりケース状況の変化を客観的に評価している ・会議は2日間の日程で実施し、新規・移管ケースは時間を要するために1日目に検討。重症度の重いケースと軽いケースの数を2等分して検討 ・継続ケースを要保護・要支援ケースに分けて、要保護ケースをさらに毎月進行管理を行うものと3ヵ月に1度行うものに分け、要支援ケースについては終結または要保護とすべきケースのみ会議が取り扱うこととして、1回あたりの取り扱いケース数を調整している

	資料
200件台	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント票について1年間継続して記載できる書式にしているので、ケースの経過、リスクの変化が確認しやすい
100件台	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳(ケースの動きも含め)を継続的に記載しケースの経過がわかりやすくしている ・新規ケースには時間をかけて報告しアセスメント資料を用意 ・新規ケースにはジェノグラム用いて各関係機関に知らせる
50件台	<ul style="list-style-type: none"> ・時間短縮するため検討シートを作成している。また世帯員の状況を一覧にまとめる ・ケースに関係する各機関の担当者名を要対協名簿(進行管理台帳)に記載。 ・異動によって初めて会議へ出席する職員もいるので、一見して概要がわかるように工夫(町)

	その他
200件台	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを実施して評価し会議内容の改善をはかる
100件台	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢が高い順に進行し教育委員会が参加しやすいようになった。参加機関の都合等により順番を変更
50件台	<ul style="list-style-type: none"> ・機関が小→中→保→小などへ変わる年度初めにケースの見守り依頼に出向いている ・終了後、保・幼・小・中へ出向き結果を伝える

⑮ 進行管理会議で多い内容 (自由記述)

進行管理会議の意味は、支援につなげることであるが、要保護児童対策地域協議会が発足し、10年がたちどのようなことが認識され、あるいは工夫されているのであろうか。長期化の背景となるのは、「貧困」「障害」「養育能力が弱い」など要因であるが、その支援についても協議報告されている。また、会議内では、支援方法の在り方や泣き声通報の在り方、子どもの問題行動への対応などの課題もあがった。

表 34 よく課題になるテーマ

	・一時保護後、家庭引取りになった児童、保護者が養育能力が低い家庭
	・親に精神疾患がある。子に発達障害があるケースがほとんど。どのように支援するか
	・親の精神不安や貧困による子どもと家庭への影響があるケースの増加
内容	・父母の精神疾患や児の不登校、不登園が多い
	・家庭環境が影響していると思われる、学校での暴力行為等
	・家庭訪問を実施したケースの報告。一時保護等、養育困難が高まったケースの報告
	・ネグレクト、親の精神疾患に関するケース
	・ネグレクトの家庭において教育福祉等の視点から連携して支援する家庭
	・発達障害児に対する学校混乱事例が年々増加している
対応	・制度(施策)を利用するなどの支援だけでなく、対象者の思いやがんばりを認め寄り添うことで対象者自身が変りたいという思い(自尊感情)を高めることでケースを改善することの大切さが多い
	・支援に拒否的な家庭への介入方法
	・泣き声通告への対応
	・心を開いてくれない母親への支援、言葉かけ等について
わか こと つて きた	・子ども自身、母など機関により見立てが違う。行動の変化、1つの視点では見抜けない多様性など総合的なアセスメントが可能で共有できる
	・乳児からの支援で改善がされやすい
	・乳幼児の支援で精神疾患等を抱えた保護者等のケースについて、保健師の理解や協力は不可欠である

⑯ 進行管理会議での要保護児童と要支援児童の事例の扱い

要支援児童が要体協対象になっているが、実際に進行管理会議においてどのように扱われているのかの問いでは、要支援と分けていたのは、28%であった。

具体的対応についての回答は、1. 要支援児童の決定方法 2. 要支援の対応で分けると1については、「リスクアセスメントを利用しながら、ランク分け」をしていた。

2の対応については、

a 管理会議を要保護と分けることなく3か月後、6か月後と定期的に会議を開催している。

b 要支援ケースは学教、保健センター、家児相、児福の4課で実施している

c 保健センターと担当課の2者で検討 d 課内会議で検討、e. 個別ケース検討会議にて対応していた。

⑰ 進行管理会議（実務者会議）の児童相談所参加について

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会のメンバーの一員でもあるが、担当者役割と、後方支援役の2面をもつ。よってそれぞれの役割を担当する複数での出席が求められる場合もある。政令市、人口10万以上の都市では、3名以上出席がそれぞれの35%前後で会議に参加しているが、1名のみでの出席も人口30万以上で25%、人口10～30万未満28.%, 10万以下で38.5%を占めた。複数の出席者の状況、担当者が73%、スーパーバイザー的（後方支援）役割担当者が31%は参加している。政令市や人口30万以上の割合は50%を超えた。

「児童相談所に期待する点」の問いには、単純集計（複数回答）では、「方針を助言し、役割を明確にする」が75%で、ついで「介入場面で期待する」64.2%、「一時保護について検討ができる」58.6%となっている。「児童相談所が担当するか、市区町村が担当するかを明確にする」38.4% 「退所時必要な場合、あらかじめ市町村に連絡がある」30.0%は、低い割合であった。

表 35

(複数回答)

	全体	人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人～30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41	
児童相談所に期待すること	児相が担当するのか、市区町村が担当するのかを明確にする	38.4	80.0	31.9	53.1	43.7	42.0	32.3	34.1
	介入場面で期待する	64.2	40.0	57.8	68.8	71.8	68.4	61.4	51.2
	一時保護について検討ができる	58.6	60.0	45.7	62.5	73.8	63.6	55.6	39.0
	方針を助言し、役割を明確にする	75.0	80.0	60.3	87.5	79.6	83.5	72.0	61.0
	退所時必要時にあらかじめ連絡がある	30.0	40.0	33.6	43.8	41.7	32.0	19.6	14.6
	その他	4.7	0.0	2.6	12.5	8.7	3.9	3.7	4.9
	無回答	10.2	0.0	22.4	0.0	2.9	6.1	9.5	29.3

表 36 児童相談所への期待する点について「その他」の記述内容

- ・状況変化時には随時連絡が入る
- ・一緒に相談して地域の課題に取り組む。同じ目線で
- ・担当者ではなく組織としての方針に基づく発言
- ・終結における確認、判断
- ・市、担当者が困った時の相談役
- ・社会的養護の出口は地域の入り口であるため、早期の連携は受け皿づくりに必要
- ・情報伝達をしっかりと行ってほしい
- ・困難・重度事例への積極的な一時保護の姿勢
- ・チームで対応するなど児童福祉司による
- ・一時保護や施設入所などの素早い対応
- ・児相で終結とし、町に引き継ぐ時の体制づくり

- ・児相が手が回らず連絡がすぐにつかない
- ・控えめな方が多く助言が少ない
- ・児相の役割が希薄となっているのでは

「児童相談所と協議をしても、解決を見いだせない場合」は「個別ケース検討会議のやりなおす」が7割を超えた。「児童福祉審議会にかける」と回答したのは、1.5%であった。

「その他」は、「児童相談所以外のS Vに願います」「キーマンの変更」、「アドバイザーに願います」、「継続審議」、「児童相談所の方針に合わせる」、「全面的指導のバックアップ」(村)の回答があった。

⑩ 進行管理以外の実務者会議について

進行管理会議以外の実務者会議への参加状況について問うたが、情報交換会が40.9%、困難事例を個別ケース検討会議とは別の視点から検討をする22.9%、研修などの交流を図る20.4%であった。

人口30万以上では情報交換会が最も割合が高くついで「困難事例を個別ケース検討会議とは別の視点から検討する」が42.8%を占めた。無回答は、37.9%であったが、進行管理が主となる実務者会議のみで活動をしている市町村が含まれた。

情報交換会や研修への平均参加機関数は、10～20機関と、進行管理より多い機関数であった。また、参加人数についても20人以上参加がいずれも高い率となった。また実務者開催頻度では、3～5回、10回以上と30万以上では回数も多く、また出席率では30万以上での出席率は高い。精神保健や、実務者会議の障害福祉課参加は、政令市、町、村が低かった。

進行管理会議以外の実務者会議

進行管理の実務者会議開催以外については、192カ所からの自由回答があった。会議で協議する中身については、1)事例に基づいた研修、その中でのグループワーク 2)各機関の制度検討や振り返り、統計報、要保護児童対策地域協議会の在り方 3)オレンジリボンなどの啓発検討、4)代表者会議の打ち合わせや個別ケースの在り方などの検討を工夫されている。

5. 進行管理前に進め方などを検討する市内の連絡会議

進行管理を円滑するためには、前もって調整的な会議や連絡をする地域もある。その実態を明らかにすることにした。「市内の連絡会議がある」市区町村は、全体の 27.8%であった。

表 37

	全 体	人口規模区分						
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41
進行管理前の市内連絡会議の有無								
あり	27.8	20.0	25.9	21.9	34.0	29.0	25.9	24.4
なし	66.0	80.0	53.4	78.1	66.0	68.8	69.3	58.5
不明	6.3	0.0	20.7	0.0	0.0	2.2	4.8	17.1

その中で会議内容では、もっとも高かったのは、要対協事例としての協議が 77.4%、育児困難事例への対応が 55.8%、相談困難事例の協議が 38.7%であった。人口別では人口 10 万~30 万未満、及び人口 30 万以上では要対協としてどうしていくのかについて 8 割が検討をしていた。

「その他」の内容は、打ち合わせ、支援レベルの確認、情報共有に分かれた。

- ・児童養護施設、母子生活自立支援施設、児童クラブなど
- ・学校(小・中)の生徒指導部会に出向く
- ・小委員会という会議を年4回開催し、何をしているか最新情報の交換
- ・町内会や婦人団体の総会等
- ・パンフレット等の送付
- ・中学校区ごとのネットワーク会議を開催している
- ・要対協の講演会等を開催
- ・保育園長会へ出向く
- ・主任児童委員定例会(1回/月)に出席している
- ・民間保育園連絡協議会の主任研修会に出向く
- ・小中学校教頭会に出向く
- ・防犯連携会、中学生徒指導担当者会議、教育センターケース会
- ・里親家庭研修会

市内連携で協議する部署については、虐待対応課と、母子保健の率が高く、ついで教育委員会が 5 割近くの出席である。また、頻度については、月 1 回が 3 割であるが、3 か月は 12.1%となる。人権、いじめ、男女共同参画、青少年センター、地域包括支援センターも適宜入る場合もあるとその他の機関での協議されている。開催頻度は、月 1 回が 29.6%、3 か月が 12.1%、その他においては、週 1 回、年 1 回、随時となる。

・進行管理会議前の市内の連絡会議に具体的な工夫として

- 具体的には課内で事前に協議をすること、市内 LAN などを利用する、
- 共通理解をしておく、具体的な姿勢(特定妊婦などへの具体的な情報収集)
- 日頃からの支援姿勢があがった。

表 38

随時要請があれば検討
・ ケース調整会議（虐待種別、虐待者、重症度、当面の方針）
・ 要対協実務者会議開催前に今月協議するケースの選別
・ 対応ケースの報告、相談
・ 打合せ（主要事例の提案）
・ 実務者会議の進め方
・ 支援レベルについての確認
・ 生保CWとの方針確認
・ 虐待主務課において援助方針の確認
・ 学校、DV関係の事例他
・ 終結検討事例
・ 不登校児などの情報共有
・ 各課部署の課長級が月 1 回会議を開き困難ケースの情報共有を行う
・ 保健センター（乳幼児健診等）、子育て支援センター（幼児の発達教室開催等）、赤ちゃん訪問員、家庭児童相談員で情報交換・共有を行う

6. 進行管理前に進め方などを検討する庁外の連絡会議（自由記述）

進行管理会議を実施する前に、庁外の連絡会議などの具体的な活動状況を見るために調査項目を設定した。

結果、庁外機関との協議は、「あり」が 19.8%で多くはなかった。実際の連携機関では、児童相談所が 9 割を占めた。また保健関係についても 35.2%をしめた。医療機関は 16.2%、精神保健機関が 14.1%、警察が 21.1%であった。実務者会議進行がスムーズに行えるように課題確認をしておくなど、会議のための事前協議的な記載が多かった。また終結事例などのについてもあらかじめ確認する、見通しの確認など、進行管理ケースをあげて事前に情報収集をしておくなどである。

表 39

進行管理前の庁外の連絡会議の具体的な工夫
児童家庭支援センターのSVとして事例検討を母子保健も交えて行っている。進行管理ケースについても支援方針の検討を実施
区子育て支援課に通告があったケースと市子ども相談所(児相)に通告があったケースを本庁子ども家庭課が集約し、調整会議によって進行管理機関(区か児相)を決める
事前にケース管理名簿を作成して確認し合っている
ケースを個別に検討して進行管理台帳リストに入れるかを決定している
要対協ケースの確認、閉止ケースの確認
終結事例、特に入所措置となっている児童について解除予定の有無、見通しなどを確認
実務者会議(進行管理会議)以外での会議の開催は時間的に難しいので、実務者会議前にケースについて個別協議を電話等で行う
実務者会議での進行がスムーズに行えるように、事前に課題を確認して当日積極的に意見を出してもらおう レベルA(悪化→要検討)レベルC(心配なく閉止を検討)ケースの内容確認や調整。児相との関係調整
事前資料や当日の会議の進行について
ケースについての説明や今後の方向性など事前協議しておく
会議をどのように進行していったらいいのか等、全体的な進行のサポートをしてもらっている
進行管理ケースをリストアップして事前に情報を収集する
電話やメールでやり取りをする場合もある
進捗状況の確認をするが会議という形はとらない
電話で確認している。学校と児相の関係がよくないケースがわりとある

7. 将来期待する人員体制について

進行管理会議が機能するために必要な開催頻度や希望人員についての質問は、回答者個人がどう考えるのかということなので、回答者は、回答困難であるとし未記載もあった。

記載をいただいた機能的な会議開催の頻度は月1回であった。また管理が機能するケース数は無回答が多かったものの、20事例であった。また、調整機関担当の人数は、全体では平均は3.5人であった。

表 40

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
進行管理で会議が機能する開催頻度	2ヶ月に1回未満	7.5	0.0	1.7	3.1	6.8	11.7	7.9	4.9
	2ヶ月に1回	4.9	0.0	2.6	3.1	5.8	5.2	6.3	2.4
	月1回	44.9	60.0	51.7	59.4	53.4	45.9	36.5	24.4
	月1回超	6.0	0.0	6.0	21.9	7.8	7.4	2.1	0.0
	無回答	36.7	40.0	37.9	12.5	26.2	29.9	47.1	68.3
調査数		455	3	72	28	76	162	101	13
進行管理で会議が機能する開催頻度	平均(回)	1.09	1.00	1.09	1.64	1.23	1.07	0.91	0.85

表 41

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
進行管理で会議が機能する事例数	1~4事例未満	7.7	0.0	2.6	0.0	2.9	7.4	14.8	9.8
	4~6事例未満	4.6	0.0	1.7	0.0	4.9	6.9	4.2	4.9
	6~8事例未満	0.8	0.0	1.7	3.1	1.0	0.4	0.5	0.0
	8事例以上	25.9	60.0	34.5	46.9	35.0	28.1	12.7	7.3
	無回答	60.9	40.0	59.5	50.0	56.3	57.1	67.7	78.0
調査数		291	3	49	17	50	101	62	9
進行管理で会議が機能する事例数	平均(事例)	21.91	16.67	27.89	32.79	40.57	17.69	8.69	5.33

表 42

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
回答自治体で必要な調整機関担当者数	1~2人未満	10.7	0.0	3.4	3.1	1.0	10.0	18.0	34.1
	2~3人未満	25.2	20.0	11.2	15.6	16.5	30.3	34.9	22.0
	3~5人未満	22.5	20.0	24.1	12.5	18.4	29.9	19.0	9.8
	5人以上	18.3	40.0	22.4	56.3	44.7	14.7	2.6	0.0
	無回答	23.3	20.0	38.8	12.5	19.4	15.2	25.4	34.1
調査数		550	4	71	28	83	196	141	27
回答自治体で必要な調整機関担当者数	平均(人)	3.50	3.88	3.96	7.27	5.39	3.15	2.22	1.69

表 43

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
進行管理で会議が機能する事例数	1~4事例未満	7.7	0.0	2.6	0.0	2.9	7.4	14.8	9.8
	4~6事例未満	4.6	0.0	1.7	0.0	4.9	6.9	4.2	4.9
	6~8事例未満	0.8	0.0	1.7	3.1	1.0	0.4	0.5	0.0
	8事例以上	25.9	60.0	34.5	46.9	35.0	28.1	12.7	7.3
	無回答	60.9	40.0	59.5	50.0	56.3	57.1	67.7	78.0
調査数		291	3	49	17	50	101	62	9
進行管理で会議が機能する事例数	平均(事例)	21.91	16.67	27.89	32.79	40.57	17.69	8.69	5.33

8. 要保護児童対策地域協議会活動への理解努力

要対協活動を日頃関係機関からの理解を得るために、市区町村の虐待対応課はどのような努力をされているのかについて、10項目を設定した。

特別区および、人口30万以上が研修を呼び掛けるが最も高く次いで保育所、学校へ出向くが高い割合を示した。政令市は他の人口割合と比較するとやや低調であった。

表 44

	全体	人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41	
要対協活動を理解してもらうための工夫	保育所へ出向く	51.9	60.0	51.7	68.8	60.2	60.6	37.0	36.6
	学校へ出向く	57.9	80.0	56.0	68.8	65.0	64.9	46.6	46.3
	保健機関へ出向く(精神保健)	17.7	60.0	21.6	31.3	24.3	16.5	12.7	4.9
	医療機関へ出向く	25.2	60.0	32.8	43.8	43.7	21.2	14.8	9.8
	研修を呼び掛ける	35.0	100.0	35.3	71.9	57.3	33.3	21.7	12.2
	民生児童委員会へ出向く	43.7	80.0	34.5	65.6	64.1	53.7	28.6	9.8
	学校の校長会へ出向く	23.8	60.0	22.4	43.8	41.7	26.4	11.6	4.9
	幼稚園長会へ出向く	16.5	40.0	10.3	40.6	33.0	18.6	6.3	4.9
	その他	20.8	0.0	21.6	43.8	19.4	20.8	18.5	17.1
	無回答	17.4	0.0	25.0	0.0	8.7	9.1	28.0	31.7

【その他】の回答例

児童養護施設、母子生活自立支援施設、児童クラブなど
 学校(小・中)の生徒指導部会に出向く
 小委員会という会議を年4回開催し、何をしているか最新情報の交換
 町内会や婦人団体の総会等
 パンフレット等の送付
 中学校区ごとのネットワーク会議を開催している
 要対協の講演会等を開催
 保育園長会へ出向く
 主任児童委員定例会(1回/月)に出席している
 民間保育園連絡協議会の主任研修会に出向く
 小中学校教頭会に出向く
 防犯連携会、中学生徒指導担当者会議、教育センターケース会
 里親家庭研修会

要保護児童対策地域協議会を理解してもらうための工夫については10項目ある。

10項目に1点ずつを与えて、加算したのを「出向く回数」として、人口比でみていった(表45)。

出向く回数(要対協を関係機関に理解してもらう工夫)

記述統計量					
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
出向く回数	717	0	9	2.92	2.334
有効なケースの数(リストごと)	717				

人口10万以上においては、35%以上は、6か所以上との出向いての活動があったが、政令市ではやや低調であった。

表 45

			市区分							合計	
			特別区	政令市	30万以上	10-30未満	10未満	町	村		
出向く回数	なし	度数	0	29	0	9	21	53	13	125	
		市区分の%	0.0%	25.0%	0.0%	8.7%	9.1%	28.0%	31.7%	17.4%	
	1~2カ所	度数	0	29	6	25	70	74	22	226	
		市区分の%	0.0%	25.0%	18.8%	24.3%	30.3%	39.2%	53.7%	31.5%	
	3~5カ所	度数	3	37	12	32	103	50	3	240	
		市区分の%	60.0%	31.9%	37.5%	31.1%	44.6%	26.5%	7.3%	33.5%	
	6カ所以上	度数	2	21	14	37	37	12	3	126	
		市区分の%	40.0%	18.1%	43.8%	35.9%	16.0%	6.3%	7.3%	17.6%	
	合計		度数	5	116	32	103	231	189	41	717
			市区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

9. 代表者会議のあり方（自由記述）

回答者の多く、いくつかの工夫を重ねている様子が伺えた。少数であるが代表者会議を実施していない市や、町、村があった。また、形骸化しているとして再考が必要であるとの回答もあった。

次のページは都市区分での代表者の工夫をまとめている。

そこでの共通は、以下の通りであった。

- 参加しやすい日程や、時間調整
- 参加前に、課題提示や所属機関からの報告を準備してもらう
- 出席して役に立つ情報や学びの内容
- 当日は、参加型で、発言の機会を多くする。
- 要保護児童対策地域協議会の意義と、地域を知るための顔合わせを兼ねる

上記の諸点から、開催までの工夫、参加の呼びかけ、資料、当日をわけて提案したい。

1. 開催日時の工夫

年1回、年2回については、あらかじめ周知をする。

開催時間は、専門職（医療機関など）が参加しやすいように夜間を予定する、休診日に合わせる。

2. 参加への動機付け

会議への参加のためにあらかじめ、課題を提出して、それに対して議論をする。

具体的な協議事項を設定して、それについて話し合いをするようにする。

3. 資料

あらかじめ、各団体の活動状況を報告してもらい、それを当日資料とする。

4. 当日の具体的な方法

講演

パネルディスカッション

グループワーク

一つの課題についての交流

参加者が発言の機会を得ている

具体的事例の提示や、検討をする（死亡事例等の報告なども含む）

** 町村での開催の工夫

- ・ 1市4町で代表者会議を開催したところや、3町合同で開催をするところなどの工夫

** 参加者

子ども、DV、高齢者、障害者虐待のネットワークを立ち上げているため、それを代表者会議とする。複合的、多角的な運営を実施しているなど、人口に多少にかかわらず、5か所からの回答がみられた。

【代表者会議の工夫】として自由記述を、都市区別で分類した。

表 46 代表者会議の工夫

特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等で新たに要対協の構成員となる管理職も多いため、年度当初に代表者会議を開催し、要対協の役割と活動について理解と協力を求めている。その際、被虐待ケースの事例概要や関係機関のかかわりについて報告を行っている
政令市	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者への要対協の理解を深めるため事例紹介により各機関の連携を伝える ・ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するため、各参加機関の児童虐待予防の取り組みや各区の実務者会議の状況や課題の報告を実施 ・パネルディスカッションを行い、講義を受けるだけでなく出席者もそれぞれの立場での発言をし主体的に参加してもらう ・出席率を上げるため19:00からの開催としている
30万人口	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議をDV、児童、高齢者、障害虐待の4つの暴力をまとめてやっており複合的に多角的に検討を行っている ・医療機関の代表者もいることから休診日に会議を開催するようにしている ・各機関ごとに児童虐待に関する取り組みを報告書にまとめてもらい、一冊の小冊子にまとめている。代表者会議では小冊子を元に活動や取り組みを発表している ・事前に代表者からテーマについて話してもらう。コメントなどを検討しておき意識を高めてもらう ・具体的事例の提示やパワーポイントを使ったデータを発表している ・資料等事前に送付し、会の目的・課題等を明確にしてそれぞれの意見を持って参加されるよう依頼している
30万未満	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の最後に次回の開催日を決めることにより出席率アップにつながっている ・特に医療機関は日中の開催だと参加は困難であるため平日の夜間に開催し参加を頂いている ・関係機関の長に虐待対応について意識してもらえるように自身の機関の現状を会で発表してもらう ・年2回開催し、年度当初にネットワーク構成機関の機能(役割)についてシートを用いて紹介している。相互にネットワーク構成機関の機能を理解し連携強化を図っている ・会議と児童虐待に関する研修を併せて行う ・第1回は研修を行い虐待防止への協力を意識できるよう動機づけを行う。第2回は市で実際取り扱っているケースを取り上げ実態の把握を求める ・死亡事例(居所不明児童)の検証結果の報告など専門機関より解説してもらい、身近な問題として考えてもらう ・代表者会議では例年、要対協の概要に関する説明や虐待相談等業務の実績報告・事例検討、支援の内容に関する協議を行うとともに支援内容の評価なども行っていきたい

10. 調整機関としての課題

調整機関の課題については、人口 10 万人未満での自由回答量が多く、連携強化、要対協の内容の関係機関周知、またケースの増加と複雑化による対応に応じるだけの専門性がない、町においては、相談に応じる人がいない、専門職が設置されていないため要保護児童対策地域協議会の実務者会議や代表者会議が形骸化の恐れが危惧されるなど、深刻な課題を抱えていることが窺えた。児童相談所も十分なSV機能が発揮できない状態にもあり、相談体制においても十分な支援環境でないことが課題としてあがった。人口 30 万以上や政令市における共通点は、関係機関連携強化であり、要保護児童対策地域協議会を理解してもらうことや基本的な研修についても必要とするなど、在宅支援体制が十分に整えられていないことが意識されていた。

記述数からみると、10 万未満および町は深刻であり、一方ではニーズが高くなってきている兆しともとれた。10 年たってようやく、関係者からの声が聞こえるようになってきたという側面もある。

表 47

<p>●調整機関が過度に期待されてしまい「何とかしてくれる」「報告をすれば解決してくれる」と依存しがちな機関がある。各機関が担う役割について正しく理解してもらう努力が必要</p> <p>● ケース量増加、複雑化による業務量の増大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足 ・正規職員に専門職の起用を長期継続の勤務体制 ・相談記録のシステム化 ・調整のみではなく相談業務、通告対応まで経験の浅い職員が対応し、相談や管理方法が適切であるかの判断に悩む <p>●調整機関と相談機関の位置づけがあいまい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整機関でありながらケース対応している中心機関であること <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な支援の実施も行っているため、支援ケースが多くなった場合、調整機能が十分でない時がある ・調整機関の支援での位置づけ、要保護児童、特に親の保護の怠慢は子育て支援課にあると仕事量が増大している ・調整機関は子育て支援室が担っているが、他の業務が多く煩雑にならないよう事務が大変 ・調整機関も関係機関も異動で担当者が変わるので積み重なっていかない。そのつど理解してもらうまで説明するのが大変。関係機関間での温度差や考え方の相違が大きい。児相からの助言が得られない ・調整機関の在り方：ケースマネジメントのスキルアップ <p>●要保護協議会の機能の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進行管理の仕方（連携機関と役割分担等）、要対協ネットワークへの周知 ・実務者会議や進行管理に関わる基礎ができていない ・代表者会議の形骸化 ・児童相談所との関係 ・居所不明児童の対応 ・マニュアル作成 <p>●役割分担やアセスメントに対してのスーパーバイザー的な機関がない</p> <p>●研修等が必要、専門部署の担当を設けるべきではないか</p> <p>専門職確保</p>
--

町においては、一人で対応している、一人で抱え込んでいるなど、連携ができていない、また研修に行けないなど、一人体制からくる不理解や、ケース数がないために、小さな職場環境となっているという悪循環となっている。また専門職が必ずしも保障されていない。よって広域

での県福祉事務所での家庭児童相談員が必要だと考えられる。

表 48

カテゴリー	要対協の調整機関としての課題 内容
会議のありかた	書類の作成、ケースの報告会に終わらない危機管理の高い会議であること
	代表者会議、実務者会議とも「充て職」のメンバーが多く、必ずしも児童虐待や要対協の意義への理解が十分とは言えない。「協議」をする場というより情報共有にとどまっている
	ケース数の増加により実務者会議の内容が短的になっており流れ作業的。機関によっても会議への取り組み姿勢に違いが感じられるため。実務者会議の持ち方など検討が必要
機関連携	各機関がお互いに対等な立場でそれぞれが主体的にケースに関わる関係作り
	小児科医療機関以外(特に精神職)との連携
業務量と人員	少人数で多数の実件を取り扱う業務量
	ケース管理が増えることによる担当者のオーバーワーク
	調整機関と現場対応をしている機関が同一である。業務量の負担が大きく客観的評価を行うことも難しい体制である
	非常勤3人では処理しきれない。ケース増加に見合った人員の配置(常勤専門職)が必要。SV不在はすぐにも解消すべき
	要対協の調整以外に相談、学校等からの通報対応に追われる。人手が足りない
ケース量増加	終結になるケースがなくケースが増える一方なので、進行管理が負担となり危険度の変化に対応できない恐れがある
研修がすくない	要対協事務局担当者を対象にした研修が少なく、要対協の目的や業務の流れを体系的に学ぶ機会がないこと
実施方法	要対協の進行管理会議(実務者会議)の実施方法。把握ケースの統一がされていないこと
職員異動	職員の異動に伴う弱体化
対応力	関係機関の虐待対応への対応力の向上を均一化
体制	実施者会議での進行管理は現実的でない。中心となる2~3機関で対応すべき。
	ケース進行管理システムが確立していない。
マニュアルのみなおし	要対協のマニュアルの見直し(上程や終結の基準)。ケース数の増加(泣き声報告や居所不明児童の処遇の統一)
要対協の周知	要対協の存在および役割が周囲の関係機関、地域住民などに認知されていないため、効果的な支援に結びつく情報が提案されにくい状況にある
	業務担当が正職1人で対応しているため負担大。区としての要対協の立ち位置が曖昧である。進行管理台帳等整備されていない
力量強化	調整機関である子ども家庭支援センターの力量強化
	要対協としての職務だけで専念できない。区の人不足で他の業務との掛け持ち、SVの先生が入ってもらわないと、要対協としての中身は続けられないと思う。あまりに素人の集団すぎて、3年で人は移動するためケースの見立てなど人は育たない。児童相談所の職員が育たないのと同じ状況ではないか

11. 研修

①新任研修

新任研修については政令市以外では、「都道府県にあり」の割合が高い。自分のところでの研修は政令市の57.8%以外は低い（表49）。

表 49

	全体	人口規模区分							
		特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村	
調査数	717	5	116	32	103	231	189	41	
調整機関の新任研修の有無	職場内にあり	4.6	20.0	8.6	25.0	8.7	1.3	1.1	0.0
	市区町村にあり	11.6	0.0	57.8	3.1	1.9	3.0	2.6	2.4
	都道府県にあり	60.4	80.0	25.0	71.9	78.6	73.6	57.7	41.5
	なし	23.2	0.0	8.6	18.8	17.5	19.0	36.5	46.3
	無回答	6.3	20.0	18.1	0.0	1.9	3.9	4.2	9.8

②管理職研修

管理職研修では、なしが49%を占めた（表50）。

表 50

	全体	職員構成/調整機関機能を持っている人の人数					
		0人	1~2人	3~4人	5人以上	無回答	
調査数	717	14	251	196	160	96	
調整機関の管理職研修の有無	職場内にあり	0.8	0.0	1.6	0.5	0.6	0.0
	市区町村にあり	5.9	7.1	4.0	7.1	8.8	3.1
	都道府県にあり	36.8	14.3	35.1	45.4	41.9	18.8
	なし	49.0	57.1	55.0	42.9	46.3	49.0
	無回答	9.2	21.4	6.0	6.1	5.0	29.2

③アセスメント・法律・要保護児童対策地域協議会について・対人援助・個別ケース検討会議の研修

調整機関機能では、「アセスメントを受けていない」が25.4%であった。調整機能をもつ3~4人においても、を受けていないが26.5%であった(表51)。

表 51

	全体	職員構成/調整機関機能を持っている人の人数					
		0人	1~2人	3~4人	5人以上	無回答	
調査数	717	14	251	196	160	96	
担当者の研修受講状況/アセスメント	担当者すべてが受けた	30.5	7.1	35.9	25.0	38.1	18.8
	半数受けた	18.8	7.1	10.0	25.0	35.6	3.1
	一人が受けた	16.6	7.1	21.9	20.4	9.4	8.3
	を受けていない	25.4	57.1	25.9	26.5	12.5	38.5
	無回答	8.6	21.4	6.4	3.1	4.4	31.3

研修内容では「要保護児童対策地域協議会について」は受けていないが、3～4名においても20.9%を占めた（表52）。

表 52

		全 体	職員構成／調整機関機能を持っている人の人数				
			0人	1～2人	3～4人	5人以上	無回答
調査数		717	14	251	196	160	96
担当者の研修受講状況／要保護児童対策地域協議会について	担当者すべてが受けた	37.9	14.3	43.8	29.6	50.6	21.9
	半数受けた	18.4	7.1	9.6	24.5	25.6	18.8
	一人が受けた	18.3	0.0	25.5	21.4	8.8	11.5
	受けていない	17.9	57.1	16.7	20.9	11.9	18.8
	無回答	7.5	21.4	4.4	3.6	3.1	29.2

研修内容では「対人援助で受けていない」率は、1～2名で27.9%と高い。

表 53

		全 体	職員構成／調整機関機能を持っている人の人数				
			0人	1～2人	3～4人	5人以上	無回答
調査数		717	14	251	196	160	96
担当者の研修受講状況／対人援助	担当者すべてが受けた	27.3	0.0	33.9	18.9	35.0	18.8
	半数受けた	21.5	0.0	13.1	30.1	36.9	3.1
	一人が受けた	15.5	7.1	18.3	21.9	6.9	10.4
	受けていない	25.0	71.4	27.9	25.0	15.6	26.0
	無回答	10.7	21.4	6.8	4.1	5.6	41.7

研修内容が「個別ケース検討会議」の研修も4割近くが受けていない。

表 54

		全 体	職員構成／調整機関機能を持っている人の人数				
			0人	1～2人	3～4人	5人以上	無回答
調査数		717	14	251	196	160	96
担当者の研修受講状況／個別ケース検討会議開きかた	担当者すべてが受けた	22.3	14.3	29.9	16.8	21.9	15.6
	半数受けた	16.5	0.0	9.2	21.4	30.6	4.2
	一人が受けた	12.3	0.0	18.3	11.2	7.5	8.3
	受けていない	39.7	64.3	36.7	46.4	33.8	40.6
	無回答	9.2	21.4	6.0	4.1	6.3	31.3

④ 合同研修

合同研修を受けていないと答えたのは24.5%であった。

表 55

		全 体	職員構成／調整機関機能を持っている人の人数				
			0人	1～2人	3～4人	5人以上	無回答
調査数		717	14	251	196	160	96
多職種多機関が合同 で学ぶ研修はあるか	はい	69.9	35.7	71.7	73.0	81.9	43.8
	いいえ	24.5	57.1	26.7	25.0	16.9	26.0
	無回答	5.6	7.1	1.6	2.0	1.3	30.2

研修予算があるのは、全体の36.7%で、「なし」は52.6%であった。

表 56

		全 体	職員構成／調整機関機能を持っている人の人数				
			0人	1～2人	3～4人	5人以上	無回答
調査数		717	14	251	196	160	96
研修予算の有無	あり	36.7	7.1	31.9	38.8	58.8	12.5
	なし	52.6	78.6	64.9	54.1	36.9	39.6
	不明	10.7	14.3	3.2	7.1	4.4	47.9

「あり」とした内容をみると、3万円未満が20.9%であった(表57)。

表 57

		全 体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市／人口30万人以上	市／人口10万人～30万人未満	市／人口10万人未満	町	村
調査数		263	3	27	29	63	94	44	3
平成25年度の研修予算(概算額)	3万円未満	20.9	33.3	55.6	13.8	9.5	20.2	22.7	0.0
	3万～5万円未満	11.8	0.0	3.7	3.4	14.3	17.0	9.1	0.0
	5万～10万円未満	17.1	0.0	7.4	24.1	14.3	18.1	22.7	0.0
	10万～20万円未満	16.3	0.0	14.8	27.6	22.2	13.8	6.8	33.3
	20万円以上	13.7	66.7	7.4	24.1	19.0	9.6	6.8	33.3
	無回答	20.2	0.0	11.1	6.9	20.6	21.3	31.8	33.3
調査数		211	3	24	28	50	74	30	2
平成25年度の研修予算(概算額)	平均(円)	130345.02	568000.00	64750.00	204487.50	170102.20	100972.16	73470.00	169000.00

表 58

		全 体	職員構成／調整機関機能を持っている人の人数				
			0人	1～2人	3～4人	5人以上	無回答
調査数		263	1	80	76	94	12
平成25年度の研修予算(概算額)	3万円未満	20.9	0.0	25.0	22.4	16.0	25.0
	3万～5万円未満	11.8	0.0	12.5	14.5	10.6	0.0
	5万～10万円未満	17.1	0.0	13.8	17.1	19.1	25.0
	10万～20万円未満	16.3	0.0	10.0	17.1	22.3	8.3
	20万円以上	13.7	0.0	13.8	9.2	17.0	16.7
	無回答	20.2	100.0	25.0	19.7	14.9	25.0
平成25年度の研修予算(概算額)	平均(円)	130345.02	0.00	124758.03	112837.70	148321.75	127080.00

1 1 - 1 今後必要な研修

研修でもっとも希望の多かったものは、「要保護児童対策地域協議会について」の研修で 62 カ所の 2 割以上の市区町村が選んでいた。次いで「虐待対応について」が 57 カ所、「アセスメントに関する研修」が 38 カ所、「関係機関向けの研修」が 23 カ所と多かった。他にも「支援の方法」18 カ所、「対人援助」12 カ所となっており、児童虐待に対しての関わり方や支援として「虐待対応について」とまとめると、3 割以上の市町村が希望していることになる。「児童虐待関連法」や「親教育やペアレンティング」などの知識を得たり、「機関連携のための研修」によりネットワークの強化、「管理職としての研修」の組織強化などが、10 市町村程度希望していた。

詳しくみると、「要保護児童対策地域協議会について」では、個別ケース検討会議についてが最も多く、次いで調整機関や会議運営、進行管理についての希望が多かった。「虐待対応について」は、事例検討や実際の事例を出用いた研修が最も多く、他にスキルアップ研修や初期対応、ソーシャルワークなどであった。「関係機関向けの研修」では、学校などの教育関係者への研修が多くを占めており、他に保育所や医療機関対象となっている。

第 2 希望については 104 市区町村が希望しており、「虐待対応について」が 18 カ所と最も多く、「支援方法」8「対人援助」8 と合わせて 3 割以上の市区町村が希望している。

今後必要な研修の主催者としては、都道府県が実施と考える市区町村が 64.7% と最も多く、「都道府県と市町村」「都道府県と要対協」なども合わせると、約 7 割が主催者として希望していることがわかる。次いで市区町村 10.4%、要保護児童対策地域協議会 10.4% で、合わせると 20.8% となっている。児童相談所が 6.8% となっており、他にも教育委員会や国などがあつた。(1 1 - 1 八木担当 詳細は別添資料で掲載)

表 59

第1希望	
アセスメントに関する研修	38
児相と共有	1
精神保健に関する研修	8
親教育やペアレンティング	10
CSP 5 ペアトレ 3 その他	
機関連携（ネットワーク）	10
医療 1 児相 1 市町村 1 合同 3	
関係機関向け	23
医療 2 教育 10 保育 1 教育保育 2 生保 1 要対協理解 3	
ケース会議	13
支援方法	18
親 5 社会資源 3 子育て 1 家庭 3 ネグレクト 1	
子育て環境研修	1
介入	2
管理職	6
基本 SV 3 メンタルヘルス 1	
情報交換	1
要対協	49
新任 5 会議運営 9 進行管理 7 事務局 1 調整機関 10	
家児相	3
児童虐待関連法	10
個人情報保護 2 権利擁護 1	
虐待対応	57
死亡事例 2 初期 4 事例 21 スキルアップ 10 医療 1 記録方法 1 虹 2	
SoSA 3 ソーシャルワーク 4 性的虐待 1 虐待防止 2 法医学 1	
児童相談一般	73
発達・障害 1	
非行 1 不登校	
発生予防	5
対人援助	12
その他	
児相の一時保護判断 1 マスコミ 1 対象課題別 1	
現状のままで・満足してる	4
時間がない	1

表 60

主催者	
計	278
都道府県	180 : 64.7% (186)
都道府県・市町村	4
都道府県・要対協	4
都道府県・児相	1
都道府県・市町村・職能団体	1
市区町村	29 : 10.4% (32)
市区町村・要対協	3
要対協	29 : 10.4% (31)
要対協・医師会	1
要対協・児相	1
児童相談所	19 : 6.8% (20)
児童相談所・保健所	1
教育委員会	3
国	2
その他	4
市社協 町村合同 全国保育連絡協議会 専門機関・研究機関	

表 61

第 2 希望	
アセスメントに関する研修	1 1
児相と共有	
精神保健に関する研修	1
親教育やペアレンティング	5
CSP 1 FGC 1 その他	
機関連携（ネットワーク）	1 1
医療 1 児相 2 市町村	教育と福祉 2 都道府県と市 1 地域 1
関係機関向け	1 0
医療	教育 3 保育
教育保育 2 生保	要対協理解 児童委員 1 保健師 1
ケース会議	1
支援方法	8
親 2 社会資源 2 子ども 1 ネグレクト 1 養育能力 1	
子育て環境研修	1
介入	2
管理職	3
基本 1 SV 1	
情報交換	
要対協	1 0
新任 1 会議運営 1 進行管理 2 事務局 1 調整機関	終結 1
家児相	
児童虐待関連法	2
個人情報保護 権利擁護	
虐待対応	1 8
死亡事例 初期 事例 6 スキルアップ 1 医療	記録方法 1 傷の見立て 1
SoSA ソーシャルワーク 2 面接 1 性的虐待 1 虐待防止 メンタル 法医学	
児童相談一般	6
障害関係	3
発生予防	
対人援助	8
その他	
居所不明 2 貧困 体制 制度 文書 セルフヘルス	

12. 要保護児童対策地域協議会と他領域の関係

要保護児童対策地域協議会は発生予防と再発予防の側面を持つため、今後さらに母子保健、教育、子育て支援関係、その他との領域の関係を密にすることが求められているが、調整機関としてあるいは児童福祉担当者としてどのような課題があるのかについて、検討をすることにした。

連携の課題としてすべてのカテゴリ、自治体の規模にかかわらず共通してあげられているものは、①情報・認識の共有、②連携維持・強化、③役割分担であった。比較的規模が小さい自治体では、「同部署であるので連携に問題はない」と回答するところが多いが、一方で「兼務のため人が少ない」が上がっている。

個別テーマにおける連携の課題としては、母子保健では特定妊婦や精神疾患、教育では不登校問題があげられている。母子保健と教育では、担当者（保健師や教員）と要対協事務局との間で虐待に対する認識が違うことがあげられており、担当者の虐待に対する理解や共通認識を持って役割を担ってもらうこと望む意見が複数見られた。

子育て支援においては、要保護児童対策地域協議会事務局と同じ部署であることが多く、連携での問題は他のカテゴリよりは少ないが、子育て支援から要保護児童対策地域協議会にあげる際の連携に課題がみられる。その他の分野との連携の課題では、医療機関との連携があげられている(表 62)。

表 62

カテゴリ	あげられている数の比較的多いもの
カテゴリにかかわらず共通しているもの	情報共有、認識の共有 連携維持、強化 役割分担
母子保健との連携課題	特定妊婦の把握と対策 母子保健と要対協とのすみわけ 母子保健と要対協との認識の違い 精神疾患の保護者への支援 健診未受診者の対応 特定妊婦の対応 居所不明児の対応 自治体が小さくなると、「マンパワー不足（兼務している）」「虐待予防」「問題なし」が若干増えている。
教育との連携課題	不登校対策、ネグレクトとの整理 学校（長）や担当者による対応等のばらつき

	<p>学校と教育委員会との連携</p> <p>通告時の学校の対応、保護者との関係から通告のためらい</p> <p>福祉と教育との認識の違い</p> <p>教育の虐待や要保護児童対策地域協議会への理解促進</p> <p>発達障害への対応</p> <p>教育委員会担当者の異動による対応力低下</p> <p>自治体規模が小さいと、「マンパワー不足（兼務している）」「問題なし」がある。</p>
子育て支援分野との課題	<p>問題を抱えるケースが子育て支援に結び付きにくい</p> <p>通告につながりにくい、虐待の理解不足、虐待への意識向上</p> <p>虐待予防</p> <p>親支援プログラム</p> <p>子育て支援サービスの充実</p> <p>同部署なので問題なし</p>
その他	<p>医療関係の要保護児童対策地域協議会への理解、連携</p> <p>他市との連携</p> <p>虐待に対する意識や対応のばらつき</p> <p>警察との連携</p> <p>未就学児、高校生年齢の対応</p> <p>事務局の経験や専門知識の乏しさ</p>

(12は九鬼担当)

13. 分析編

以下の仮説を想定し、分析をすることにしたい

課題テーマ 1 要保護児童対策地域協議会の活性化の条件を考える。

課題テーマ 2 どのくらいの量を行えば、適切な進行管理が可能だろうか。

課題テーマ 1. 要対協の活性化の条件

要保護児童対策地域協議会	
	調整機関の力(専門性、経験)
	日頃の多関係機関への連携の努力
	日頃からの連携努力
	研修会開催により顔と顔のみえる関係の促進
行政施策	子育て支援と要保護児童対策地域協議会との連携
	社会資源への対応、検討
	貧困対策・学習支援・就職支援などの自立支援など
	
想定される結果	
要対協が活性化する(件数が一定把握できる、管理ケースがある、	
個別ケース検討会議が開催されている、ケースマネジメントができている(
実務者会議・進行管理会議の円滑な進行	
代表者会議での認知力高まる	
庁外連携のための努力がなされている	
研修充実(アセスメント、個別ケース検討会議の方法、対人援助技術、法律、要対協理解)	
今回設定した評価項目(実務者会議に対するもの)	
①参加機関の役割責任が明確化できた	
②参加機関の支援に対する関心が高まった	
③ケースの重症度化が抑えられている	
④ケース対応のみなおしができる	
⑤ケース状況の共有化ができた	

加藤案

調査内容

1. 専門職が関わるということの意味

要保護児童対策地域協議会がうまく機能していくためには、調整機関の専門性が重要であるといわれている。

虐待相談担当窓口が調整機関になっているため、担当者は、相談機能や事務や調整機関機能が混合しているのが実態である。もちろん、機能していくためには、行政としての事務力が重要であるため、一般行政職も必要であるし、場合によっては行政職が資格取得者を上回る仕事をしている場合もある。

要保護児童対策地域協議会の調整機関としての力で求められるのは、虐待ケース対応力や危機的な場面での児童相談所との調整や、地域の機関への関係調整、さらには会議のコーディネーションなどさまざまな専門的な力を養成しなければ成り立たない。資格をもっているから専門職とはいいがたいが、しかし対人関係を担当しているので、専門的知識をもっている人としては資格をもっている人のほうが、他に比べて専門性があるとみなすことにしたい。

今回の調査において、調整機関的な役割について問うたところ、正規・非正規で10割になっていると答えた地域もあった。よって、正規非正規に関わらず、専門資格を持っている人の合計人数を資格合計数として、人口、要保護児童管理件数、実務者会議開催数、個別ケース検討会議開催数、さらにケース進行管理会議、進行管理会議の効果評価、研修の側面からみていくことにしたい。

表 63 対象となる資格合計人数

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	なし	94	13.1	14.1
	1～2人	304	42.4	45.6
	3～5人	214	29.8	32.1
	6人以上	54	7.5	8.1
	合計	666	92.9	100.0
欠損値	システム欠損値	51	7.1	
合計		717	100.0	

市区分と資格合計人数をとると人口30万以上の場合には、6人以上いる資格取得者合計が40.6%を占めていた。特別区、政令市、人口10万～30万未満は3～5人の割合が高い。

表 64 市区分と資格合計人数

			専門職人数				合計
			なし	1~2人	3~5人	6人以上	
市区分	特別区	度数	0	0	3	2	5
		市区分の%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	100.0%
	政令市	度数	4	36	57	5	102
		市区分の%	3.9%	35.3%	55.9%	4.9%	100.0%
	30万以上	度数	1	7	11	13	32
		市区分の%	3.1%	21.9%	34.4%	40.6%	100.0%
	10-30未満	度数	2	34	41	23	100
		市区分の%	2.0%	34.0%	41.0%	23.0%	100.0%
	10未満	度数	25	121	70	7	223
		市区分の%	11.2%	54.3%	31.4%	3.1%	100.0%
	町	度数	54	86	28	4	172
		市区分の%	31.4%	50.0%	16.3%	2.3%	100.0%
	村	度数	8	20	4	0	32
		市区分の%	25.0%	62.5%	12.5%	0.0%	100.0%
合計		度数	94	304	214	54	666
		市区分の%	14.1%	45.6%	32.1%	8.1%	100.0%

実施単位と資格合計人数について、みると、内容別（部会等）で占める割合が高い（表 65）

表 65 実施単位と資格合計人数

			資格合計人数				合計	
			なし	1~2人	3~5人	6人以上		
実施単位	1つ	度数	77	266	153	46	542	
		実施単位の%	14.2%	49.1%	28.2%	8.5%	100.0%	
	地区別	度数	4	21	22	5	52	
		実施単位の%	7.7%	40.4%	42.3%	9.6%	100.0%	
	内容別	度数	1	3	9	2	15	
		実施単位の%	6.7%	20.0%	60.0%	13.3%	100.0%	
	年齢別	度数	0	0	1	0	1	
		実施単位の%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
	その他	度数	7	5	6	1	19	
		実施単位の%	36.8%	26.3%	31.6%	5.3%	100.0%	
	合計		度数	89	295	191	54	629
			実施単位の%	14.1%	46.9%	30.4%	8.6%	100.0%

- ① 専門職（資格あり合計値）と要保護管理件数に関係がみられたかどうか
相関係数からは、「ある程度の相関」があった。

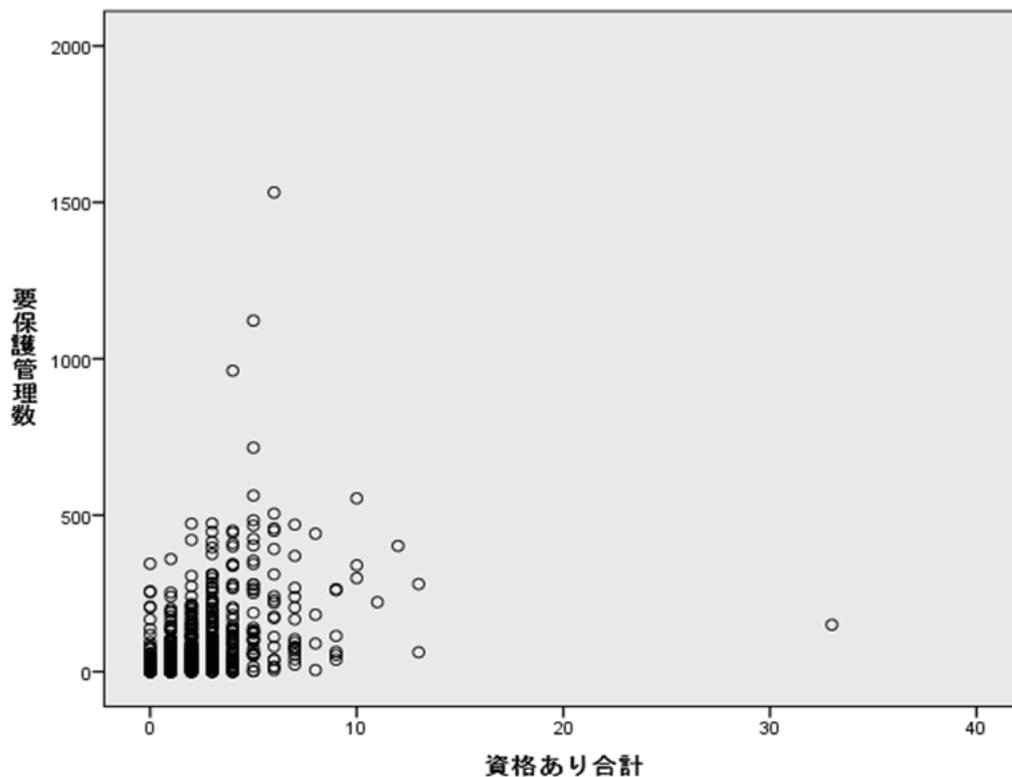


表66

		資格合計人数	要保護管理数
資格合計人数	Pearson の相関係数	1	.381**
	有意確率 (両側)		.000
	N	666	632
要保護管理数	Pearson の相関係数	.381**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	632	675

**、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

資格合計人数と要保護管理件数はある程度の相関がみられた。
管理件数と専門人数には中くらいの相関のあることがわかった。

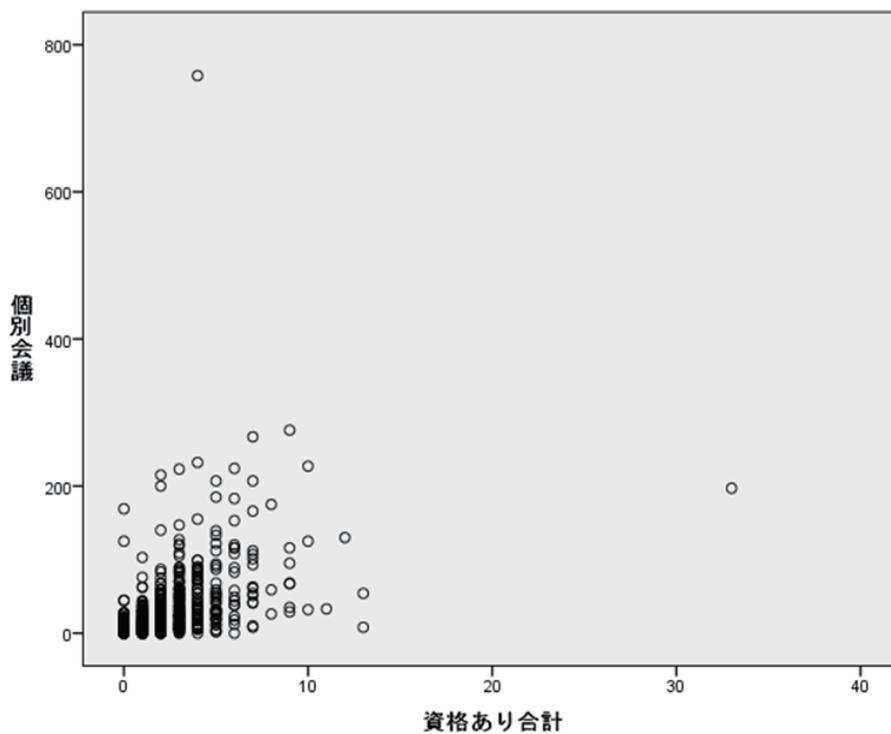
② 個別ケース検討会議と資格合計数との関連

資格合計数と個別ケース検討会議については、中くらいの相関がみられた。
資格者が多いと、個別ケース検討会議は開催される傾向が強いことがわかった。

表 67

		資格あり合計	個別会議
資格あり合計	Pearson の相関係数	1	.425**
	有意確率 (両側)		.000
	N	666	610
個別会議	Pearson の相関係数	.425**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	610	643

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。



③ 多機関連携のために、各機関に出向く努力

調整機関に資格をもつ方が要対協を理解するために関係機関へ出向く回数が高かった。

表 68

			出向く回数		合計
			0～2回	3回以上	
資格あり職員	あり	度数	235	337	572
		専門職の%	41.1%	58.9%	100.0%
	なし	度数	69	25	94
		専門職の%	73.4%	26.6%	100.0%
合計		度数	304	362	666
		専門職の%	45.6%	54.4%	100.0%

$\chi^2=33.991$

$P<.000$

④ 進行管理（実務者会議）の結果

進行管理の評価については、「ケース状況の共有化ができる」の項目と関連した。

表69

			ケース状況の共有化		合計
			なし	あり	
資格あり職員	あり	度数	7	516	523
		専門職の%	1.3%	98.7%	100.0%
	なし	度数	4	81	85
		専門職の%	4.7%	95.3%	100.0%
合計		度数	11	597	608
		専門職の%	1.8%	98.2%	100.0%

⑤ 研修体制について

資格については、各研修を受けている割合が高かった。

表70

			アセスメント研修		合計
			うけていない	受けた	
資格あり職員	あり	度数	112	413	525
		専門職の%	21.3%	78.7%	100.0%
	なし	度数	41	47	88
		専門職の%	46.6%	53.4%	100.0%
合計		度数	153	460	613
		専門職の%	25.0%	75.0%	100.0%

$\chi^2=25.671$

$P<.000$

資格あり職員と要保護児童対策地域協議会の研修をうけているかどうかは、資格なしに比べると、より多く受けていた。

表 71

			要対協について研修		合計
			うけていない	受けた	
資格あり職員	あり	度数	89	444	533
		専門職の%	16.7%	83.3%	100.0%
	なし	度数	24	64	88
		専門職の%	27.3%	72.7%	100.0%
合計		度数	113	508	621
		専門職の%	18.2%	81.8%	100.0%

$\chi^2=5.674$ $P<.05$

資格あり職員がいる場合、児童福祉関連法律研修を資格あり職員がいない場合に比べると、より多く受けていた。

表 72

			児童虐待関連法律研修		合計
			うけていない	受けた	
資格あり職員	あり	度数	166	358	524
		専門職の%	31.7%	68.3%	100.0%
	なし	度数	44	44	88
		専門職の%	50.0%	50.0%	100.0%
合計		度数	210	402	612
		専門職の%	34.3%	65.7%	100.0%

$\chi^2=11.220$ $P<.01$

資格あり職員は、資格あり職人がいないに比べ、対人援助研修を多く受けている。

表 73

			対人援助研修		合計
			うけていない	受けた	
資格あり職員	あり	度数	117	406	523
		専門職の%	22.4%	77.6%	100.0%
	なし	度数	42	44	86
		専門職の%	48.8%	51.2%	100.0%
合計		度数	159	450	609
		専門職の%	26.1%	73.9%	100.0%

$\chi^2=26.816$ $P<.000$

資格あり職員いる場合、個別ケース検討会議の研修をより受けている。

表 74

			個別会議の開き方研修		合計
			受けていない	受けた	
資格あり職員	あり	度数	206	316	522
		専門職の%	39.5%	60.5%	100.0%
	なし	度数	49	38	87
		専門職の%	56.3%	43.7%	100.0%
合計		度数	255	354	609
		専門職の%	41.9%	58.1%	100.0%

$\chi^2=8.707$

$P<.01$

⑥ 合同研修

資格あり職員がいる場合には、いない場合に比べると、合同研修を受けている。

表 75

			合同		合計
			はい	いいえ	
資格あり職員	なし	度数	45	43	88
		専門職の%	51.1%	48.9%	100.0%
	あり	度数	426	118	544
		専門職の%	78.3%	21.7%	100.0%
合計		度数	471	161	632
		専門職の%	74.5%	25.5%	100.0%

$\chi^2=29.458$

$P<.000$

⑦ 調整をする人の中で、専門資格のある人の割合について

調整機関の中に、専門的な資格を持っている割合をだし、その割合の高い、低いについて、関係する項目の平均値を出した。

専門資格÷調整者数の平均値は0.4225であった。

表 76

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
調整数に占める資格者割合	586	0.00	1.00	.4225	.30708
有効なケースの数 (リストごと)	586				

平均値が高いもの（100%）と低いもの（0～25%）に分けて、その違いをみたところ、「研修でアセスメントを受けている」項目と、「出向く回数が多い」（多機関連携への努力）に差が生じた。

表 77

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	0～25%	192	32.8	32.8	32.8
	26～40%	146	24.9	24.9	57.7
	41～99%	156	26.6	26.6	84.3
	100%	92	15.7	15.7	100.0
	合計	586	100.0	100.0	

高い割合を示したものと、低い回数について、以下の点に関して T 検定を行った。
有意な差が認められた。

表 78

資格率 r		N	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差
個別会議開催	0～25%	170	24.31	38.717	2.969
	100%	81	23.04	26.390	2.932
開催時間	0～25%	180	2.14	.508	.038
	100%	89	2.10	.400	.042
出向く回数	0～25%	192	2.48	2.127	.153
	100%	92	3.21	2.256	.235
アセスメント	0～25%	181	1.98	.760	.056
	100%	86	2.20	.733	.079
合同研修	0～25%	185	1.35	.477	.035
	100%	91	1.19	.392	.041
予算	0～25%	181	1.66	.476	.035
	100%	89	1.65	.479	.051
経験者	0～25%	188	.55	.829	.060
	100%	92	.71	.884	.092

		等分散性のための Levene の検定		2 つの母平均の差の検定						
		F 値	有意確率	t 値	自由度	有意確率 (両 側)	平均値の差	差の標準誤差	差の 95% 信頼区間	
									下限	上限
個別会議	等分散を仮定 する。	1.742	.188	.267	249	.790	1.269	4.756	-8.099	10.637
	等分散を仮定 しない。			.304	219.135	.761	1.269	4.173	-6.956	9.494
開催時間	等分散を仮定 する。	3.197	.075	.703	267	.482	.043	.062	-.078	.165
	等分散を仮定 しない。			.762	216.637	.447	.043	.057	-.069	.155
出向く回数	等分散を仮定 する。	.393	.531	-2.644	282	.009	-.727	.275	-1.269	-.186
	等分散を仮定 しない。			-2.590	170.304	.010	-.727	.281	-1.282	-.173
Jアセス	等分散を仮定 する。	.290	.590	-2.234	265	.026	-.220	.098	-.413	-.026
	等分散を仮定 しない。			-2.263	172.738	.025	-.220	.097	-.411	-.028
合同	等分散を仮定 する。	39.328	.000	2.757	274	.006	.159	.058	.045	.273
	等分散を仮定 しない。			2.946	213.482	.004	.159	.054	.053	.266
予算	等分散を仮定 する。	.035	.853	.093	268	.926	.006	.062	-.116	.127
	等分散を仮定 しない。			.093	174.052	.926	.006	.062	-.116	.128
経験	等分散を仮定 する。	.826	.364	-1.422	278	.156	-.153	.108	-.366	.059
	等分散を仮定 しない。			-1.391	170.799	.166	-.153	.110	-.371	.064

等分散を仮定しない場合、有意確率は合同研修、アセスメント、及び出向く回数で多かった。

調整機関を担う場合、専門資格の割合が高い場合には、上記項目が有意に高くなることがわかった。アセスメントの研修割合や合同研修割合が高く、また専門資格のある人がいる割合と、多機関間連携（出向く回数）とは相関がある。支援のネットが広がること、ある程度顔が見える関係づくりを意識し、より科学的なアプローチで取り組もうとする姿勢が強くなることがわかる。

2. 勤務年数との関係

『勤務5年以上の職員数』と要保護児童管理件数は低い相関がみられた。

表 79

相関係数			
		勤務5年以上	要保護管理数
勤務5年以上	Pearson の相関係数	1	.223**
	有意確率 (両側)		.000
	N	648	612
要保護管理数	Pearson の相関係数	.223**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	612	675

**、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

「資格ありの職員」と「勤務5年以上」については中くらいの相関があった。

表 80

相関係数			
		勤務5年以上	資格あり合計
勤務5年以上	Pearson の相関係数	1	.417**
	有意確率 (両側)		.000
	N	648	633
資格あり合計	Pearson の相関係数	.417**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	633	666

**、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

「5年以上の経験あり」では、進行管理会議においては、個別ケース検討会議開催提案がなしにくらべると高い割合で意識されている。

表 81

			個別ケース会議提案		合計
			なし	あり	
経験有無	あり	度数	182	111	293
		経験有無 の %	62.1%	37.9%	100.0%
	なし	度数	232	92	324
		経験有無 の %	71.6%	28.4%	100.0%
合計		度数	414	203	617
		経験有無 の %	67.1%	32.9%	100.0%

$\chi^2 = 6.275$

$P < .05$

③ 進行管理会議や実務者会議

日頃からの関係づくりが、進行管理会議数に関係していた。

低い相関がみられた。

表 85

		出向く回数	進行管理会議 R
出向く回数	Pearson の相 関係数	1	.293**
	有意確率 (両 側)		.000
	N	717	458
進行管理会議 R	Pearson の相 関係数	.293**	1
	有意確率 (両 側)	.000	
	N	458	458

**、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

日頃からの関係づくりが、進行管理会議数に関係していた

低い相関がみられた。

表 86

		出向く回数	実務者会議
出向く回数	Pearson の相 関係数	1	.228**
	有意確率 (両 側)		.000
	N	717	604
実務者会議	Pearson の相 関係数	.228**	1
	有意確率 (両 側)	.000	
	N	604	604

**、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

④ 研修について

出向く回数と研修については、相関がみられた。

表 87

		出向く回数 r	合同
出向く回数 r	Pearson の相 関係数	1	-.324**
	有意確率 (両 側)		.000
	N	717	677
合同	Pearson の相 関係数	-.324**	1
	有意確率 (両 側)	.000	
	N	677	677

**、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

⑤ 資格合計人数との関係

出向く回数と、資格取得者の相関がみられた。

表 88

		出向く回数	資格合計人数
出向く回数	Pearson の相関係数	1	.301**
	有意確率 (両側)		.000
	N	717	666
資格合計人数	Pearson の相関係数	.301**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	666	666

**、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

表 89

			資格合計人数				合計
			なし	1~2人	3~5人	6人以上	
出向く回数	なし	度数	28	43	33	4	108
		出向く回数の %	25.9%	39.8%	30.6%	3.7%	100.0%
	1~2カ所	度数	41	107	39	9	196
		出向く回数の %	20.9%	54.6%	19.9%	4.6%	100.0%
	3~5カ所	度数	22	113	86	16	237
		出向く回数の %	9.3%	47.7%	36.3%	6.8%	100.0%
6カ所以上	度数	3	41	56	25	125	
	出向く回数の %	2.4%	32.8%	44.8%	20.0%	100.0%	
合計		度数	94	304	214	54	666
		出向く回数の %	14.1%	45.6%	32.1%	8.1%	100.0%

⑥ 評価項目についての相関は 2 項目関連がみられた。

評価については、出向く回数が多いほど、「支援に対する関心の高まり」が高くなる。

表 90

			支援に対する関心の高まり		合計
			なし	あり	
出向く回数	3回以上	度数	18	341	359
		出向く回数 2 の %	5.0%	95.0%	100.0%
	0~2回	度数	27	255	282
		出向く回数 2 の %	9.6%	90.4%	100.0%
合計		度数	45	596	641
		出向く回数 2 の %	7.0%	93.0%	100.0%

4. 研修の実施との関連

研修がなされるほうが、個別ケース検討会議が開催され、また庁内連携や庁外連携や出向く努力がなされる。またその結果進行管理にも効果がでてくると過程した。

研修を受けたことと、実務者効果があったとする項目の関係について関係がみられたのは

対応のみなおしができたと共有することができたが、アセスメント、要対協、法律、対人援助、個別ケース検討会議のいずれも関係をしていた。

表 91

	対応の見直し	共有化
アセスメント研修	**	
要対協研修	**	
法律研修	**	*
対人援助研修	**	***
個別会議の開き方研修	***	*
	p<.05 *	p<.01 ** p<.000 ***

合同研修を実際に行っている場合には、個別ケース検討会議はより開催されている。

表 92

			個別ケース会議開催数						合計
			0回	1~5回	6~11回	12~23回	24~35回	36回以上	
合同	はい	度数	11	65	73	97	60	144	450
		合同の%	2.4%	14.4%	16.2%	21.6%	13.3%	32.0%	100.0%
	いいえ	度数	19	47	31	26	17	21	161
		合同の%	11.8%	29.2%	19.3%	16.1%	10.6%	13.0%	100.0%
合計		度数	30	112	104	123	77	165	611
		合同の%	4.9%	18.3%	17.0%	20.1%	12.6%	27.0%	100.0%

合同研修を行っている場合には、進行管理で主担当の確認を行っている傾向にある

表 93 合同研修と、進行管理で主担当を決めるの関係

			主担当		合計
			なし	あり	
合同	はい	度数	241	242	483
		合同の%	49.9%	50.1%	100.0%
	いいえ	度数	98	63	161
		合同の%	60.9%	39.1%	100.0%
合計		度数	339	305	644
		合同の%	52.6%	47.4%	100.0%

5. 調整機関が庁内連携をしている

進行管理の効果項目との比較をしたが、すべて関連していた。

6. 評価点について

進行管理会議の評価に5項目にそれぞれ3点（ありは3点、ややあり2点、ややなし1点、なし0点）の合計値をとった。それらを評価得点15を高得点群とした。また合計値が0～9点については、低い得点群として、T検定を行った。要対協の評価に影響をあたえたのは、庁内連携を取っている、合同研修を実施している、アセスメントの研修を行っている。個別ケース検討会議の研修を行っている。が有意な差として検出できた。

なお、研修については、受けていないに1点、一人か半数がうけたが2点、すべて受けたが3点とし、それぞれの平均値の差をみた。研修をうけたことと、評価合計値とは関連した。

表 94 各受講した研修と高得点、低得点の T 検定

得点 r r		N	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差
アセスメント 研修	1-9点	77	1.91	.672	.077
	15点	118	2.20	.801	.074
要対協研修	1-9点	78	2.10	.695	.079
	15点	120	2.36	.683	.062
法律研修	1-9点	76	1.76	.728	.083
	15点	118	2.13	.812	.075
対人援助研修	1-9点	76	1.89	.759	.087
	15点	107	2.23	.760	.073
個別会議研修	1-9点	75	1.61	.751	.087
	15点	118	1.87	.843	.078

		等分散性のための Levene の検定		2つの母平均の差の検定						
		F 値	有意確率	t 値	自由度	有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	差の 95% 信頼区間	
									下限	上限
アセスメント 研修	等分散を仮定する。	11.811	.001	-2.667	193	.008	-.294	.110	-.512	-.077
	等分散を仮定しない。			-2.767	181.095	.006	-.294	.106	-.504	-.084
要対協研修	等分散を仮定する。	2.270	.133	-2.556	196	.011	-.256	.100	-.453	-.058
	等分散を仮定しない。			-2.547	162.671	.012	-.256	.100	-.454	-.057
法律研修	等分散を仮定する。	1.550	.215	-3.172	192	.002	-.364	.115	-.590	-.138
	等分散を仮定しない。			-3.248	172.375	.001	-.364	.112	-.585	-.143
対人援助研修	等分散を仮定する。	.598	.440	-2.976	181	.003	-.339	.114	-.564	-.114
	等分散を仮定しない。			-2.977	161.801	.003	-.339	.114	-.564	-.114
個別会議研修	等分散を仮定する。	1.575	.211	-2.174	191	.031	-.260	.119	-.495	-.024
	等分散を仮定しない。			-2.230	170.632	.027	-.260	.116	-.489	-.030

進行管理会議でどのような利点効果がありましたか			
の5項目について高い得点と低い得点群の平均値			
で有意な差が認められた項目			
	高い得点群	低い得点群	T検定有意確率
人口	103209.02	103109.04	
子ども人口	16232.23	15947.94	
要保護児童管理件数	118.36	111.04	
相談数	4.74	4.18	
調整数	4.02	3.58	
実務者会議開催数	7.01	4.16	
個別ケース検討会議開催数	38.80	32.08	
進行管理会議回数	12.85	5.88	
1回のケース数	45.41	39.39	
1回にかかる時間	18.28	16.10	
庁内連携	1.56	1.81	***
合同研修	1.18	1.34	
期待担当者数	3.86	2.91	
アセスメント研修	2.18	2.65	**
要対協研修	1.92	2.41	**
法律研修	2.29	2.84	**
対人援助研修	2.10	2.63	**
個別会議研修	2.64	3.08	*
出向く回数	3.24	2.86	

結果からは、庁内連携や研修が、要保護児童対策地域協議会活動5項目と関係していることが示された。

(第2課題) どのくらいのケース数であれば、適切な進行管理が可能だろうか)

という点については、現時点では、検討中としたい。

仮説として、進行管理会議での担当者の負担として「ケース数が多い」を選択した群とそうでない群にわけ、そこから有意となっているのかを確認したうえで、平均値をとってみた。

「時間が足りない」をのみ選択した対象者についても平均値を提出した。

不満がない状態で仕事をする場合はどのような状況下かを把握しようとしているが、進行管理での一回のケースは33例まで、調整担当者は3名いてくれるという状況では不満がないのではないかと仮説としておきたい。

件・人

	「ケース数が多い」を選択していなかった群平均値	「時間が足りない」を選択しなかった群の平均値
子どもの人口	10328.31	13301.37
進行管理件数	56.74	76.93
一回のケース数	22.20	32.37
1回にかかる時間	22.97	16.00
調整担当者数	3.03	3.28

1. 分析結果

1. 調整機関が資格者を採用されている場合とそうでない場合の比較

- ①要保護管理件数と関係した
- ②個別ケース検討会議開催とは低い有意差があった。
- ③要対協を理解するための外へ出向く回数が高かった。
- ④合同研修をより受けていた。
- ⑤ 評価項目についても1項目関連があった。

・調整機関の担当者に占める資格者の割合別

T検定をすると、資格者がいる場合のほうが、他機関との調整や連携のために、出向く回数が高い、アセスメント研修を受けている率が高いことがわかった。

2. 5年以上勤務の担当者がいる場合とそうでない場合の比較

- ①個別ケース検討会議開催とは低い有意差があった。
- ②資格者合計値と関連があった。
- ③実務者会議における個別ケース検討会議提案については有意差があった。

3 日頃からの連携の努力（出向く努力）

- ①個別ケース検討会議開催回数と関係した
- ②進行管理会議と関連した
- ③多職種多機関が合同で研修するにおいても関連した
- ④評価項目についても1項目関連があった。

4. 研修提供

- ①個別ケース検討会議開催数と関連した。
- ②評価項目と関連した。

5. 評点が高い内容についての検定

評点が高く出ている場合は、研修を受けているところと関連が高かった。

分析結果からの結論

- 1. 調整機関には有資格者を高い割合で採用する
- 2. 5年以上の雇用者を配置者に置く
- 3. 調整機関は日頃から出向く努力をする
- 4. 研修を受講することは重要である。
 - ①個別ケース検討会議開催頻度と関連をした
 - ②評価項目と関連した。

全国調査から見たまとめと課題

1. 実務者会議・進行管理会議について

回答者の中で実施されていないと回答したところがあったが、多くは、市区町村内で1か所設けられていると回答したところ、地区別で実施されているところ、内容別で実施されているところ、年齢別で実施されているところ、児童相談所と2者で実施しているところなど、いろいろなバリエーションで行われていることがわかった。

これについては、事例編を参照されたい。

2. 要保護の進行管理台帳に載せているのは、全数か、選別かについて

回答者によれば、児童相談すべてのなかで選別していると誤解してつけている場合にはすべてと訂正をしたが、選別が25.1%あった。

<課題1> 本来の進行管理会議では「すべての事例」をみるということになっている。

変化がある事のみならず、目立たないで変化がないものなどを含めて、そのつど、子どもの安全を確認することが本来の目的となる。よってすべての事例を含むことが重要であると考え

もっとも、前もって見たうえで、選別しているという段階を経ている場合はこれに含まれない。

一人で選別することは、そこでバイヤスがかかりかねない。

3. 一回のケース数とそれにかかる時間

非常に多いケース数のため、一回5分以下という例もあった。

<課題2> 5分以内でみるというのは、機械的になり、形式的なことがらに終始してしまう。

4. 検討事例

新規事例、継続事例、困難度が高い事例が協議されていた。

5. 検討内容

個別ケース検討会議の提案を答えた割合は、全体で30.8%であった。

主担当機関については42.8%であった。

<課題3>

個別ケース検討会議が本来実施されてこそ、個別対応は充実してくる。実務者会議の場で、個別ケース検討会議の在り方が検討されていない割合が6割強である。実務者会議は個別ケース検討会議にとってかわるものではなく、実務者会議をやっておれば、安心ということになっていないか懸念される。

6. 終結基準

終結基準は3割であったが、いくつかの工夫がされた。

<課題4>

終結は、それまでの子どもの安全と家庭支援がどのように引き継がれていくかということ予測されなければならないものである。機械的なものではないはずであり、これについては児童相談所等も同じ課題

7. 進行管理会議の効果

法律改正から10年がたち、効果結果についてみると、多くはややできている以上と評価している。

情報共有は、各関係機関が自覚したからこそ、通告相談が入り、件数増加につながっている。

見通しについても、意識的に定期的にみていく習慣もなかったことが、形として表れてきている。

<課題5>

ややなし という効果がないと答えたところは少ないが、要対協が形骸化している、虐待事案が極端に少ないという地域において何が課題になっているのかを改めて分析する必要がでてきている。虐待というくくりではなく、子育て支援としてのアプローチの工夫が町村レベルでは必要となってきた。

8. 児童相談所との関係

児童相談所へは、方針を助言し、役割を明確にするが75%であった。

退所時の連絡については、30.8%で、低かった。

<課題6>

退所時の連絡がないについては、先行調査においても少ないが、退所前から、どのように地域で支援が進められるのかにとりくむためには、個別ケース検討会議は欠かせないが、そういった条件が整わなければ回答率は増加しないのであろう。

9. 庁内外における調整

進行管理の効果と関連した

10. 出向くことへの努力

人口10万以上においては、35%以上は、6か所以上との出向いての活動があったが、政令市ではやや低調であった。

<課題7>今回出向く回数は、日頃の機関との連携度の目安となる。その結果は、個別ケース検討会議開催数とも相関があり、実務者会議開催数とも連動をしている。

職員数とも関連してくるため、人数が少なくなる10万以下のところは低い。

1 1. 研修について

研修については、3項目に分けた形で検討をしていった。結果、知識を得ることと、研修をうけて知り合うことの成果など、合同で学ぶ、要対協を理解するなど、日頃必要な知識を学ぶことと、その方法を知ることが活性化につながっていた。

＜課題8＞ 研修については予算がつかない、いまだ一人も研修を受けていない場合も多い。

1 2. 調整機関のありかた（自由記述）

要対協でなんでも相談すればやってくれると思込みや、調整役割と、相談役割のあいまいさが指摘された。

個別ケースマネジメントと、機関としてのマネジメント、さらに要対協としてのマネジメントを一人の個人とするのは、無理な話である。

機関としてのマネジメントは課長レベル、要対協としてのマネジメントは主査あるいは、ベテランの担当者が、そして個別ケースマネジメントは相談者が担当するという業務分担ができるかどうかという疑問が出された。

それには、1～2名で相談も管理もするのは、無理が生じるだろうことが理解される。

1 3. 資格取得から専門職の確保

資格があるだけが、専門職ではないはずで、市の調整機関として、何が必要かを明確にする。すべての業務の流れを知りつつ、ケースを把握するには、経験と知識をつんだ人が適任ではないかと考えられた。

今後の課題の整理

1. 進行管理の意味
すべてに目を通すということが意味があるということの確認をする
2. 事例の精査
個別ケース検討会議が必要なものは積極的に行う。
この場合の個別ケース検討会議は形式的なものではない。
3. 実務者会議の進行管理
個別ケース検討会議につなげることや、主担当がだれなのかを明確にし、ケースが途切れない工夫をする。
4. 主担当とみまもりの用語の混乱をなくす
主担当は、便宜上現在は、市か児童相談所かということに分けている。
主たる担当者の用語は、その人や家族にとってキーパーソンとなる人をさす。
5. 実務者会議の形式化（やっているだけ）は避ける。
6. 実務者会議の開催の効果やフィードバックをすることからみえてきたものを明らかにする作業が求められる。
7. 代表者会議については、さらに検討をする
8. 調整機関の業務分担などを明確にする
9. スタッフの専門性と調整機関の役割を明確にする

資料 厚労省ホームページから

【代表者会議】

- ・ 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
- ・ ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。
- ・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - [1]要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - [2]実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

【実務者会議】

- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる

厚労省の実務者会議では、

- [1]全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等
- [2]定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- [3]要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- [4]要保護児童対策を推進するための啓発活動
- [5]地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

【調整機関の定義】

調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

- [1]地域協議会に関する事務の総括
 - ・ 協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
 - ・ 地域協議会の議事運営
 - ・ 地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
 - ・ 個別ケースの記録の管理
- [2]支援の実施状況の進行管理
 - ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握
 - ・ 市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。
- [3]関係機関との連絡調整
 - ・ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

関連する統計資料 (参考分)

		全体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
進行管理会議の開催頻度	1ヶ月に1回	25.0	0.0	51.7	40.6	29.1	22.1	11.6	7.3
	2ヶ月に1回	6.0	0.0	0.0	12.5	9.7	8.2	5.3	0.0
	3ヶ月に1回	21.2	80.0	15.5	21.9	33.0	25.1	15.3	4.9
	4ヶ月に1回	13.9	20.0	13.8	3.1	7.8	19.0	14.3	7.3
	6ヶ月に1回	6.6	0.0	0.9	0.0	3.9	7.8	9.5	14.6
	その他	7.9	20.0	2.6	15.6	12.6	8.7	5.8	9.8
	不定期	13.4	0.0	1.7	6.3	2.9	6.1	29.6	46.3
	無回答	6.7	0.0	15.5	0.0	1.9	3.5	8.5	9.8

		全体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
進行管理会議の開催時間	1時間未満	3.5	0.0	2.6	3.1	1.9	1.3	5.8	12.2
	1~3時間未満	72.0	60.0	56.0	75.0	68.9	82.3	73.5	58.5
	3~5時間未満	13.0	40.0	19.0	18.8	18.4	10.8	8.5	7.3
	5~8時間未満	1.8	0.0	6.0	3.1	2.9	0.4	0.5	0.0
	8時間以上	1.1	0.0	0.9	0.0	4.9	0.9	0.0	0.0
	無回答	8.6	0.0	15.5	0.0	2.9	4.3	11.6	22.0

		全体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
1回にかかる進行管理の内容	すべてのケース	40.2	40.0	25.0	31.3	38.8	41.6	50.8	36.6
	選別	49.8	60.0	58.6	68.8	59.2	52.4	36.5	31.7
	無回答	10.0	0.0	16.4	0.0	1.9	6.1	12.7	31.7

		全体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		357	3	68	22	61	121	69	13
選別に含まれるケース	新規	74.2	100.0	80.9	77.3	73.8	77.7	65.2	46.2
	継続	61.9	33.3	85.3	40.9	47.5	62.8	60.9	46.2
	困難事例	65.5	66.7	75.0	59.1	75.4	63.6	53.6	61.5
	重度事例	52.1	33.3	64.7	50.0	62.3	53.7	37.7	7.7
	その他	18.5	33.3	19.1	31.8	27.9	15.7	10.1	15.4
	無回答	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0

		全体	人口規模区分						
			特別区	区(政令市)	市/人口30万人以上	市/人口10万人~30万人未満	市/人口10万人未満	町	村
調査数		717	5	116	32	103	231	189	41
終結基準の有無	あり	29.1	20.0	31.0	53.1	34.0	33.8	19.6	12.2
	なし	60.8	80.0	52.6	43.8	62.1	58.4	67.7	73.2
	無回答	10.0	0.0	16.4	3.1	3.9	7.8	12.7	14.6

B ヒヤリング調査編

全国市区町村調査の結果より、地域により、さまざまな取り組みがなされていることがわかったが、一方、形骸化の傾向におちいつている地域もあり、具体的に示すことで、どのような工夫をすれば、活性化できるのかのヒントを得たいと考える。実際にたずねて初めてわかることもあるため、実際に足を運び、各自治体へ調査訪問をすることにした。

1. 目的

今回の全国市区町村調査においては、進行管理の「実施単位」についての回答は、「市町村に一つ」78.9%、「地区別にもつ」9.2%、「内容別にもつ」2.1%であった。「地区別にもつ」には、政令市や統廃合前の地区別、保健センター別、校区別などの添え書きがしてあった。また「内容別にもつ」は、子どもの状態別（虐待対応、発達障害、問題行動など部会制でもつ）、所属別でもつなどであった。また「市町村に一つ」の回答が大部分であるが、その中で別の会議を開催し工夫していることで、児童虐待防止の支援につながるケースマネジメントをしているところがあった。よって、それぞれの仕組みをより具体的に知る手がかりとして、いくつかの市区町村に協力を願い協力を得ることで、いくつかの工夫のポイントを抽出し、提出したい。

2. 方法

全国市区町村調査結果から、進行管理の実施単位から回答をいただいた市区町村の状況から主に選んだ。選択基準としては、実務者会議や進行管理会議が実施されているところ、個別ケース検討会議が開催されているところである。要保護児童管理件数も記載され活動がされていると予測される場所を選んだ。

あらかじめ、調査依頼後、質問する骨子を送った上、約2時間の半構造化面接を行った。政令市では1か所児童相談所へ出向き聞き取りを実施した。実際時間的なゆとりがあれば、児童相談所へも訪問し、教育機関などへも調査を依頼したかったが、かなわなかった。

3. 結果・考察

調査のために自治体に伺ったが、調査対応時には必ず3名～8名の関係者が同席し協力をしていただけた。対応していただいた調整機関関連のスタッフ総数は、60名近くとなっている。対象となった市町村数は、町が4町、人口10万未満が3市、人口10～30万未満が3市、人口30万以上が2市、政令市が2市で合計14市区町である。項目は自治体の特徴、組織図、スタッフの構成、要対協の構造、要対協の特徴、進行管理の状況、他機関との連携状況、訪問者の印象の順に整理をしている。

実務者会議の内容については、進行管理をする内容は、**進行管理型**（これを進行管理型とする）として、一覧表にまとめた。研修や事例検討など進行管理には直接関連しないものについては、**研修型**とし、さらに折衷については**合同型**と命名した。

ヒヤリングのポイントは、以下の点とした。

- ① 形式化にならないための実務者会議運営の工夫：すべての事例を把握するため、どのような工夫がなされているのかを理解する。研修の工夫も含める。
- ② 要保護児童対策地域協議会としての機能の実際： スタッフ状況、役割分担、実務者会議への関わり方など
- ③ 他機関との連携状況：子育て支援や教育など子どもの生活をしていく上では欠かせない地域の資源である
母子保健、教育委員会、医療機関、子育て支援
- ④ 調整機関としての在り方、及び進行管理会議の在り方
- ⑤ 特徴と利点の検討

市町村名(長野県 池田町)

実務者会議及び進行管理の特徴

妊娠出産からの全数把握支援体制を整備し、要保護児童対策地域協議会の進行管理を予防的に活用

I 市の特徴 人口:10,458人 児童人口:1,440人 生活保護率: 4.0 %(北安曇郡)

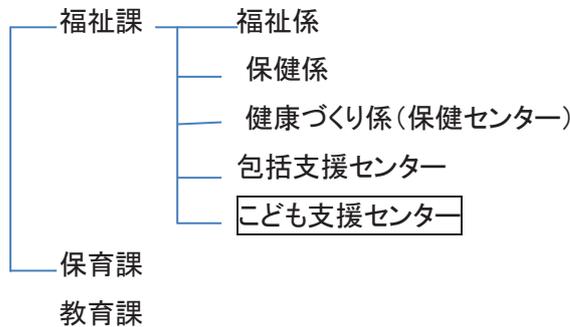
池田町は長野県北安曇郡の南部に位置し、北アルプスの雄大な山容を一望できる景観に恵まれた地である。西端を高瀬川が流れ、安曇野の平坦地域が広がり幹線道路が南北に貫通し、人口の大部分が集中している。農業中心の町は、近年「花とハーブの里」として、若い世代にとって子育てのしやすい町をめざして

こども支援センターでは、妊娠・出産からさまざまな専門職種による相談を実施しており、家庭で不適切な養育にならないように、予防的に具体的な相談にのってもらえる。乳幼児健診・子育て相談・臨床心理士相談と連携した健康プログラムを基礎にして、0歳から18歳までの療育支援・移行支援体制を整備している。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [福祉課 こども支援センター]

1. 組織図(もしくは組織の関係)

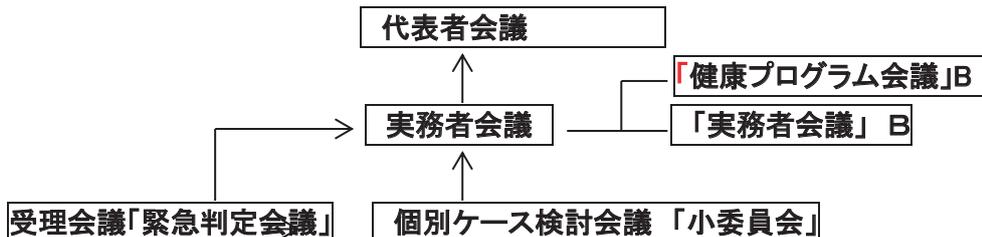


2. 職員構成表

センター長(保健師)	支援員 2 名(保育士)
	非常勤職員(カウンセラー2名、心理士2名、作業療法士、理学療法士、弁護士)

III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	健康プログラム会議	実務者会議
目的・内容	<u>B-進行管理型</u> ・0歳～未就園児対象 ・全ケースの進行管理	<u>B-進行管理型</u> ・就園～18歳未満対象 ・全ケースの進行管理
頻度	年12回 15時～15時30分	年3回 1時間30分
会議のメンバー	3機関18名 保健センター 社会福祉協議会(助産師) 児童相談所	5機関10名 各学校長、各保育園長 教育委員会、 保健センター、 社会福祉協議会 警察、児童相談所、保健所
進行管理方法	・進行管理台帳で定期的に全ケースの検討	・進行管理台帳で定期的に全ケースの検討 ・日常的な情報共有と会議前の情報収集により台帳作成
ケース数	進行管理数 5件／67件 5件全ケース／回 1ケースあたり6分	進行管理数 62件／67件 62件全ケース／回 1ケースあたり2分
その他	乳幼児健診・子育て相談・臨床心理士相談と連携した健康プログラム	不登校の場合は、担当を決めて学校・教育委員会中心に確認し、実務者会議へあげる

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

平成18年度から、こども支援センターを事務局として「子育て支援ネットワーク連絡協議会」を構成しており、同じ総合福祉センター内にある保健・福祉・社会福祉協議会とはワンフロアで連携しやすい。

・代表者会議:「子育て支援ネットワーク連絡協議会」(年2回)

部会制(健康食育・思春期・療育・不登校・児童虐待DV)をとっており、要保護児童の実態を把握し、予防するために何が出来るか検討する。要対協の法的根拠の確認、死亡事例検証から学ぶなど、関係機関の意識を統一するための研修や、町として虐待対応マニュアルを作成し、それにもとづいた実践的な事例学習(グループワーク)を実施している。

・**実務者会議**:就園前と就園後にわけて実務者会議を実施

進行管理数 67 件のうち、要保護児童 47 ケース(63 人)、要支援児童及び特定妊婦 4 ケース(4 人)で、全ケースの進行管理をしている。

「**健康プログラム会議**」(就園前ケース・月 1 回)

妊婦・新生児からケースを把握し共有、必要な支援へつなぐ。未就園児についてはリスクが高いので、全ケース毎月状況を確認し必要に応じて支援方法を検討。

「**実務者会議**」(就園後ケース・年 3 回)

各学校長・保育園長等参加機関からの近況報告にもとづいて検討し進行管理台帳に記入。不明の内容については確認してもらい報告をもらう。特に終結についてはしっかり状況を把握し委員に確認していく。不登校・発達障害等のケースについては、支援会議を開きその結果で要対協へあげる。

・**個別ケース検討会議**:「**小委員会**」

通報で新規のケースであがった時、状況が悪化してきた時などに実施する。実務者会議の報告から必要なケースの個別検討を実施している。町の調整機関が主催する。

2. 進行管理体制の工夫

- ・児童相談所には、要支援、特定妊婦、要保護全ケースの個別ケース検討会議に出席してもらう。進行管理ケース 67 件のうち町単独支援が 52 件で、主機関が児童相談所のケースも会議の開催は町の調整機関である。児相の人数が少なく、1 時間もかかるので限界を感じており、町の体制を強化している。
- ・保育園(町内に幼稚園はない)、学校より虐待の通報が早期に連絡が入るため、悪化する前に対応することで子どもが守られるケースもある。要保護児童対策協議会が機能しているため、スムーズな対応がしやすい。
- ・受理時、内部会議(スタッフによる)、個別ケース検討会議等での、在宅支援アセスメントシートの活用により、検討の視点が定まり、効果的な会議が出来るようになった。また、児童相談所とも、ケースの情報を整理して伝えることが出来、共通認識、役割分担も明確化できるようになり、進行管理に役立っている。アセスメントシートとともに、各種の書式を整備し、虐待通告から支援・進行管理まで関係者間の共有に活用している。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

妊娠届時に地区担当保健師の保健指導等で、ハイリスク妊産婦を把握し、こども支援センターで支援計画を作成し、助産師が養育支援家庭訪問事業で訪問をし支援を開始する。こんにちは赤ちゃん事業(地区担当の保健師による新生児訪問)から、産後うつなど要支援ケースの発見に努めている。

妊娠届時にアンケート実施、その後、全ケース対象にカウンセラー相談で不安など確認し、必要に応じて養育支援家庭訪問事業(実数 53 件延 530 件)が妊娠時から入る。毎月 1 回の会議で確認し、乳幼児健診にも参加し、要保護児童の家庭などの相談にのる。

2. 教育

家庭が原因による不登校、発達障がいが必要で虐待されている児童などの状況について日常的に学校(中学校1、小学校2、特別支援学校、高校)と連絡をしあう。相談があると学校訪問を実施し、担任や教頭とともに、臨床心理士相談や家庭訪問による支援を検討する。

3. 子育て支援

こども支援センター中心に子どもの年齢や発達に応じて、町の子育て支援体制が体系的に整備されている。乳幼児期から養育支援家庭訪問事業を活用し在宅支援を始め、保育園の一時保育の利用、巡回相談などを活用している。

VI まとめ

平成13年度から子育て支援と虐待防止の基礎づくりに取り組み、子ども支援センターのスタッフはもとより、小中学校の教職員研修を充実し、多機関によるグループ討議などにより連携を深めている。妊娠出産から全数把握し支援を開始、対象児の95%が入所している町内の保育所とも連携はしやすく、人口約1万人の規模で、子どもの年齢に応じた所属機関との連携を軸に、社会福祉協議会とタイアップして町の社会資源をていねいに組み合わせて、すばらしい体制整備を積み重ねてきている。守秘義務を担保しつつ、さらに民間の力も活用して、子どもの力を引き出す支援や、短期入所事業など未整備の事業がたちあがることを期待したい。

子ども支援センターには、多職種の職員を雇用・配置しており、要保護児童対策地域協議会の会議においても専門性による議論の深まりがある。また、職員の移動についても特別の配慮があり、こども支援センター開設以来7年間職員の移動がなく、実践の積み重ねが出来てきた。当町での在宅アセスメントシート活用についても、①熱心で専門性をもった職員が、②複数で研修に参加し、③マニュアルを活用しながら実際にシートを利用して、④シートの利用方法を工夫し引き継いでいる点に着目したい。今後の課題は、正規職員である支援員の育成により、定着・安定化した現体制をいかに引き継ぎ強化するかである。

市町村名（日野町）

実務者会議及び進行管理の特徴

福祉・保健・教育の要対協担当3者による事務局会議を実施し、校園の担当者会議や引継ぎ会議で、実務者会議の進行管理を強化

I 町の特徴 人口:22,841人 児童人口:3,800人 生活保護率:7.02%

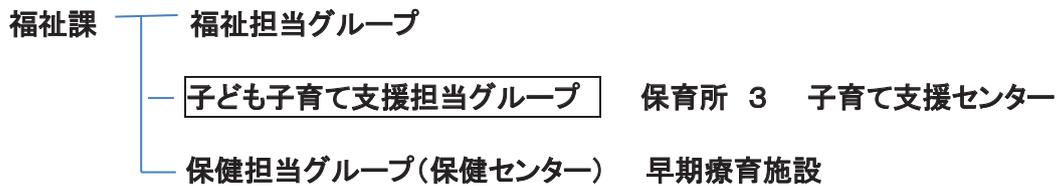
滋賀県の南東部、鈴鹿山系の西麓に位置する自然豊かな町で、山と田畑に囲まれ工業団地があり、近江商人の古い町並みが残る歴史ある町でもある。新興団地はあるものの町内は自家用車の移動が中心で交通の便が悪く、これまで急速な人口増加はなかった。しかし、近年アパートが急増し転出入が激しくなり、人の流入にともない飲食店やスーパーなどの商業施設も増えたが、生活保護率も高くなった。

役場は生活に便利な町の中心地にあり、関係部署は同庁舎・敷地内にあり、住民にとって役場の相談先は身近に感じられ、福祉課では住民に関する情報が入りやすく、他部署とも連携しやすい。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [福祉課 子ども子育て支援担当グループ]

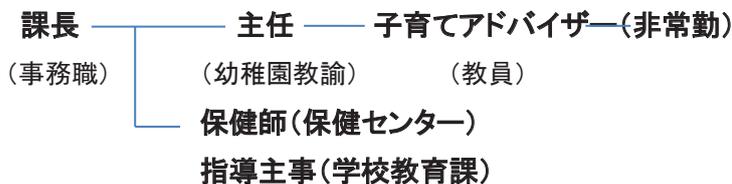
1. 組織図(もしくは組織の関係)



<教育委員会>

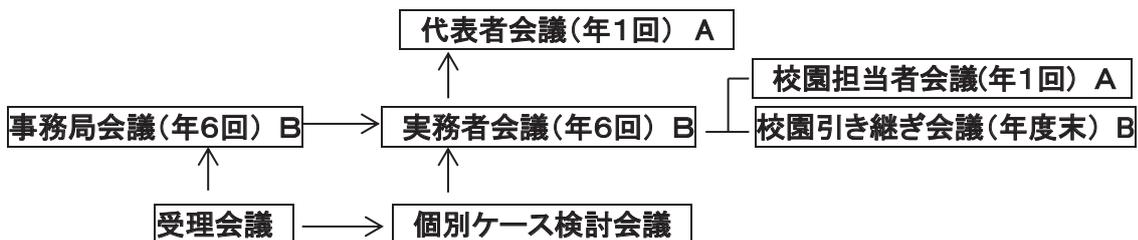
学校教育課 — 学校教育担当グループ 子育て・教育相談センター

2. 職員構成表



III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	実務者会議	事務局会議	校園引き継ぎ会議
目的・内容	<u>B-進行管理型</u> ・関係機関によるケースの進行管理 ・年度初めと年度末は全ケース見直し ・新規・重度ケースを重点的に検討	<u>B-進行管理型</u> ・事務局3者(福祉・保健・教育)による会議 ・新規・終結・継続ケースの支援状況の確認 ・実務者会議にあげるケースの選定	<u>B-進行管理型</u> ・進級にともない所属機関が替わる時の機関間の引継ぎ
頻度	年6回(奇数月) 14時～17時(3時間)	年6回(偶数月) 2～3時間	年1回(年度始めまたは年度末に学校・園別にまとめて) 半日×6日間程度
会議のメンバー	・福祉課(子ども子育て支援担当・保健担当) ・教育委員会学校教育課(学校教育担当・子育て教育相談センター) ・企画振興課(DV担当) ・児童相談所 ・県健康福祉事務所 ・主任児童委員 ・少年センター	・福祉課(子ども子育て支援担当・保健担当) ・教育委員会学校教育課(学校教育担当)	・福祉課(子ども子育て支援担当・保健担当) ・教育委員会学校教育課(学校教育担当・子育て教育相談センター) ・県健康福祉事務所 ・各学校・園
進行管理方法	・先に情報収集した内容を記載した全進行管理ケースの一覧表を提示し、各機関からの追加情報にもとづいて検討	・月1回の学校(園)からの情報提供、その他の機関からの情報をまとめて共有 ・実務者会議での重点検討、個別ケース検討会議の実施を検討	・学校・園別にまとめて、各ケースの個別シートにもとづいて、関係校(園)による情報共有
ケース数	進行管理数 95件 要保護 57 要支援 38(特定妊婦含む) 約 50 ケース/回 1 ケースあたり 3～4 分	進行管理数 95件 約 50 ケース/回 1 ケースあたり 3～4 分	進行管理数 95件 約 20 ケース/回 1 ケースあたり 30～40 分
その他	<u>A-研修啓発型</u> 代表者・実務者対象の研修会 (年1回)を実施	地域子育て専門員による助言	<u>A-研修啓発型</u> 「校園担当者会議」 (年1回)を年度途中に実施

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

平成12年度から児童虐待防止ネットワーク「子ども家庭支援調整会議」(年6回定例)を実施、法改正により平成17年度に要保護児童対策地域協議「子ども家庭支援地域協議会」へ移行し3層構造とする。

進行管理95ケースは、要保護57・要支援(特定妊婦を含む)38別に進行管理台帳を作成している。児童相談所も実務者会議ですべてのケースを把握しているが、そのうち児童相談所の直接関与がないケースが71ケースあり、要保護の約6割と要支援ケースは、町中心に県健康福祉事務所等と連携し地域の社会資源を活用して対応している。

・代表者会議(年1回)

代表者の要保護児童対策地域協議会への理解を深めるため、町の実状を報告し要対協の意義と役割を確認し、代表者と実務者も対象とする講演会を実施している。

・実務者会議(年6回)

実務者会議に先立って、調整機関である福祉課子ども子育て支援担当は、庁内の福祉・保健・教育の3者による「事務局会議」で、実務者会議での進行管理ケースについて協議確認する。実務者会議は、毎月の各学校(園)からの情報提供をもとに、福祉・保健・教育それぞれがもつ情報を共有し、児童相談所等6機関(部署)を加えておこなわれる。

・個別ケース検討会議

受理会議、事務局会議、実務者会議で、個別ケース検討会を実施する必要があると判断されたケースについて、年間46回の個別ケース検討会議が実施されている。

2. 進行管理体制の工夫

- ・町の進行管理にあたっては、児童相談所のケースもすべて網羅し、実務者会議で主担当(児童相談所または市町村のどちらか)を確認し、ケースマネジメントの責任をどちらがもつのかを明確にして対応の漏れがないようにしている。
- ・滋賀県ではすべての保幼小中・県立学校で虐待対応教員を決めており研修もおこなっているが、町単独でも「校園担当者会議」を年1回実施し、町の要対協の運営について具体的な検討をおこなっている。
- ・町単独のマニュアルは無いが、県のマニュアルを基本とし、町独自で受理から対応の流れ、終結基準等のガイドラインを作成している。実務者会議や「校園担当者会議」で意見を聞き、地域子育て支援員の助言を得ながら事務局会議で協議し決定する。
- ・構成機関の理解を深めるため、代表者会議のあと実務者も含めた研修をおこない、要対協における各機関の役割を確認し、進行管理が適切におこなわれるよう工夫している。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

母子保健担当保健師は事務局会議のメンバーであり、同じ福祉課の所属で本庁舎と隣接する保健センターにあり、精神保健、早期療育教室との連携もできている。

2. 教育

教育委員会の学校教育担当グループの指導主事は事務局会議のメンバーで、幼小中の状況を把握しており、子育て支援担当グループと少年センターや県立高校との情報共有もできている。

3. 子育て支援

子育て支援担当グループ内に子育て支援センター担当の保育士がいる。養育支援訪問事業に訪問支援員として主任児童委員が登録、ショートステイは子どもと家族を守る事業を里親やファミリーホームと連携して実施するなど、地域の人材を活用している。

VI まとめ

人口2万人の町の規模では、関係部署は庁舎・敷地内にあり、関係職員の人数も少なく担当者同士の日常的な情報共有がしやすい環境にある一方で、住民にとっては身近すぎてかえって相談しにくかったり、守秘義務が守られにくく感じられることもある。当町においても、要保護児童対策地域協議会の運営は、日常的な顔の見える関係や連携が可能な町のメリットを活かしながら、少ない職員体制でいかに分担して、守秘義務を担保しながら効果的な進行管理をおこなうか工夫がされている。

町として職員体制を整え、その職員が県研修を受講し児童福祉司任用資格を取得して専門性を高めているが、担当部署への職員配置には町の規模では限界がある。調整機関としては、福祉課子ども子育て支援担当グループの2名の職員を中心に、福祉・保健・教育の3者で調整機関の機能を分担することで体制整備を図っている。さらに、町としての専門性を高めるため、町独自に地域子育て専門員(元県家庭相談員)を雇用し、児童家庭相談および調整機関担当者は月2回助言を受けている。

滋賀県では、市町に対する支援事業として、スーパーバイザー(元児童相談所長)、ケースマネージメントアドバイザー(弁護士等の専門家)の派遣があり、これらは特に町にとって専門性を補足する重要な施策となっている。町の相談体制で町中心に虐待の対応ができるのは、県健康福祉事務所の子ども家庭相談室の存在も大きい。遠方の児童相談所に代わり比較的近い距離にあり、町が判断に困ったときの相談先として、子ども家庭相談室の家庭相談員、母子自立支援員、保健師等が、町に対するさまざまな協力をしている。

また、滋賀県ではこれまで福祉圏という地域ごとで課題解決に取り組んできた経緯があり、現在県内の6町が、県健康福祉事務所を含む「6町会議」を持ち回りで実施し、町の共通課題を共有する機会をもっており、年3回活発な協議がなされている。町村が、市同様の相談体制を整備し虐待対応をしたり、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担うのがたいへんなことは言うまでもない。日野町においても、福祉課5年経験の管理職のもと、庁内体制の整備、会議の効果的な持ち方、学校(園)でのアセスメント・支援・モニタリング力の向上、社会資源の開発等、町のメリットを活かしながら工夫をしてきているが、目指す方向性を示し各町村のそれぞれの取り組みを応援する都道府県レベルの協力体制があることで、町村はより力を発揮出来る。

市町村名（ 利府町 ）

実務者会議及び進行管理の特徴

実務者会議を年8回実施（研修・啓発型3回、進行管理型5回）、教育委員会と連携した中学校区別の進行管理体制

I 町の特徴 人口： 35652 人 児童人口： 6877 人 生活保護率： 3.8 %

仙台市から鉄道で25分の通勤圏内に位置し、新幹線車両基地もあり団地が増加した。また、比較的震災の被害が少なかったため人口増加傾向にある町である。「利府の子どもはみんな育てる」という意識のもと、町全体で子育て支援に力を入れている。

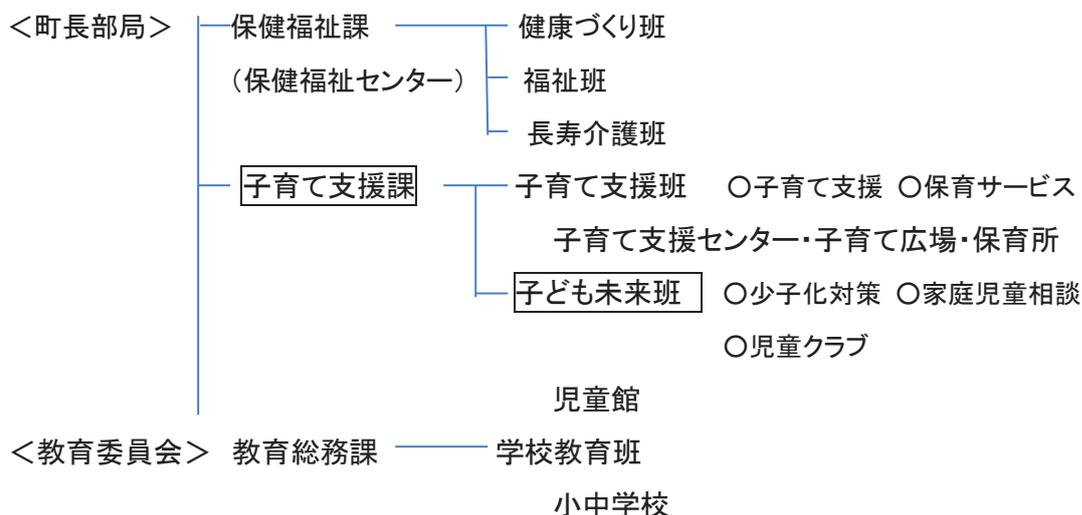
教育委員会が、高校、支援学校も含み、キャリアシップ（中学生）ブラザーシップ（小学生）、チャイルドシップ（保幼）という3つのシップにより子ども間の連携を図る仕組みづくりに取り組んでいる。平成13年に完成したモール型庁舎は、市民の交流の場として活用され、ジュニアリーダーや地域のボランティアの協力参加により実施される「こどものまち」（仮想の町イベント）や、生徒会の駅前での挨拶運動など、地域住民とともに子どもたちがまちづくりに参加している。

児童虐待担当の子育て支援課は、平成18年度に保健福祉センターから本庁舎へ移転し、教育委員会学校教育班と同一フロアで隣り合わせにあり、緊密な連携体制をとっている。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [子育て支援課 子ども未来班]

1. 組織図

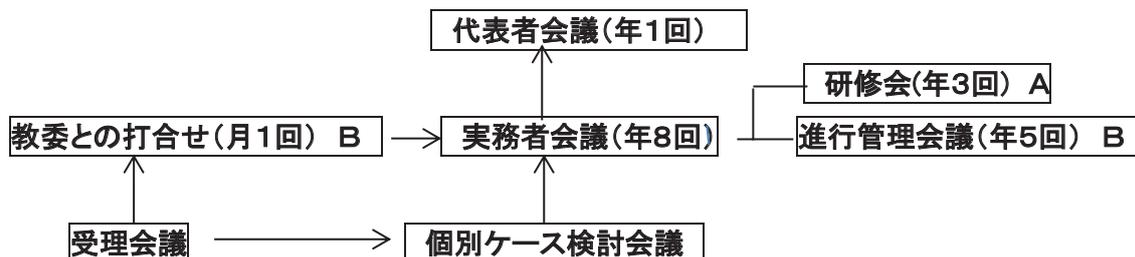


2. 職員構成表

課長（事務職） ——— 班長（事務職） ——— 技術副参事（保健師） ——— 家庭児童相談員（非常勤）（看護師・助産師）

Ⅲ 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	実務者会議(進行管理会議)	教委との打合せ	実務者会議(研修会)
目的・内容	B-進行管理型 ・3中学校区別(各校区小学校2校)に運営	B-進行管理型 ・主たる支援機関の支援状況の定期的な確認	A-研修啓発型 ・学校(園)・民生児童委員等対象の研修
頻度	年5回(5月・10月・2月) 1回につき2時間程度	月1回	年3回(7月・11月・2月)
会議のメンバー	・子育て支援課 ・教育委員会学校教育班 ・保健福祉課(母子保健・生活保護・障害) ・児童相談所・保健所 ・警察・主任児童委員 ・学校・園・学童保育等	・子育て支援課 ・教育委員会学校教育班	・学校(園)・民生児童委員等 約60名参加(平均68%の参加率)
進行管理方法	・新規と動きのあったケースについて ・3中学校区を1日2部構成でみなおしを実施 ・支援学校、高校を含む	・毎月の報告にもとづいて、会議前に保・幼・小・中の支援状況の聴き取りをおこない、書面による検討を行う。	
ケース数	進行管理数 30件 約 15 ケース/回	進行管理数 30件 全ケース	
その他	・進行管理台帳は1ケース1シートで、各 10 分検討。		

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

平成 18 年 11 月に、子育て支援課を調整機関として、要保護児童対策地域協議会である「**利府町子どもの保護に関する地域協議会**」ができた。

・**代表者会議**は年 1 回 5 月に実施。1 時間程度で、町の状況や実務者会議での検討事項について報告し、参加者からは活発に質問等が出る。

・**実務者会議**は、年 8 回。内 3 回は町内の 3 中学校区別の進行管理会議、3 回は研修会である。

進行管理会議は 2 部構成とし、1 部を大きな中学校区、2 部を他の 2 中学校区と、ケース数で分けている。中学校区ごとにそれぞれの地域の関係者による会議となっているので、短時間で協議が深まりやすい。

研修会は、関係機関に要保護児童対策地域協議会を知ってもらうことを目標に、学校・民生児童委員等の対象別に小集団で研修を実施している。研修内容は、DVD を活用してケース会議のイメージをもてるようにしたり、自分たちの地域の児相、施設、里親等の具体的な社会資源について知るといふ実践に即したものである。

・**個別ケース検討会議**は、新規、リスクの高いもの、動きのあったケースについて随時実施している。児童相談所を含めた多機関が参加する本格的な会議のほかに、子育て支援課が保健や教育とともに学校等へ出かけていって小さなケース検討会議をていねいにおこなっている。

2. 進行管理体制の工夫

・実務者会議としての進行管理会議を校区別に実施することで協議が深まりやすく、地域の関係機関それぞれに自分たちの問題という意識が高まり主体的にケースに関われるようになる。関係機関や関係者の力を具体的な支援に活用出来る会議となっている。

・子育て支援課は、教育委員会学校教育班と「**教委との打合せ**」を毎月 1 回実施している。この会議が実質的に支援状況の定期的な確認となっている。学校からの毎月の報告は、学校での支援内容（登校状況・アプローチ）がわかるように工夫されており、これをもとに聞き取った内容について検討する。

・実務者会議での進行管理の対象は、要保護ケース、特定妊婦・要支援ケースだが、現状では要保護児童となっている。調整機関としての子育て支援課を中心に、就学前は保健福祉課（保健福祉センター）や保育所、学齢期は教育委員会・学校と、役割を分担して各課は日常的に連携している。責任をもってそれぞれのできることをすることで、庁内組織の力を活用出来ており、進行管理にも役立っている。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

年間出生数約 3 0 0 人。母子手帳発行時すべての妊婦に保健師が面接している。新生児についてはすべての家庭を保健師が訪問し、さらに、こんにちは赤ちゃん訪問でも保健師と助産師が訪問している。特定妊婦ケースは、養育支援訪問事業をおこなっている母子保健が担

当している。

子育て支援課と母子保健との定期的な会議はないが、就学前までは保健福祉課の保健師が対応し、こまめに報告しあっている。子育て支援課に保健師が配置され、母子保健・精神保健等との情報共有が日常的にしやすい。

2. 教育

児童虐待については、学校から直接子育て支援課に連絡が入るが、教育委員会には、非常勤で教育相談員が配置されており、子育て支援課の家庭児童相談員と連携している。県のSC、さらに今年度からは2名のSSWを町単で配置している。要保護児童対策地域協議会との今後の関係性を検討中である。

3. 子育て支援

子育て支援課内に子育て支援班があり保育所、ファミリーサポート等の子育て支援関連業務をおこなっている。

VI まとめ

調整機関である子育て支援課においては、正規の事務職とともに非常勤の家庭児童相談員の2名体制で、育児相談から虐待対応までをおこなってきた。現在は、事務職に替わって配置された5年のベテランの保健師が中心となって、福祉経験の長い管理職のもとで、班としての団結力がある。子育て支援課の他の職員も、多くが保健福祉課からの移動という人事の流れが出来ており、共通理解が得やすく職員の移動があっても引き継ぎやすい。

一見すると都市部のように大きな特徴はないように見えるが、町の顔の見える関係を活かし、3層構造をうまく機能させるための工夫がみられる。「形でわかるような体制づくりと、動きがとまらないこと」を目指しており、課題を意識して地道に継続して取り組むことの大切さを改めて考えさせられた。

- ・児童家庭相談体制の専門職化と長期間配置により、要保護児童対策地域協議会強化のための庁内外の連携の課題解決に継続的に取り組むことができる。
- ・教育委員会との連携体制により、校区別の実務者会議がスムーズに実施できている。町のように小地域のメリットである顔の見える関係を、さらに校区内で強化することに成功している。
- ・研修と実践の積み上げにより実務者のレベルの底上げが出来てきている。調整機関が課題を把握し、対象別の実務に即した具体的な研修により、関係機関の要保護児童対策地域協議会についての理解を深め、実践的な効果を発揮している。

市町村名（ 精華町 ）

実務者会議及び進行管理の特徴

調整機関の定期的な課内会議により、実務者会議の進行管理を効果的に実施

I 町の特徴 人口:36,965人 児童数:8,123人 生活保護率 8.1%

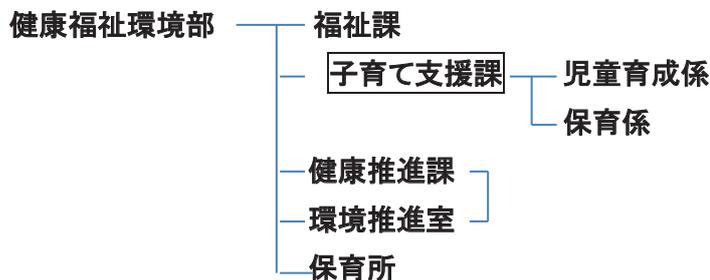
精華町は京都府の南西端に位置し、関西文化学術研究都市の中心地として都市建設が進められ、住宅開発において子育て世帯の転入も増えている。府下で最も高齢化率の低い、若い世代の多い地域である。町内は役場から車で30分くらいの広さで、既存集落と新市街地が混在するなか、三世代・四世代同居での子育て観の違いによるしんどさや、核家族による孤立した育児での不安を抱えたケースも多い。

子育て家庭が増加している中で、町ぐるみでとりくんでいる子育て支援策は充実している。町役場は図書館やホールなどの公共施設を併設しており、正面玄関を入ると町民の交流スペースがある。同じフロアにワンストップの総合窓口が設置され、その中に子育て支援課がある。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [健康福祉環境部 子育て支援課]

1. 組織図(もしくは組織の関係)

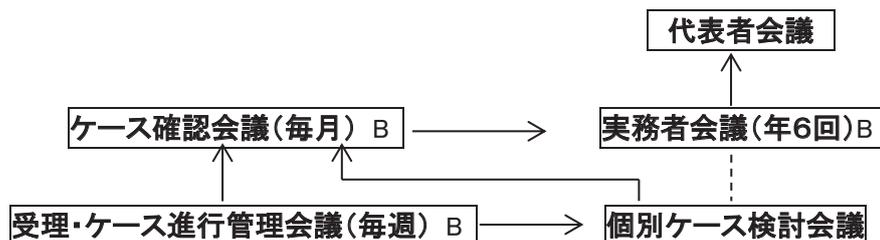


2. 職員構成表



III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	実務者会議	受理会議・ケース進行管理会議	ケース確認会議
目的・内容	<u>B-進行管理型</u> ・要保護と要支援児童ケースの進行管理 ・児の所属機関との連携	<u>B-進行管理型</u> ・新規ケースの受理 ・台帳登録ケースの確認	<u>B-進行管理型</u> ・台帳登録ケースの確認 ・実務者会議に向けた準備
頻度	年6回 2時間	週1回 2時間	月1回 3時間
会議のメンバー	・健康推進課 ・福祉課 ・人権啓発課 ・教育委員会(学校教育課) ・府児童相談所 ・府保健所 ・児童養護施設 ・中学校SSW	子育て支援課	子育て支援課
進行管理方法	・一覧表に整理した保護者面談、学校モニター結果等による現状把握と方針確認をおこなう。	・新規ケースの受理内容を確認共有する。 ・登録ケースの動きや情報を共有し、当面の対応方針について協議	・毎月定例会議で全ケースの現状と方針の確認 ・実務者会議で優先的に報告・協議するケースの選定
ケース数	進行管理数 79 件 (要保護 64 要支援 15) 約 40 ケース/回 1 ケースあたり 3 分	進行管理数 79 件 約 20 ケース/回 1 ケースあたり 6 分	進行管理数 79 件 全ケース/回 1 ケースあたり 2~3 分

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

子育て支援課は福祉課と健康推進課に隣接し、人権啓発課(DV相談担当)等役場内の関係課は同じフロアで、教育委員会も同一庁舎内にあり、連携がとりやすい環境である。また、府児童相談所、府保健所(福祉室の精神保健福祉士は児童相談所兼務)とともに、役場から見える距離にある児童養護施設(児童家庭支援センター)が力強い協力機関となっている。

- ・**代表者会議**は、年2回(6月、2月)実施し、研修や事例発表等もおこなっていたが、現在は現状報告を中心とした内容である。
- ・**実務者会議**は、年6回であるが、関係機関による効果的な進行管理をおこなうため、調整機関の子育て支援課職員で次の2つの会議を実施している。毎週「受理会議・ケース進行管理会議」で動きのあったケースの状況をていねいに共有し確認、そのうち月1回を「ケース確認会議」として全ケースの状況把握と確認をして、実務者会議にあげる。
- ・**個別ケース検討会議**については、協議会設置要綱では、代表者会議と実務者会議の2層構造であ

り、実務者会議で個別ケースを検討することとしており、内容に応じた関係機関等を召集のうえ、個別ケース検討会議を開催している。なお、会議の開催は年間で18ケース延べ43回実施している。

2. 進行管理体制の工夫

- ・毎月の保育園・幼稚園・小中学校からの定期的情報提供にもとづいて、進行管理台帳へ記載し、確認会議で子育て支援課職員により実務者会議の重点協議ケースについて検討する。実務者会議では、進行管理台帳の情報をケース一覧表の形で配布し、新規ケースおよび予め選定した重点協議ケースについて検討している。
- ・ケース台帳は、要保護(赤)、要支援(黄)、養育支援訪問(青)に分類し、要保護と要支援(不登校、親・家庭の問題など)ケースを、協議会の進行管理の対象としている。養育支援訪問(家庭相談員と保健師の訪問対象児)は、別に実施している「養育支援訪問会議(連絡調整会議)」(月1回)で検討する形をとっている。
- ・今年度より3か月に1回、相談員3名による「登録ケースのリスク及び困難度評価会議」を実施している。アセスメントシートの活用を試みながら、5段階にランク分けし、学校(園)からの月例報告をもとに3か月毎に確認するものであるが、試行的な段階である。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

出生人数約300人。ハイリスク妊産婦は保健師が直接病院と連携し対応している。子育て支援課の家庭相談員は、健康推進課母子保健担当の保健師4名とは日常的に連携をとっており、養育支援訪問ケースは、保健師と家庭相談員の同伴訪問が基本となっている。訪問ケース(平成25年度34件)については、月1回の養育支援訪問会議にてケース検討している。

2. 教育

学校(園)からは月1回定期的情報提供があり、学校への訪問や、先生が来庁した際に状況確認している。さらに学校との連携を深めるために、毎月定期的に各学校を訪問することを検討している。中学校に配置されている府のSSWは実務者会議のメンバーである。

3. 子育て支援

子育て支援センター、子育てサポートセンター(3保育所)、つどいの広場(2か所)などがあるが、特に町内の児童養護施設(児童家庭支援センター)のカウンセリング等の相談との協力関係は強く、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)が町内で利用できるメリットは大きい。

要保護児童対策地域協議会における虐待未然防止の取組の強化策として、平成23年度より、育児不安や養育力の低さなどの問題を抱えた家庭を対象に、親の健康性や養育力の向上を図るための親支援プログラム(NP)を取り入れた。さらに、平成25年度からは、初めて子育てする0歳児の母親対象に親子の絆づくりプログラム(BP)を実施している。

VI まとめ

精華町は、人口約4万人と町としては大きく、児童家庭相談体制が着々と整備されてきている。健康福祉環境部長が課長時代にその基礎を作り、現子育て支援課長・課長補佐に引き継がれ、現在の体制が整備されてきたという経過がある。課長は13年、課長補佐は8年と、ともに経験年数が長いことが特徴的であり、このことが現在の体制整備を可能にしてきたといえる。

ケースマネージャーの役割を中心的に担う児童家庭相談員、スーパーバイザーとしての課長・課長補佐の力は大きいですが、その経験や勘だけに頼るのではなく、町内の児童養護施設や大学の力を活用し、実務者の専門研修を積極的におこなっており、専門性の向上に役立っている。

今年度替わった相談員2人は、経験のある保健師との同伴による家庭訪問をしており、教育委員会との連携により学齢期も含めてアウトリーチ型支援が期待される。さらに、正規の専門職採用の予定もあり、長い経験のある職員の存在が新しい職員を育てる土壌ができていることが、相談体制整備や要保護児童対策地域協議会の強化にもつながる。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子育て支援課と関係各課がワンフロアで、庁舎内の関係職員の日常的な連携を可能にしている。庁舎外の関係機関との連携もしやすい町の規模で、要対協ケースは、学校(園)からの通告、つどいの広場での保健師出前相談等で把握している。その後の進行管理は、家庭相談員や保健師の継続相談、学校(園)のモニタリングによる情報をもとにおこなわれている。

随時連携ができる町の規模や関係性のメリットを活かしながらも、発見や情報共有の漏れ、リスクの見逃しが無いように、保健・教育との連携システムとしての強化を図る必要がある。すでに実施している保健との定期的な「養育支援訪問会議(連絡調整会議)」でのきめ細かな情報共有や、定期の学校(園)訪問を検討するなど工夫を始めていることに注目したい。

市町村名（古賀市）

実務者会議及び進行管理の特徴

進行管理型の実務者会議は、部会制と学校区制を併用。内容・年齢別の5部会制をとっており、その内2つの学齢期の部会は3中学校区別に実施。

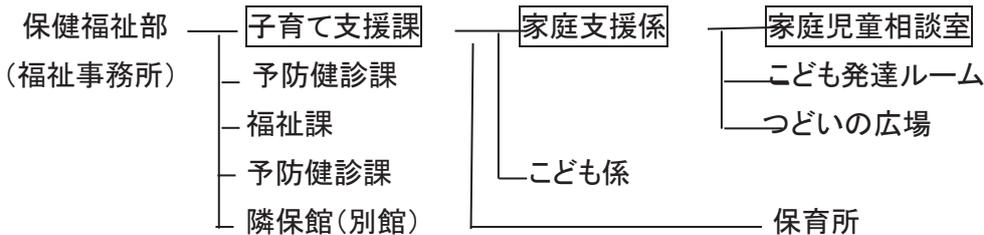
I 市の特徴 人口:59,022人 児童数:10,438人 生活保護率:12.1

福岡市近郊にあり、住宅地帯と自然豊かで落ち着いた農村地帯が国道3号線を境に並存する。住宅地帯には、2本の国道、JR駅が3駅あるが、農村地帯の交通の便はあまり良くなく市民の移動手段は主に自家用車とのこと。市内に点在する公的施設のひとつが「サンコスモ古賀」（保健福祉センター）であり、その中に保健福祉部がある。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [保健福祉部 子育て支援課 家庭支援係]

1. 組織図(もしくは組織の関係)

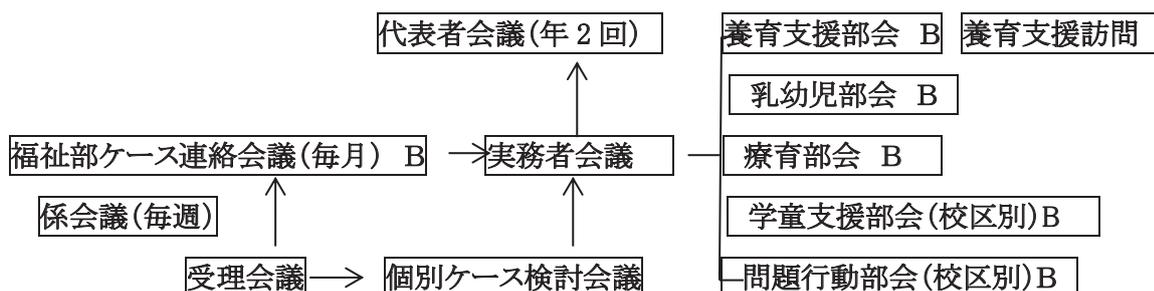


2. 職員構成表

職名	職務内容	職種・資格
課長・係長 各1名	管理	事務職2(正規)
相談員 3名	相談業務・事務	事務職2・保育士1(正規)
家庭児童相談員 2名	相談業務	心理士・教員(非正規)
相談員 1名	相談業務・事務	保健師(非正規)

III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

No1

	実務者会議「養育支援部会」	実務者会議「乳幼児部会」	実務者会議「療育部会」
目的・内容	B-進行管理型 ・乳幼児在宅児 ・定期的な情報交換・検討	B-進行管理型 ・保育所・幼稚園就園児 ・定期的な情報交換・検討	B-進行管理型 ・発達課題のある児童 ・定期的な情報交換・検討
頻度	年 12 回 14:00～16:00 2 時間	年 4 回 14:00～16:00 2 時間	年 3 回 14:00～16:00 2 時間
メンバー	・母子保健 ・障害福祉 ・主任児童委員 人権擁護委員 (随時)	・保育所・幼稚園 ・児童相談所 ・母子保健 ・学校教育 ・障害福祉 主任児童委員 県保健福祉事務所(随時)	・特別支援学校 ・療育支援センター ・障害者生活支援センター ・子ども発達センター ・障害福祉 ・母子保健 ・学校教育 特別支援教室
進行管理方法	・養育支援訪問事業(会議随時開催)との情報共有等、主に母子保健との連携ケースについて検討	・会議前に園訪問にて聞き取り、資料作成し検討	・会議前に学校訪問にて聞き取り、資料作成し検討
ケース数	進行管理数 30～40 件 約 30 ケース/回 1 ケースあたり 5～10 分	進行管理数 70 件 約 70 ケース/回 1 ケースあたり 5～10 分	進行管理数 20 件 約 20 ケース/回 1 ケースあたり 5～10 分

No2

	実務者会議「学童支援部会」	実務者会議「問題行動部会」	福祉部ケース連絡会議
目的・内容	B-進行管理型 ・虐待・養護・不登校児童 ・定期的な情報交換・検討	B-進行管理型 ・非行・虞犯・問題行動児童 ・定期的な情報交換・検討	B-進行管理型 ・部内福祉関係課との定期的な情報交換・検討
頻度	校区別 年 3 回 10:00～12:00 2 時間	校区別 年 3 回 14:00～16:00 2 時間	毎月 9:00～11:00 2 時間
メンバー	・小中学校 ・学童保育所 ・学校教育課/適応指導教室 /SSW ・主任児童委員 ・青少年育成課/少年センター/児童センター ・児童相談所 ・隣保館 ・生活保護(随時)	・小中学校 ・青少年育成課/少年センター /児童センター ・学校教育課/適応指導教室/SSW ・児童相談所 ・隣保館 ・主任児童委員 生活保護(随時)	・福祉課/保護係/障害者福祉係 ・介護保険課/包括支援センター一係

進行管理方法	・中学校区別に検討 ・会議前に学校訪問にて聞き取り資料作成し	・中学校区別に検討 ・会議前に学校訪問にて聞き取り資料作成	・毎月第1火曜日の定例会
ケース数	進行管理数 各校区 30～40 件 約 30 ケース／回 1 ケースあたり 5～10 分	進行管理数 各校区 10 件 約 10 ケース／回 1 ケースあたり 5～10 分	進行管理数 30 件 約 30 ケース／回 1 ケースあたり 5 分
その他	各学校に実務者会議担当者	各学校に実務者会議担当者	「係会議」を毎週実施している。

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

平成14年度「古賀市児童虐待防止ネットワーク」を設置。その後、平成20年度に「古賀市要保護児童対策地域協議会」に移行している。

・代表者会議

事務局の一方向的な説明が多く協議の場となりにくいため、要保護児童対策地域協議会の役割等の浸透と、機関間の温度差をなくすため、昨年度から年2回に増やして取り組んでいる。

・実務者会議

進行管理は、年齢別・内容別と校区別を併用し、5部会構成で内2部会は3中学校区別に実施している。関係機関等で要保護児童等の支援を実際に行っている担当者によって構成し、部会別に年3回～12回開催している。

実務者会議での進行管理にあたって要支援と要保護を明確には分けておらず、学校等への事前ヒアリングの際、家庭支援係が関わっているケースの近況も確認し、協議によって実務者会議にあげるケースを「要保護」と定義し、約280件ある。要保護ケースについては、CD-ROMの配布により学校の担任や実務者が事前のヒアリングまでに記入し、ヒアリングの際に受け取り、緊急度(4段階)を明記し実務者会議での個別のアセスメント様式として使用している。

・個別ケース検討会議

実務者会議において、介入が必要なケースは緊急度が高いケースとし、個別ケース検討会議へ移行している。機関によってケース会議に対する認識や期待度が異なることが課題となっている。

2. 進行管理体制の工夫

- ・要保護児童の年齢、状況に応じて複数設置された部会は、運営していく中で増減があったが、現在は5つの部会となっている。部会制のメリットとしては、年齢や状況によって関係機関が異なるため、部会を細かく分けることで、より具体的な情報共有ができ、実動性も高い。
- ・実務者会議は部会ごとに開催頻度が異なっている(年3～12回)。・会議の頻度については、養育支援部会は在宅の乳幼児を対象としており、生命の危険がある虐待の可能性が高いため、毎月開催している。他の部会は、年4回開催していたが、事務が煩雑であり、長期休暇中は情報がほとんど入らないこともあり、学童支援部会と問題行動部会は年3回(おおむね学期ごと)の開催となった。

- ・実務者会議を行うにあたり、事前に学校、幼稚園、保育所等を訪問しケースの近況や新規ケースの確認を行い、それに基づき会議資料を作成している。会議数が多いため部会を6人で分担し負担を軽減している。また、要保護児童の共通認識を持つため、今年度から共通のケースシートを作成し、各機関にCD-ROMで配布し記入している。
- ・校区分の実務者会議の実施にあたっては、市教育委員会が実務者会議を職員研修と位置づけることにより、教諭が日中の会議へ参加がしやすい環境となっている。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

母子保健担当課は同じ建物内にあるため、随時情報交換を行っており、実務者会議のメンバーでもある。また、乳幼児健診のカンファレンスには家庭支援係も入っている。全戸訪問、養育支援訪問は家庭支援係が行っている。実務者会議である養育支援部会は毎月開催しており、養育支援訪問で気になるケースの進行管理を行っている。

2. 教育

各小中学校で実務者会議担当者を決め、各部会に参加している。新任に向けて研修を行うこともあり、実務者会議の前には学校へ訪問し、近況確認や部会に出す児童の協議を行う。心配な児童については、学校から情報提供という形で連絡が入る。

3. 子育て支援

家庭支援係が「つどいの広場」を実施し、保育士が常駐し子育てについての相談を受けている。必要があればすぐに要保護児童対策地域協議会へつないでいる。

VI まとめ

本市の実務者会議部会制は糸島市を参考に、ベテランの保健師が中心に取り組んできた。正規の保健師職の配置がなくなり今は手探りということだが、要保護児童対策地域協議会の強化のために認知度を高めることや、研修、マニュアル作成、事務の効率化など、さらに前向きな取り組みを検討している。

校区分の進行管理会議の出席率を高めるため、学校の日程に合わせたり教委の教員研修として位置づけるなどの工夫により、実施しやすい環境を整えている。また、実務者会議は構成員が多いほどケースへの関与が無いなど関心や発言が少なくなってしまうきらいがあるが、部会別・校区分に参加者を限定して実施することで問題が解消されている。また、会議数やケース数の多さに伴う調整機関の事務量の増加についても、複数職員での分担や、シートのデータ共有等により、負担の軽減を図っていることなどは学ぶべきところである。

保健・保・幼・小・中学校との日常的な連携体制があり、ヒアリング→資料作成→実務者会議の流れで各部会は頻繁に開かれ、ケースをていねいに網羅している点が評価できる。今後さらに、要保護の決定のしかたや進行管理の内容、要支援・特定妊婦の管理について、調整機関としての機能強化を図るためのスーパーバイザーの確保、ケース数の増加に対応できる管理システムや部会制・校区制の運営方法の工夫が期待される。

市町村名(塩竈市)

実務者会議及び進行管理の特徴

参加者が多人数の実務者会議を研修・啓発的会議とし、全数の進行管理をおこなう4者限定会議を実施

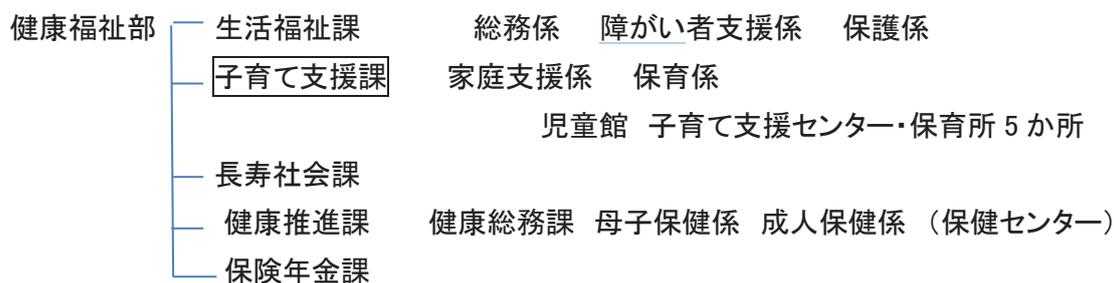
I 市の特徴 人口:56000 人 児童人口:7773 人 生活保護率:13.3 %

仙台からは通勤圏内の距離。震災では、子育て支援課がはいていたビルが2メートルあまり浸水し孤立した。市は昭和35年にチリ沖地震があり津波が発生して被害にあっていたため、地震があれば津波がくるという教訓があったため、高いビルに逃げたり、高台に小、中学校があったため、子どもの被害も数名と、犠牲は比較的少なく食い止められた。また震災後のDV被害発生に大きな変化は見られなかった。ただ、基幹産業である水産関係の業績がふるわず、人口減少、人口流出がみられ、高齢化率(30%)、生活保護受給率も高い(13.3%)。年間出生数400人弱である。子育て支援課は、現在1階のワンフロアで多課との連携もしやすく、子育て支援センターとも隣接している。

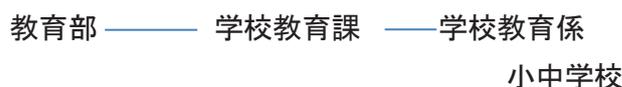
II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [健康福祉部 子育て支援課]

1. 組織図



<教育委員会>



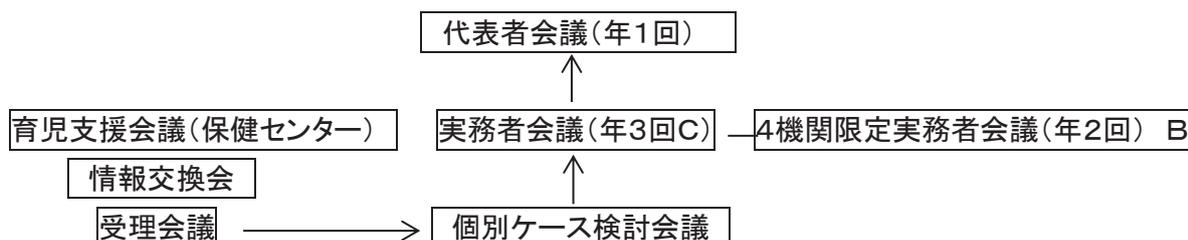
2. 職員構成表

子育て課長 (事務職) — 係長 (教員) — 主査 2 (事務職・保育士) — 家庭児童相談員 3 (非常勤) (教員 2・保育士 1)

主査(保育士)は5年目、再任用で、相談員と共に家庭訪問もするが、調整機関の中心。

III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	実務者会議	4 機関限定実務者会	育児支援会議
目的・内容	C 合同型 初回は全ケースをみているが、2 回目から動いたケース、困難ケースを集中検討	B-進行管理型 すべてのケースのみなおし 新規・終結の確認	要支援・特定妊婦についての検討
頻度	年3回(5月・10月・2月) 13時～17時(4時間)	年2回(8月・12月)	
会議のメンバー	児童相談所、保育所、児童館、子育て支援センター、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、保健所、市立病院、民生児童委員・主任児童委員、警察、法務局、市(健康福祉部、教育部、市民総務部) スーパーバイザー	子育て支援課、児童相談所、教育委員会、保健センター	健康推進課(保健センター)内で実施
進行管理方法	第2,3回目は、参加者がグループワークを行うことで、意見交換をする	細部にわたり、すべての事例についての検討を行う。	
ケース数	進行管理数 60 件(要保護) 3～5ケース 1ケースあたり 30 分	進行管理数 60 件 全数60ケース	進行管理数 要支援 89 特定妊婦 10
その他	・SVIは、元児童相談所長で臨床心理士	3年前、児相と家児相の連絡会から移行	子育て支援課とは情報交換会(随時)実施

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

児童家庭相談体制は、3人の相談員が中学校5校を分担する担当制である。H23年度から元児童相談所長(臨床心理士)から月1～2回(6時間)のスーパービジョンを受けている。

要保護児童対策地域協議会は平成18年に発足している。虐待対応件数は25年度60件で、ネグレクトの割合が高い。協議会の対象では、要保護児童60、要支援児童89、特定妊婦10件を扱っている。ただし、進行管理の対象は要保護児童60のみである。要保護児童は子育て支援課が中心に活動し進行管理をする。要支援児童、特定妊婦は健康推進課が中心となり、「育児支援会議」を開いている。子育て支援課は参加していない。

・代表者会議(年1回4月に実施)

要対協事業全般の把握のための現状報告、また家庭児童相談関係の報告、児童相談所からの講話(国・県レベル)。11機関から成り立つが、多機関のため日程調整が困難である。代表者会議に病院は入っていない。

・実務者会議(年3回)

要保護児童のケース概要、件数の推移、対応策について報告し、実務者委員が協議をする。学校(小学校7、中学校5)の教頭、公私立保育所長、幼稚園長がすべて参加、医療関係代表として市立病院の看護部長が参加、約70名となる。

・個別ケース検討会議

ケースに心配な動きが見られたときや、関係機関と早めに情報が必要だと事務局で判断した場合、また関係機関から要請があった場合に実施する。

個別ケース検討会議が11回と少ないが、児童相談所が入ったものだけをカウントしているためであり、通常の連携はなされている。保健センターとの情報交換会は、日常的にしているということなので、実質の個別ケース検討会議は頻回に行われている。

2. 進行管理体制の工夫

- ・年3回実施しているが、全件ケース点検は、初回が重要な位置を占めている。

2回目、3回目は、ケースの動き等を中心に説明をし、困難ケースを検討する。70名が参加ということは、かかわるすべての実務者が集うことになっているようで、進行管理というよりは、むしろ事例を中心とした研修も兼ねた検討会として機能している。全員に向けているので、こういうことになっているという状況報告になっている。詳しくは、4機関限定会議で実施している。

- ・人数が多いため、グループ討議で意見交換があり、発表には教頭や保育所長が進行してくれる。効果としては、話し合うことで連携ができる。こういったことの狙いは、みなに知っていただいて、ご苦労をねぎらうという効果もある。
- ・実務者会議での進行管理の対象は、要保護ケースのみで、特定妊婦・要支援ケースは、現状では進行管理の対象となっていない。会議をする前には、情報を集めている。
- ・年2回は、進行管理会議として、4機関限定会議を開き全件ケースの見直しをしている。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

保健センターとは、情報交換会と(随時)、4機関限定実務者会議での情報交換をしている。

また養育支援の訪問事業では、平成25年はヘルパー活用が239人(前年度は131)で家庭訪問は52人(前年度58)、養育支援訪問事業は、家事に関すること、育児に関すること、通院介助で、支援は2か月以内で1年6か月まで延長している。1週間に1回、4時間以内、午前8時30分から午後5時までの内容となっている。要保護児童で養育支援訪問事業が必要な場合は、担当者間で決定しており、要対協の進行管理で決定していない。

2. 教育

年1回(夏休み期間中)、学校との情報交換会をしている。要保護児童について毎月学校からの

定期情報があり、SSWを交えての関係機関の話し合いが随時なされている。随時気になる情報があつた場合には、学校、子育て支援課、学校教育課で連絡を取り合う。(小学校7校2500人、中学校5校1400人)

窓口は教頭とし4月に新しい教頭が赴任されたら、要保護児童の説明に学校訪問をしている。定期情報もすべて教頭から連絡があり、教育委員会は子育て支援課と同じ建物の3階にあるので、帰りに立ち寄ってもらい、日常的に話のできる関係である。

3. 子育て支援

保育所入所の窓口が子育て支援課であり、入所の助言や窓口担当者との情報共有ができる。保育所長や保育士が来庁する機会も多く、日頃から連携、情報交換ができる。また幼稚園には幼稚園就園奨励費関係で、連携がある。

未就園児(1才4か月～)の一時保育が保育所2か所(有料)で、またママリフレッシュ事業を利用すると、子ども一人に4枚の無料券で一時保育が利用できる。ファミリーサポート事業(有料)もあるが、社会資源としては、児童養護施設がないため、ショートステイを利用することはない。

VI まとめ

実務者会議については、参加者が多い実務者会議と、4者機関ですべての件数を対象とする進行管理会議でなりたつ。実務者会議では、保育、幼稚園、学校のすべての教頭や、特別支援学校が参加するために、70名ほどの参加者となる。初回は、一覧表を渡し説明をするが、2回目からは、グループ討議を通して連携を強める。一覧表は、会議終了後は回収をしている。関係者がすべて参加することで教育的、啓発的な意味合いがある。進行管理として事例をすべて見ているのは、4者機関(児童相談所、子育て支援課、保健センター、教育委員会)である。

児童相談所は距離的には遠いため相談につなぎにくく、市は庁内連携を強めている。年数回の出張相談があり発達検査をしたり、一時保護はしてもらえるが、施設退所については、市との協議をすることは少ない。施設は養育環境が悪いケースが保護されることが多いので、施設から帰ってきても、何をして何が変わったのか疑問なところもある。児相として施設から返す際の所見を明示してほしいとの意見をもつ。

震災後元児童相談所長がスーパーバイザーとしておられるため、少人数でも落ち着いて対応できていくのではないかと期待される。児童相談所が遠方にある分、元児童相談所長である臨床心理士が支援してくれることは、ワーカーにとっても、精神的にも安心して業務に当たることができる。

要支援・特定妊婦を管理している保健センターとの連携については、聞き取りの機会がなかったので、十分な情報をえることはできなかった。

震災後の市町村間の交流は特にはないが、要保護児童の転出入の場合には連絡を取り合っている。

市町村名（ 泉南市 ）

実務者会議及び進行管理の特徴
 進行管理を要保護と要支援に分けているが、5つの部会をもち子どもにとっては見れ目のない受け皿をめざしている

I 市の特徴

人口： 64587 人 児童人口： 12082 人 生活保護率：19.26

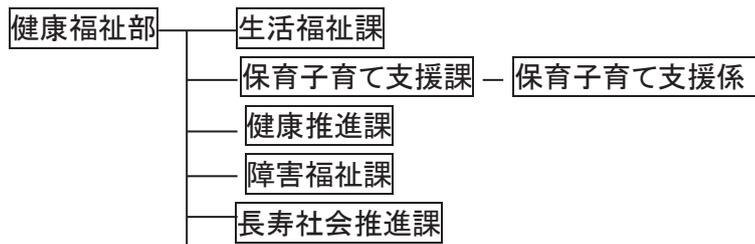
大阪府の南部に位置する。和歌山県近く、関空へも近い。主要な地場産業として府内有数の魚介類の供給地として、またタオル工場を中心とした防錆工場も多数あったが今は低迷している。

水なすに代表される泉州地域特産農産物のブランド化を進め特産物として育成中である。市全体でのオレンジリボンキャンペーン時に、市民劇を3度毎回違うストーリーで上映し、それらのDVDを作成している。他市からの移管も多く、綿密な転入後の支援をアセスメントしながら扱っている。

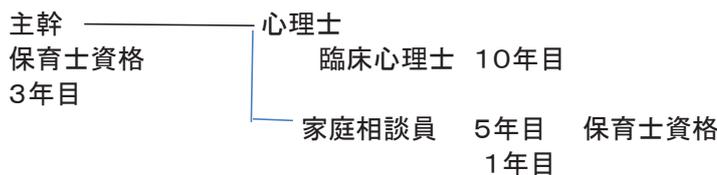
II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [健康福祉部 保育子育て支援課 保育子育て支援係]

1. 組織図(もしくは組織の関係)



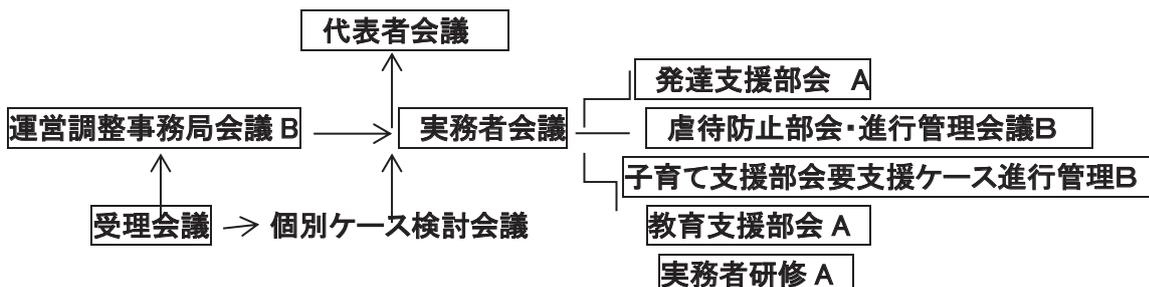
2. 職員構成表



* 正規職員は2名で、家庭相談員2名は週4日の非常勤である。

III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	運営調整事務局会議	実務者会議(虐待防止)	養育支援会議(子育て)	実務者会議(発達)
目的・内容	B-進行管理型 ネットの運営・調整及び 各部会の情報管理と 困難ケースの支援方針の決定	B-進行管理型 全ケースについて3か月に1回進行管理を行い、 状況確認、重症度の判断と 主担当機関、支援方針の確認。	B-進行管理型 要支援・特定妊婦等についての 進行管理を行い、 保護者の養育力の向上と、 子どもの自立を目指す。	A-研修・啓発型 代表者会議構成機関の中で 障害に係る機関の実務者が 参加。各機関の資質向上の ための研修や校區別事例 検討会(年3回)と市民啓発 のための冊子等作成
頻度	月1回 10時～12時(2時間)	年3回	年5回	年4回
会議のメンバー	家庭児童相談室 子ども支援センター 保健センター 教育委員会指導課	岸和田子ども家庭センター 虐待対応課 家庭児童相談室 子ども支援センター 保健センター 教育委員会指導課 生活福祉課 保健所、泉南警察 アドバイザー(元子ども 家庭センター長)	家庭児童相談室 保育子育て支援課 保健センター 保健所 教育委員会人権教育家 公民保育所 公立幼稚園 子育て支援センター アドバイザー(元子ども 家庭センター長)	家庭児童相談室 子ども支援センター 教育委員会指導課 支援教育コーディネーター 保健センター・保健所 子ども家庭センター 公立幼稚園 公民保育所 障害福祉課 デイセンターせんなん 岸和田支援学校 泉南支援学校
進行管理方法	検討が必要なケースがある 場合、事前に連絡して 情報収集	1回2日で実施。1日目は 新規・移管ケース、2日 目は重症度順に検討。	子ども虐待防止部会の 実務者会議から移行した 要支援児童の継続支援、 未受診ハイリスクケース や特定妊婦の支援について 検討。	
ケース数	一回に1～2ケース	約32ケース 1回 8ケース	約45ケース 1、5回目各45ケース (全ケース) 他は1回5～6ケース	

そ の 他	<p> 終結はアセスメントシート 利用 </p>		
-------------	--	--	--

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

平成 18 年に「要保護児童対策地域協議会」を立ち上げたが、その後平成 15 年に続いていた。「子ども関係機関連絡会議」を拡大再編し「泉南市子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)として活動をしている。「子どもネット」として発達支援部会の強化や、平成 22 年には要保護児童だけでなく、特定妊婦や障害児、不登校など支援が必要な児童や養育支援の必要な保護者のために、子育て支援部会の中に養育支援会議を立ち上げ、要支援児童や特定妊婦の支援の強化にむけてのシステム構築目指している。

○虐待対応として事象が起こってからその後追いの関わりでなく、泉南市で生まれて育つ中で、確かに地域で自立して生活できるよう、子ども自身に力をつけることを目標に未然防止に重点を置く。

代表者会議

・年 2 回の開催 目的は発信力のある代表者会議と子ども家庭センターと市の役割の違いを明確にするである。報告を受けるだけの代表者会議でなく代表者会議にアンケートを出し、それぞれの機関で虐待防止に関して取り組めること等を確認し、代表者自らがアンケートを基に会議で提案する。

個別ケース検討会議

・年 105 回の開催

実務者会議

・すべての虐待事例について進行管理台帳に基づいて 3 か月に一度ケース状況確認、主担当機関確認、援助方法等確認、終結の判断をする。発達支援部会、子育て支援部会、教育部会からあがってきたケースについては、必要に応じて進行管理を行い、それぞれのケースの状況確認、主担当機関の確認、援助方法を協議確認する。

○運営調整事務局会議では保健センター、教育委員会、保育子育て支援課(家庭児童相談室)、子ども支援センターが参加し、市の子どもに関わる機関で総合的に情報共有し、ネットの運営にかかわることができる。

①月 1 回、運営調整事務協議会を開催している。

②各部会の事務局に運営調整事務局員が入っている。

③不登校の巡回指導に運営調整事務局員が入っている。

2. 進行管理体制の工夫

○未然防止の取り組みの中心として「発達支援」と「養育支援」を位置づける

①過去のケースのデータを分析し、発達障害や発達障害が疑われるケースが多く、虐待に至る前に発達支援で関わることが効果的であると考え、保健センター、公民保育所・幼稚園、小中学校や保護者から困ったときにすぐに提出できる「発達支援相談表」システムを作り活用することにより過去 3 年間、虐待事例は減少している。

②ネグレクト等長期的にかかわることが必要なケースについて、虐待でのケース管理が不要でなくなった場合、子育て支援部会の養育支援会議に移行し管理する。終結できずに多数のケースを実務者会議で抱えることなく、終結の基準を明確にし、支援中心で養育支援会議のケースとして管理する。

2日間の日程を組む。新規、移管ケースで一日、重症度の思い事例と軽い事例別に分けて1日実施する。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

- ①子ども支援センター、家庭児童相談室で健診時「子ども相談」として参加。健診後のカンファレンスにも参加し保健師の発見や気付きについてフォローする。
- ②子育て支援部会の養育支援会議に参加、家庭訪問の必要なケースについて確認をしたり、家庭訪問時のノウハウについてアドバイスする。

2. 教育（*子ども支援センターが中心となり教育委員会指導課と連携して実施。）

- ①家庭教育支援について親学習リーダー養成講座の講師を務める。
- ②不登校の学校巡回、障害児の巡回指導、特別支援教育コーディネーター養成講座、リーディングスタッフの交流会を担当する。

3. 子育て支援

- ①子育て応援団を活用し、相談員とともに家庭訪問実施する。
- ②公民子育て支援センター事業を保育子育て支援課で統括し、養育支援困難な保護者対応する。
- ③養育支援会議にケース対応を相談でき、各機関で抱え込みのない支援を実施する。

VI まとめ

一人の心理職や保健師、相談員で抱え込むことなく、ネットワークとして市民全体で取り組む仕組みをシステム化してきた。運営調整事務局に保健センター、教育委員会を巻き込むことにより、全市的に子どもに係る機関現状の把握が可能となる。

また、担当者の思いや心情に偏ることなく客観的にアセスメントすることを、実務担当者を中心に学ぶことを継続的に実施しケースの分析力と支援方針の決定に役立てることに取り組んでいる。

市民啓発も含め、子どもを守る地域根とワークとして広く予防を含めた活動を実施している。特に保育士を中心とした従来の地域の取り組みに加えて、発達障害への取り組みも発展させつつある。

虐待部会の事例が終結したとしても、他に課題が抱えている場合には、他の部会に所属し、つなげていく必要のあるものは落とさない姿勢を保持している。個別ケース検討会議の開催も多く、実務者間では、その意識は高まっている。担当者も地元出身の方も多いため、自分の地域の子どもたちという意識は強い。

市町村名（大阪府 門真市）

実務者会議及び進行管理の特徴

ケース数の増加などに応じ定例実務者会議に加え臨時会を開催（25年度実績 28回）
調整機関に専門職配置し専門性を確保すると共にSV機能を担う弁護士を確保

人口：12万8073人 児童人口：19748人 生活保護率：51.30%

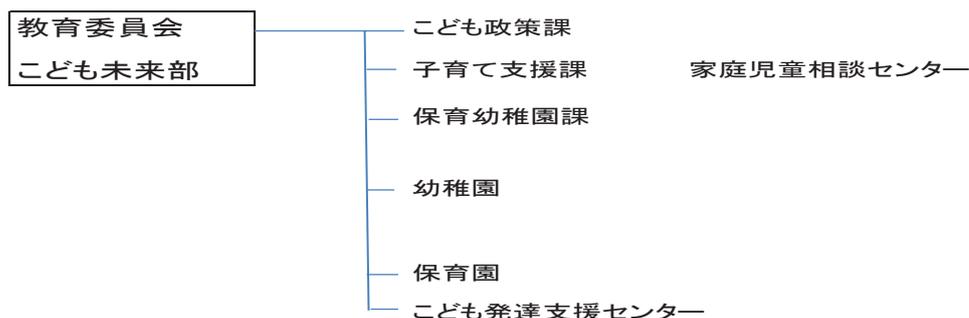
大阪府の東、北河内地域に位置し、市域は東西5km、南北4.5kmで、面積は12.28km²です。
もともと穀倉地帯で、河内蓮根が特産物でしたが、宅地造成により、農村地帯から産業都市（パナソニックの本社が所在）へと移行、現在は東大阪工業地帯の重要な位置を占める。

生活保護受給率が全国的にみて高い大阪府内でも第3位で単親率も府下でトップクラス。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [教育委員会 こども未来部 子育て支援課 家庭児童相談センター]

1. 組織図(もしくは組織の関係)



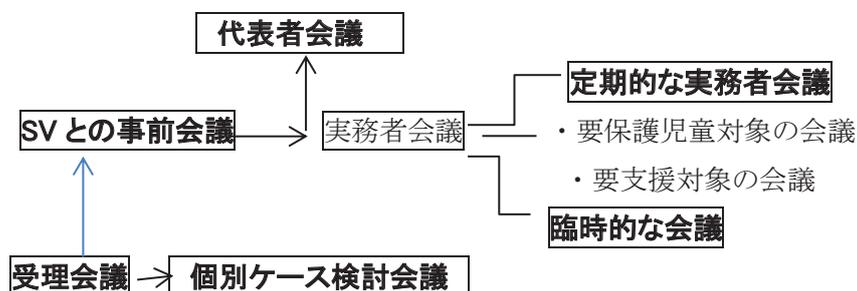
2. 職員構成表

課長	課長補佐	一般職員	
	(保健師)	(社会福祉士2、7)臨床心理士(2)	
		非常勤	
		(社会福祉士(週3)、臨床心理士(週3)、母子自立支援員(週4)	

規職員は行政職（社会福祉士・臨床心理士）といった形で採用。5～6年で福祉や保健部署との異動がある。正規代替職員は正規職員の代替職員。非常勤職員はケースワークを専門に行う。

Ⅲ 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	実務者会議	臨時実務者会議	実務者会議
目的内容	B-進行管理型 ・要保護児童の実態把握と支援を行っている事例の総合的な把握	事例検討 研修的ないつで、事例検討を実施	啓発研修・スーパーバイズ 研修
頻度	会議は毎月開催し、新規ケースの検討など実施。 要保護児童の全件みなおしは、3か月に一度	年1回	年2回程度
参加機関	・市子育て支援課家庭児童相談センター(教育委員会事務局) ・市健康増進課 ・児童相談所 ・保健所 ・市学校教育課(教育委員会事務局)	・市子育て支援課家庭児童相談センター(教育委員会事務局)・市健康増進課 ・児童相談所・保健所 ・市学校教育課(教育委員会事務局)	市民を対象に、5機関で取り組みを考えたのち、関係機関に参加を呼び掛け、スキルアップや意識の向上を目指し、開催する。
進行管理	通告があった場合や移管などで新規ケースがあがった場合、子どもの安全確認を行い保護者対応をする。記録作成後、状況のまとめと方針をもって要対協のSVである弁護士に相談し、市の事例については決定し、実務者会議にて協議をする	主として、困難事例を精神科医などを招き検討会を実施する。また、早期発見のポイントとして講師を招く	定例の実務者会議の中で、オレンジリボンキャンペーンや研修を話題にし、実際の講演で。学校や保育園、幼稚園などを始めとした関係機関向けの研修を行ったり、街頭キャンペーンなどで市民への啓発も行ったりする。
	平成 25 年度 要保護児童 268 件、		

	要支援児童 133 件、特定妊婦 11 件 約 100 ケース 1回 100 ケース		
そ の 他	弁護士が SV		

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1990 年、大阪府ではじめての虐待防止ネットワークのモデル市として発足した。児童相談所、保健所がバックアップして、作り上げる。モデル事業が 2 年後に終了するが、事業は継続。平成 7 年門真要保護児童処遇調整会議設置要綱を制定し、平成 15 年度に要保護児童連絡調整会議と改正。平成 18 年門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱を施行する。25 年間一人の家庭児童相談員の尽力のもと市正規職員の 2 名体制が続いた。その後、スタッフも増加し、平成 23 年度には、市内の組織を編成しており、SV に弁護士を迎えて、専門職採用を進めている。

1. 協議会の特徴

三層構造と実務者会議の工夫

・代表者会議 年1回

当該年度のテーマやトピックスを扱う。(25 年度「特定妊婦」26 年度「居所不明」)

・実務者会議 毎月1回(見直し月は3回/月程度)

要保護事例は、3 か月に一度 要支援事例は年に 2 回(7月と年度末)

地区を2地区に分けて、新規事例と全件みなおしを交互でする場合と、全地区全件みなおしをするなど適宜実施している。

・個別ケース検討会議 82 回

2. 進行管理体制の工夫

- ・進行管理は実務者会議の際に行う。予め計画している会議とケース増に対応するための臨時的な会議とがある(25 年度は代表者会議1回を含め 28 回開催。ただし研修も含む)。
- ・要保護児童は 3 か月に 1 度 要支援特定妊婦は 6 か月に 1 度の進行管理。
- ・要保護と要支援の区分けは、実務者会議のなかで大阪府のアセスメントシートを利用して子どもと家庭の総合した評価を行い、子どもの危険がないときは要支援児童として対応
- ・要支援児童については進行管理の間隔が長くなるなど処理の頻度が変わる。
- ・児相の担当・毎回ではないが SV の参加あり
- ・毎月1回は必ず会議のSVである弁護士の参加があるため、その際に新規ケースや新規の通告ケースの検討をするようにして、時間をかけて見たてを行う。

児童相談所との関係

- ・市に通告や相談があったものでケガなど重篤性が高いと考えられるものは児相にするとともに初期対応は市が行う。またリスクが低いと考えられる場合でも児相に入れば児相が対応する。
- ・学校等には危険な場合は児相へと案内しているが、日常的な関係のある市に入ることも多い。

- ・児相が保護者への注意や助言等、市相談へ誘導するため枠組み作りのための同行訪問はある。
- ・実務者会議で児相の介入タイミングについての助言はある。
- ・進行管理会議での児相の立ち位置は一構成機関としてケース対応を行う場合と、SV機関として対応を行う場合がある。
- ・実務者会議に地区担当に加え、児相より、SV的な立場の人が出席すると助言などが得られることもある。・児相権能を使用する必要があるものに加え、市対応が困難というケースは児相が受付ける・児相が関わる中でリスクが下がってきたケースについては、主担当を家児相や保健センターに変更することはある。

V 関係機関との連携

・母子保健

乳幼児健診の未受診児に訪問しても会えない場合は母子保健担当課で検討し要支援児童と位置づける。その際、母子保健担当課で一定の調査を行う。

・その他

- ・全戸訪問 新生児訪問とは別に子育て支援課が個人に委託して全戸訪問を実施。面会率は各年約 88%。再訪問の希望があった場合は母子保健担当課に依頼をし、訪問等行ってもらう。
- ・養育支援 要対協ケース等を対象に実施。訪問は委託で行い 25 年度実績は延べ 216 回。
- ・発達支援 発達支援センターが今年度出来たばかりということもあり棲み分けはこれから

・教育との関係

教育委員会内に位置する。子どもの問題を一本化をする方向を平成 22 年から打ち出す。学校教育課の指導主事として世帯訪問などワーカー的な働きも行っている。

・子育て支援との関係

- ・虐待を防止し予防するためには、母子保健部署との連携とヘルパー派遣など具体的な援助ツールが必要となる状態である。

VI まとめ

- ・生活保護率が高いなど養育的な課題を抱える世帯が少なくない地域の実情に対応する為に専門職を配置し、ケース数に応じて実務者会議を開催するなど要保護児童対策に積極的に取り組む市の強い姿勢がある。
- ・弁護士が中心となり、市のケースとしての認定から実務者会議まで関わっている。課長補佐と正規の相談員が実務者会議の準備をし、当日は記録を別の相談員が担当し、さらにデータ入力はまだ別の担当者が実施するなど、分業体制となっている。
- ・専門職を配置すれば良いのではなく、その専門性を有効に機能させるためのマネジメントや要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を果たすためには行政職の的確な関与が欠かせないが本市は適切な役割を課長が担い、具体的には課長補佐がリーダーとなっている。調整機関としては、中心は課長補佐と相談員と位置づけていた。

市町村名（ 静岡県 沼津市 ）

実務者会議及び進行管理の特徴

実務者会議を「児童虐待」「非行」「育児支援」の3分科会に分け、毎月開催しケース数の増加に対応すると共に問題の特性に応じた対応や支援に取り組んでいる

I 市の特徴 人口:203,806 人 児童人口:29,730 人 生活保護率: 13.90%

静岡県東部に位置する特例市、北に富士山、南に駿河湾、東に箱根山を望み温暖な気候。63キロの海岸線を有し(市域で東西 15km・南北 31km で面積は 187km²・)、水産加工やみかん栽培等の農業が盛ん。また、東京 100 キロ圏で電気機械などの大工場も立地しており、首都圏への通勤通学者も少なくない。都市的な部分と田舎的な部分が混在した市である。

こども相談係は児童家庭相談と母子生活支援施設及び児童発達支援センターを所管する。養護や児童虐待相談以外に乳幼児健康診査の育児相談や発達支援に関する事業も行う。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 〔市民福祉部 福祉事務所 子ども相談係(家庭児童相談室) 〕

1. 組織図(もしくは組織の関係)

市民福祉部 福祉事務所	健康づくり課	保健センター
	社会福祉課	
	子育て支援課	家庭児童相談室 保育所・子育て支援センター 児童発達支援センター
	障害福祉課	母子生活支援施設・障害児入所施設
	長寿福祉課	
	介護保険課	

2. 職員構成表

子育て支援課長	こども相談係長兼 主任社会福祉主事	主査(保育士)
	(企画管理係)	主任保育士
	(こども育成係)	主事
	(こども手当係)	家庭相談員4名

家庭相談員は常勤嘱託職員で雇止めなど行わないためベテランが配置しやすい。要対協調整機関としての事務的なものは基本的に正規職員が行う。調整機関としての経験が5年以上が家庭相談員4名のうち3名(11年、9年、8年、3年)を占め10割を担う。

Ⅲ 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型

				代表者会議	
				32の構成機関代表者 通常年1回開催 事業報告・計画審議等	市民向け講演会年1回 構成機関研修会年1回
				実務者会議 ※調整機関 子育て支援課	
				児童虐待分科会	育児支援分科会
対象	要保護児童・学齢要支援児童		就学前要支援児童・特定妊婦		非行児童・不登校児童
構成機関数	9		5		6
頻度	月1回		月1回		月1回
事務局	子育て支援課		健康づくり課		青少年教育センター
				個別ケース会議	個別ケース会議

2. 進行管理体制

	児童虐待分科会	育児支援分科会	非行分科会
目的	C-合同型 ・要保護児童と学齢要支援児童の ・実態把握と支援を行っている事例 ・の総合的な把握 ・処遇検討	C-合同型 ・就学前要支援児童及び特定妊婦の把握と進行管理 ・困難ケースの処遇検討	B-進行管理型 ・各機関からの情報提供 ・に基づく対応協議
頻度	新規ケース及び検討ケースは毎回 それ以外は基本的に3か月に1回	新規及び特定ケースは毎回 その他は3か月に1回	毎回全数報告
参加機関	市子育て支援課(子育て支援センター) 健康づくり課 児童相談所・警察署生活安全課 学校教育課・青少年教育センター 社会福祉課・主任児童委員 障害福祉課	健康づくり課 子育て支援課(子育て支援センター) 児童相談所 主任児童委員 育児支援ヘルパー代表者	青少年教育センター 子育て支援課 児童相談所 警察署少年サポートセンター 学校教育課 保護観察所
進行管理	各機関が要保護児童として受理しているケースについて子育て支援課に報告し管理台帳を作成。協議は、その台帳を基に行う。	要支援児童及び特定妊婦ケースとして受理するのは健康づくり課と子育て支援課で、健康づくり課で網羅した台帳を作成し、それをもとに協議。	各機関が把握している非行児童と支援を要する不登校児童などについての情報交換が主体
その他	25年度登録ケース 要保護408要支援177	25年度登録ケース 要支援67人 特定妊婦 13人	25年度登録ケース 71人

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

平成12年4月に家庭児童相談室が中心となり市児童虐待防止会議として組織した虐待防止ネットワーク会議を母体に平成18年7月に要保護児童対策地域協議会を設置する。虐待ネットワーク立ち上げ時も所管児童相談所の支援の元立ち上げており、当時から受理から送致に至るシステムは児童相談所と調整ができていた。また、乳幼児健康診査が市町村事業となった当時から家庭児童相談室職員が健診会場の一室で専門相談として養育及び発達相談を担うなどしてきた経過もあり、児童福祉と母子保健の連携体制ができていた。

要保護児童対策地域協議会設置にあたって非行等の児童も対象とされたことや個人情報管理の点も考慮し、育児支援分科会については健康づくり課と家児相との連絡会を、非行分科会については教育委員会が連絡会として開催していた其々の会議についても要対協に集約した。

特に育児支援分科会では、乳幼児全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業及びブックスタート事業などの予防的な事項も扱っている。

また、市民向けに子育てSOS講演会を行い、構成機関向けにも研修会を行うなどして啓発にも取り組んでいる。

2. 進行管理体制の工夫

- ・ケース数が増加しているため、新規ケース及び報告を要するケースは毎回。それ以外は3か月に1度の頻度で実施する。
- ・児童相談所は、基本的には、地区担当3名が出席し、うち1名は班長で個人ケースを持つがSV的な役割も果たしてくれる。
- ・進行管理台帳は市と児相がそれぞれ作成し、事務局が合体させて提示している。
- ・児相ケースについては、施設入所児童も含めすべての要保護児童が台帳として提示される。
- ・当初は、個人情報の扱いの問題から一覧表をスライドで映して口頭説明としていたが、会議進行と情報交換の効率化を図るために紙ベースで配付している。その際の個人情報保護の担保を期すために、毎回出席者に誓約書に署名を求めている。

<児童相談所との関係>

- ・通告や相談があったものは基本的にそれぞれが行う。市通告段階で重篤性があると判断できるものについては児相と協議し、同行訪問などの対処をする。
- ・市が児相ケースとした方が良いと判断したものは基本的に福祉事務所から送致する。
- ・市ケースへの児相の後方支援としての訪問や個別ケース会議出席は可能となっている。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

乳幼児健診の受診率は低い。未受診訪問しても会えない場合は母子保健担当課で検討し要支援児童と位置づけ、ケースの状況によって家児相が同行訪問などを行う。

2. 教育

通告や相談は基本的に学校から入る。その後、必要に応じて教育委員会事務局と連絡調整などを行う。不登校児童などは教育相談を担当する青少年教育センターと連携することもある。

3. 子育て支援

市内の10か所の子育て支援センターの中核的な業務を行うセンターを児童虐待分科会と育児支援分科会の構成員として連携をとっている。

VI まとめ

- ・増加するケース数に対応することと、それぞれの特性に合わせた支援を行うために実務者会議を分科会形式で行っており、ケース数の増加に対応するための一つの方策であると評価できる。
- ・児童相談所との協力連携体制が確保できている。
- ・母子保健とは、児童虐待だけでなく養育相談や発達相談などでも連携しており、児童担当者と保健師の同行訪問が日常的に行われている。
- ・児童虐待への対応だけでなく、市町村が求められている虐待防止や予防について子育て支援事業との連携を重視するなどして取り組んでいる。
- ・社会福祉士や心理士といった専門職の配置はないが、保育士を配置する中でその確保をしようとする姿勢がある。
- ・分科会形式を早期からたちあげ、全国へ発信し、またリードしてきた市である。担当職員は連携しあい、自然な形で、システムが構築されている。長年の培われた知恵と知識とネットワークの力で進められているからだと思われる。

市町村名 (明石市)

実務者会議及び進行管理の特徴
 3つの層の会議開催をし、地域に根差したネットワークをめざす。定例実務者会議は6機関で実施。調整機関は多職種構成で成り立つ。

I 市の特徴

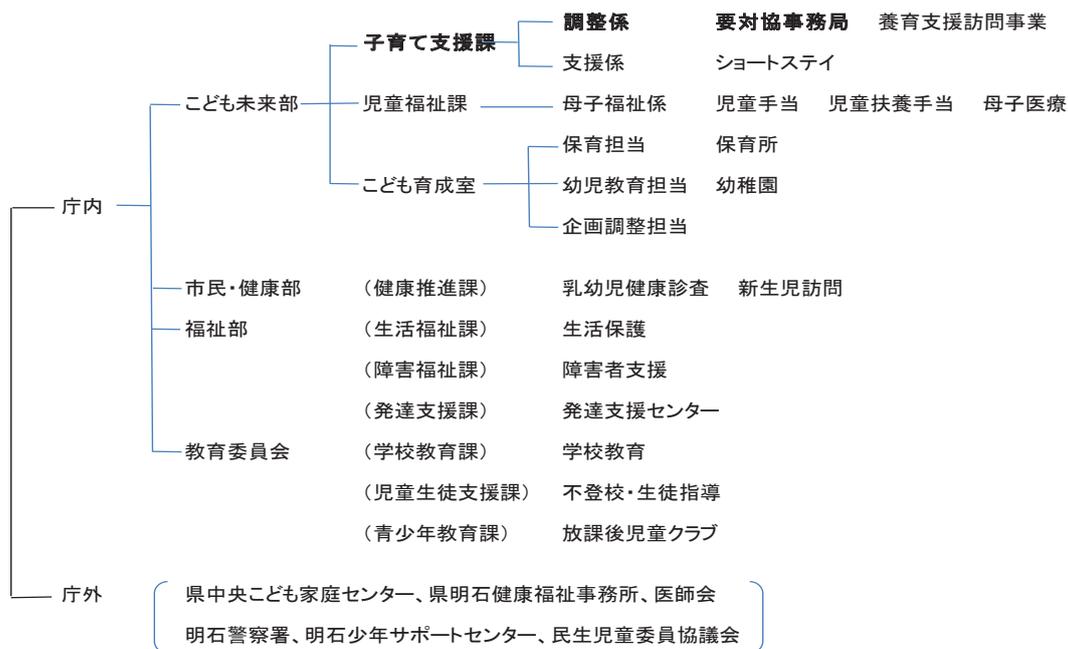
人口：290349 人 児童人口49970 人 生活保護率：20.4

明石市は、子午線上にあり、城跡の残る町である。気候は温暖である。神戸市、加古川市、稲美町、播磨町と接し、四国を結ぶ明石大橋がある。市長が子どもの権利に力を入れ、離婚後の養育支援に力をいれ、「養育支援手帳」を発布している。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [こども未来部 子育て支援課]

1. 組織図(もしくは組織の関係)



2. 職員構成表 14名のスタッフで運営

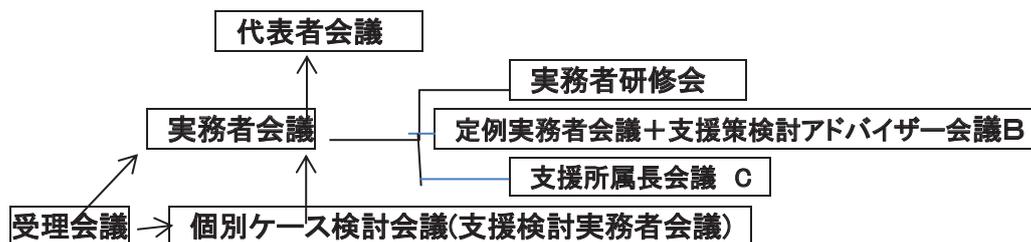
次長— 係長— ケースワーカー ——— 家庭相談員(非常勤、元保育士など)

(事務職) (事務職) (事務職3. 保健師3. 指導主事1. 警察 OB1)

保健師2名は発足当時にかかわった保健師もおり6年目を迎える。4年目が2名事務職員と保健師がいる。ケースワーカーとして稼働する。家庭相談員は 主として育児相談を担当する。多職種構成は、平成17年の発足当初からである。

Ⅲ 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	定例実務者会議	支援策検討所属長会議
目的・内容	・進行管理会議	関係機関の所属長が集まる 支援策検討実務者会議での処遇困難支援策の評価やアドバイス等を行うほか、啓発やすこやかネットの運営上の課題を検討する。
頻度	毎月1回 約2時間	年6回(2カ月に1回)
参加機関	中央こども家庭センター、明石健康福祉事務所、健康推進課、発達支援センター、児童生徒支援課、子育て支援課	医師会、中央こども家庭センター、明石健康福祉事務所、明石警察署、明石少年サポートセンター、民生児童委員協議会、健康推進課、生活福祉課、障害福祉課、発達支援課、子育て支援課、児童福祉課、こども育成室、学校教育課、児童生徒支援課、青少年教育課
進行管理方法	関係6者で実施 新規事例の報告と対応方針 変化のある事例共有 要保護児童の進捗状況を確認する	支援策検討実務者会議を行ったケースについて2~3事例の会議後の処遇についてアドバイス等を行う。
ケース数	約400 ケース 1回 400 ケース	1回 2~3 ケース

Ⅳ 要保護児童対策地域協議会の特徴

平成16年に子育て支援課が新設され、明石市すこやかネットとしての活動が始まる。平成18年からは保健師が配属されている。市内すべての関係者間に要対協の活動を周知、啓発するため年2回、子育て支援課が「こどもすこやかネットだより」を発行している。実務者会議用には、個人情報保護についてのパンフレットを配布する。

1. 協議会の特徴

代表者会議 (年1回5月開催)

こどもすこやかネット(要対協)に関する報告および、運営に関する協議を行う。

支援策検討所属長会議（2か月に一度）

関係機関の所属長が集まり、実務者会議での処遇困難事例の支援策への評価やアドバイス指示を行うほか、啓発活動やすこやかネットの運営上の課題を検討する

実務者会議

1. 支援策検討実務者会議(個別ケース検討会議)(随時開催 年約 30 回)

2. 支援策検討アドバイザー会議(2カ月に1回)

個別ケースについて医師の専門的見地から指導・助言を受け職員の研修にもなっている。

個別課題への支援についてのアドバイスを受ける。

3. 定例実務者会議(月1回)

関係6者による進行管理会議

地域サポート会議

地域の支援および関わりが必要なケースについて、幼稚園、小中学校またはケースの関係者のうちから必要な人が集まり、情報共有、支援策検討、役割分担をして支援を行う。学校等からの招集要請により行うことがある。個別ケース検討会議とは異なる位置づけとなる。

2. 進行管理体制の工夫

毎月一回の6機関による、要保護児童の進行管理を開催している。新規事例の報告と対応方針、変化のある事例の情報共有をする。要保護児童に特化した形で進行管理をしている。また、一度に扱う件数が多いため、全ケースの見直しについては年2回実施している。小・中学校、幼稚園、保育所等に児童状況確認票を送付し、記入返送後、記載された情報をもとに課内での検討を行っている。

支援策検討実務者会議（個別ケース検討会議の意味）については、支援策検討所属長会議においてケース担当者から会議後の状況について報告を行い、評価、アドバイスを受けている。支援策検討所属長会議は16機関の所属長で構成されており、年6回実施している。

V 関係機関との連携

調整機関(子育て支援課)が多職種で構成されているため関係機関との連携が取れている。

1. 母子保健との関係

調整機関に保健師がおり母子保健との連携を密に図りながら特定妊婦の対応等力を発揮している。

新生児訪問や乳幼児健康診査を通して気になる親子についての情報を相互に交換している。

母子保健は産前産後ヘルパー事業派遣や子育て訪問事業により早期予防を実施。

2. 教育

調整機関に教育委員会指導主事が1名いる。学校との連携は日ごろから連絡をとりあっており、よい関係を保っている。学校の窓口としては、校長、教頭、生徒指導担当等である。

3. 医療関係

兵庫県独自の医療機関等と保健行政機関をつなぐ母子保健医療情報提供システム「養育支援ネット」

の推進により医療関係との連携もスムーズで、市医師会との関係も良好である。

4. 発達支援

発達支援担当課や発達支援センターがあるため事例について連携しあい関わりを持っている。その他、地域の民生児童委員や警察関係等もネットの一員として連携ができています。さらに調整機関では要対協事務局以外の養育支援訪問事業を所管し、ヘルパー派遣検討会などでも他機関と連携している。

VI まとめ

地域のネットワークを生かし、きめ細かなネットワーク作りがなされている。

進行管理に関しては、月1回の定例実務者会議で進捗状況の確認を行っている。また、年2回関係機関からの情報（児童状況確認票）をもとに全体のケースの見直しをしている。さらに支援策検討所属長会議や支援策検討実務者会議のアドバイザー会議で専門家からのアドバイスを受けることにより支援の検証を行うなど重層的な体制を組んでいる。

この体制により各関係機関自身も要保護児童対策地域協議会のメンバーとして主体的に参加し、役割分担等の確認ができ連携が図られている。

町村名(枚方市)

実務者会議及び進行管理の特徴

新規ケースの方針決定を中心に行う実務者会議と研修啓発のための拡大実務者の二層構造とし、全ケースの進行管理を援助方針確認会議で管理。

I 市の特徴 人口：407,558 人 児童人口：68,795 人 生活保護率：19.65%

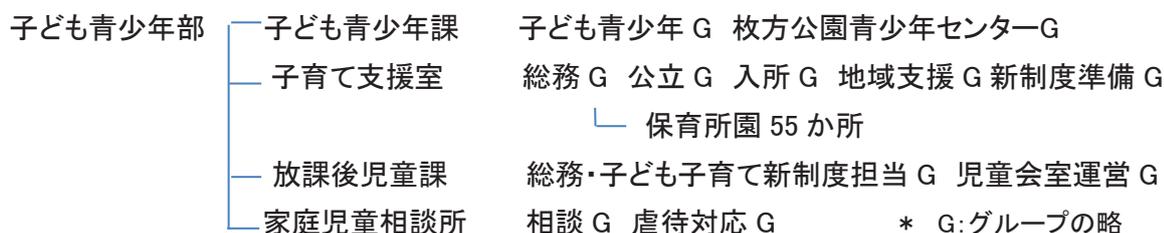
大阪府の北河内にあり、奈良と京都にも隣接した位置にあり、京街道の宿場町としても栄えた地域である。平成26年4月に中核市となり、「誰もが健やかに暮らせる健康医療都市」「心豊かで魅力あふれる教育文化都市」を目指している。

昭和39年に設置された「家庭児童相談室」を、平成20年に課として組織編成を行い、「家庭児童相談所」となり、児童家庭相談と要保護児童に特化した組織となった。虐待対応を担う多職種による進行管理や支援を行う「虐待対応グループ」と、保護者のカウンセリングや子どもの遊戯療法・心理検査等を行う臨床心理士による「相談グループ」の2グループ制を配置し、虐待対応には役割を分けて関わっている。

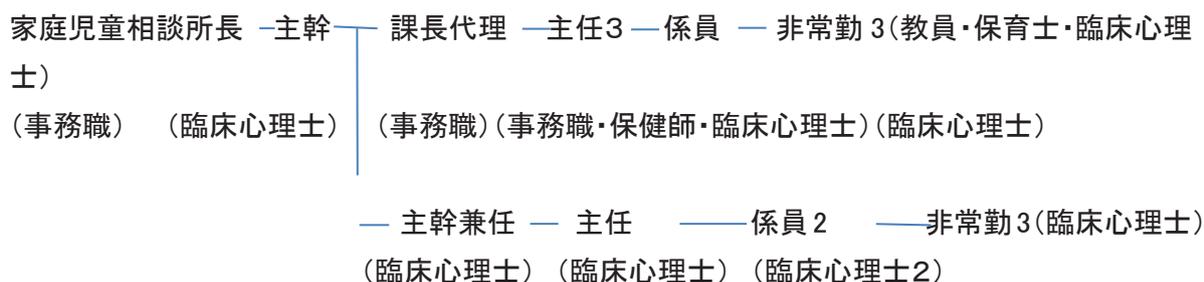
II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [子ども青少年部 家庭児童相談所]

1. 組織図



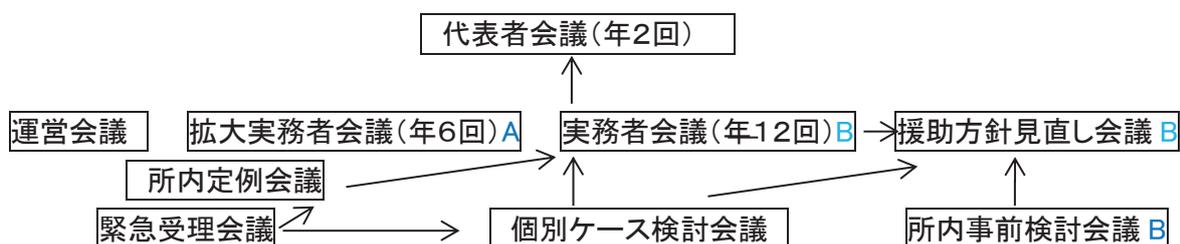
2. 職員構成表 2



*20年を超える職員が1名、10年が1名、他5年以上勤務している職員が非常勤含め5名いる。

III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	拡大実務者会議	実務者会議	援助方針確認会議
目的・内容	研修啓発型 機関連携のための事例検討。虐待防止体制の検討。研修。所属変更児全数引継ぎ確認。	進行管理型 新規虐待ケースの援助方針などの決定及び既把握ケースの近況報告、特定妊婦、家事支援対象の決定など	虐待ケースの全ケース(施設入所児童含む)
頻度	2ヶ月に1回 13時半～15時(1時間半)	月1回 15時～16時半(1時間半～)	学期に1回×2地域 13時～19時半(約6時間半)
会議のメンバー	家児相、児童相談所、保健センター、子育て支援室、教育委員会、生活福祉室、障害福祉室、放課後児童課、保健所、市民病院、精神医療センター	家児相、児童相談所、保健センター、子育て支援室、教育委員会	家児相、児童相談所、保健センター、子育て支援室、教育委員会
進行管理方法	年1回、小学・中学・高校に所属が変わるケース全てについて、現状・引継ぎ方法について報告及び決定する。	新規ケースの重症度・援助方針の決定。既把握ケースの一時保護などの報告。特定妊婦。養育支援家事援助事業対象児決定及び支援計画。	全ケースの進行管理を2つの地域に分けて行う。
ケース数	進行管理数約60件(要保護)	新規進行管理数年間約200件 1回 約15ケース 1ケースあたり5～10分	進行管理数 400件 1回 150～200件 (個別ケース検討会議分除く)
その他	調整機関の出席は、所長・主幹・課長代理・主任	別途、要保護及び要支援ケースの情報交換を、児童相談所の地域相談課と定例会議実施	別途、要支援ケースの進行管理を調整機関(家児相内)で年3回実施

*家児相:家庭児童相談所の略

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

平成12年度から虐待防止ネットワーク「枚方市児童虐待問題連絡会議」を設置。事務局を児童相談所と府保健所、家児相で行い、連携を構築してきた。平成17年4月に要保護児童対策地域協議会として、要綱設置される。

代表者・実務者(拡大実務者)会議・運営会議・個別ケース検討会議の4層構造。運営会議は2か月に1回実務者の機関で行い、会議の案件決定や計画を行っている。

進行管理件数は要保護児童のみで、25年度で約480件、ネグレクトの割合が高い。要支援児童については、家庭児童相談所でモニタリング及び援助方針の決定を行っている。

・代表者会議(年2回7月・2月に実施)

実務者会議の活動報告の他に、毎回課題などを案件とし、児童虐待の現状の理解の場となっている。実務者機関（11 機関）の管理職及び、私立保育園・幼稚園園長会、警察、消防、民生委員協議会、弁護士。

・実務者会議(年 12 回)

要保護児童の新規ケースの重症度、援助方針、主担機関が決定される。その後既把握ケースの一時保護などの動きの報告がある。特定妊婦。養育支援(家事援助)訪問事業対象児決定及び支援計画も行われる。進行管理以外にも、虐待要件保育所入所児の意見具申、家事援助の支援の方針決定、マニュアル作成(別途ワーキンググループ設置)なども行われる。

・個別ケース検討会議

平成 24 年度 257 回、平成 25 年度 185 回、実施されている。

2. 進行管理体制の工夫

- ・ 毎月の実務者会議は、新規ケースについての重症度と主担機関と援助方針を決定することを重点的に行い、継続ケースの全件進行管理は年 3 回「援助方針確認会議」として 2 回に分けて計 10 時間以上かけて行う。また、その会議に向けて、所内で情報収集のチェックや所内援助方針の決定のための会議を数回行っている。他に、中度以上のケースについては長期休暇(ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み)の前の年 3 回、家庭児童相談所でモニタリングと緊急時の対応についての確認を行っている。
- ・ 実務者会議での進行管理の対象は、要保護ケースのみとなっている。要支援ケースは、家庭児童相談所で進行管理を年 3 回行っている。

V 関係機関との連携

拡大実務者会議のメンバーの機関(保育所園、学校園含む)の機関には、「虐待対応担当者」が毎年選任され、庁内部署では虐待対応の窓口の役割を担っている。担当者名簿は、毎年提出されている。

1. 母子保健

保健センターとは、実務者会議や運営会議の他、特定妊婦の枚方市版アセスメントシートの作成会議を数回行い、連携を図っている。また、要保護児童以外にも民間保育園保育相談事業における情報交換や育児不安などのケース紹介などで連携が図れている。

2. 教育

児童家庭相談の新規ケースの最も多くが小学生で、友達関係や不登校、発達障害などの相談で、連携が以前から図れていた。他にも、「枚方市障害児等関係機関連絡会議」や相談ネットワーク「枚方市子どもをはぐくむネットワーク会議」などにおいても、教育委員会とのネットワークが構築されてきた。

各学校園に対しては直接学校等に出向いて、平成 22 年度には、DVD 研修を希望の学校園に、平成 26 年度から改訂版マニュアルについての研修を行っている。また、平成 25 年度には虐待防

止マニュアルを全担任教員に配布した。改訂版マニュアルについては、校長会や教頭会、幼稚園園長会などでも、説明会や研修を実施した。

3. 子育て支援

保育所の主管部署である子育て支援室とは、保育所における虐待通告の他に、入所の窓口で発見されたときの通告などで連携がある。また、民間保育園保育相談業務を家庭児童相談所が保育園訪問を行っており、公立保育所では子ども支援プログラムの実施をしており、他にも乳児家庭全戸訪問事業の主管部署でもある子育て支援室と保健センター、社会福祉協議会との毎月の定例会議など、様々な場面での連携が行われている。

特徴的な子育て支援の一つとして、市内の幼稚園の跡地に児童養護施設のサテライトとして「ファミリーポートひらかた」を10年前に開設し、子育て短期支援事業の他支援センター事業を行っている。ショートステイ等は平成25年度延べ利用が800日を超え、要保護児童や要支援児童の在宅支援の一つの資源となっている。

4. その他

児童相談所とは、要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する連携の他に、児童家庭相談として地域相談課との毎月定例連絡会議を開催し、養護ケース等の情報提供や協働などを行うことで、虐待予防と防止になる在宅支援における連携が図ることができている。

VI まとめ

実務者会議については、ケース進行管理のための5機関からなる実務者会議と、ネットワークの強化のための多機関からなる拡大実務者会議で構成されている。実務者会議は進行管理以外に、虐待要件における保育所入所の意見具申や養育支援(家事支援)訪問事業の対象決定などを決定する重要な役割を担っている。他にもワーキンググループを設置してマニュアルを作成することや特定妊婦のアセスメントシート作成に保健センターと合同会議を開催するなど、協力作業をする中でコミュニケーションや意識の向上につながっている。また会議がスムーズに運営されるよう運営会議を開催し、会議の進行の他に課題や運営方針、年間計画などを作成し、課題の共有化や協力関係の中での会議進行に役立っている。

進行管理については、新規ケースは実務者会議で援助方針が決定に加え、継続ケースは一時保護などの大きな動きの報告があるが、基本的には年3回開催される援助方針確認会議で進行管理が行われる。この会議の前に家庭児童相談所内で全件のモニタリング方法や支援方針の効果などについて確認する会議を実施し、適切な情報収集と方針などの判断を所内で決定する。それ以外にも、年末年始など長期休暇の前に重症度が中度以上のケースについて状況収集と緊急時の対応などの確認を行っており、複層的な進行管理を行っている。

以前から家庭児童相談室で相談業務が行われてきたことによる機関連携がベースに、民間保育園保育相談や乳児家庭全戸訪問事業、障害児等関係機関連絡会議などの機関連携、そしてショートステイや親支援プログラム、保護者への面接など、子どもに対しては心理検査、プレイセラピーなど、直接的な支援提供を行うことで、長期的なネットワーク地域支援に力を入れている。

市町村名（ 大分市 ）

実務者会議及び進行管理の特徴
 実務者会議を3センターで月1回実施、庁内 10 課間の年 2 回の会議、
 中学校区ごとの年 1 回研修啓発活動

I 市の特徴 人口： 476,723 人 児童人口： 83,061 人 生活保護率： 18.66 ‰

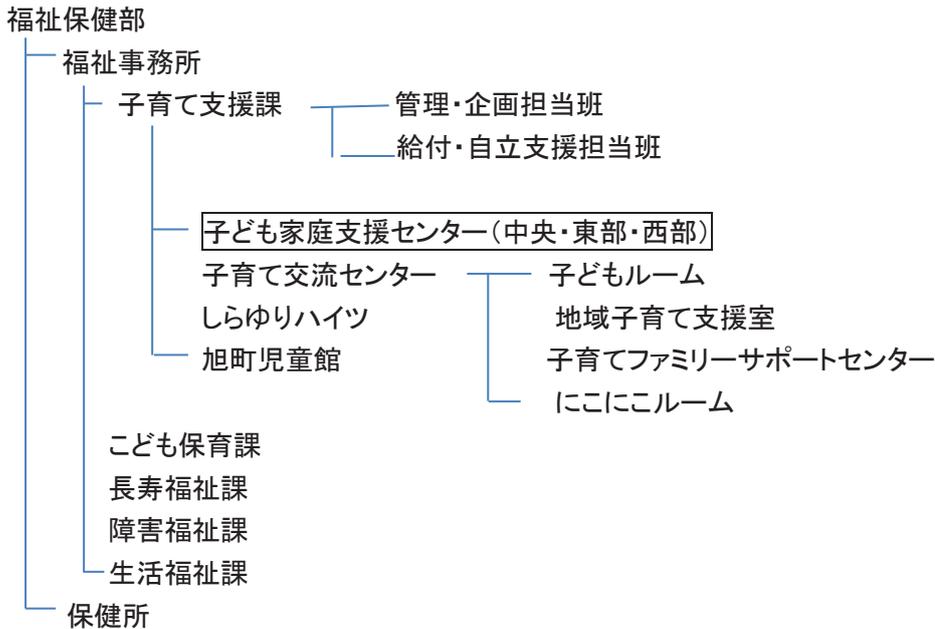
大分駅前ホルトホール内(図書館等併設の文化施設)に市の総合的な子育て支援拠点として子育て交流センターをおいている。市内には大手企業もあり、市長が子ども施策を重視している。

平成16年に2町を合併し、平成18年に児童家庭相談センターを設置、平成22年から子ども家庭支援センターに名称を変更し、市内3ヶ所(中央・東部・西部)に設置となる。中央子ども家庭支援センターの相談件数は全体の4～5割を占め、DV相談は中央のみでおこなっている。

II 調整機関担当部署と職員配置

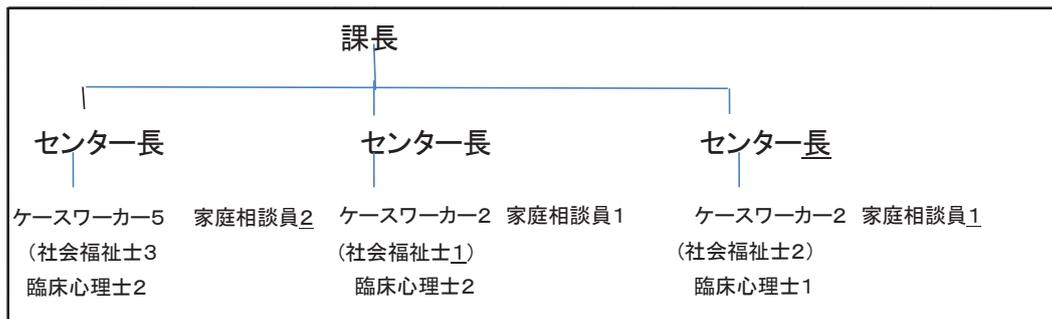
部署名 [福祉保健部 福祉事務所 子育て支援課]

1. 組織図(もしくは組織の関係)



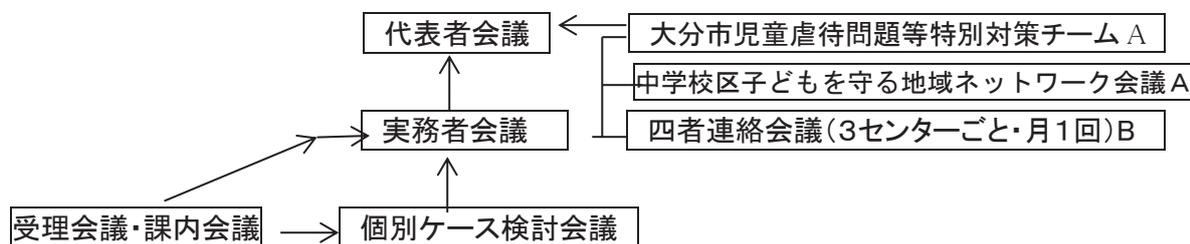
2. 職員構成表

(H27.1.1 現在)



Ⅲ 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	四者連絡会議	中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議	大分市児童虐待問題等特別対策チーム
目的内容	B-進行管理型 ・市、県中央児相、保健所、市教委による共有ケースの進行管理会議	A-研修啓発型 身近な地域での児童虐待防止。顔のみえる関係づくりとして各中学校区で開催している。	A-研修啓発型 虐待防止のための情報共有、庁内各課の連携。
頻度	月1回	年1回	年2回
参加機関	市 県中央児童相談所 保健所 市教委	校長、教頭、生徒指導担当、認可保育所、無認可保育所、幼稚園(民間、市立)民生児童委員、主任児童委員、警察(交番)児童相談所、保健所等 10人から30人	庁内10課が参加
進行管理方法	共有の必要なケース(554)の共通管理台帳をそれぞれが持つ。市内3か所のセンターがあるので各センターごとに月一回の実務者会議を開催し、3か月に一度全体での進行会議を開催している。	顔合わせ、研修、グループワーク、センターを理解してもらうなど。臨床心理士が講師となる場合もある	
ケース数	約554ケース 1回 554ケース		
その他	児相の担当・SVの参加あり		

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターでは、職員配置を充実し常勤で専門職配置になっている。初期相談をおこなう家庭相談員は非常勤(元教員、保育士等)であるが、臨床心理士は正規職7名、ケースワーカーも正規職7名が配置されており、虐待対応、調整機関としての役割を担っている。市の専門職と児童相談所のCWの連携により、要保護児童対策地域協議会が活用され機能している。

・代表者会議 (年2回)

虐待対応件数・事業報告、計画等について協議する。

・実務者会議

①四者連絡会議 (毎月1回)

市、県中央児相、保健所、市教委による共有ケースの進行管理会議で、本年度途中より3センターごとによる会議を開催(3か月に1回は全体開催)している。

②中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議 (27校区年1回)

小・中学校管理職、保育所、幼稚園、(主任)児童委員、警察(交番)、児相、保健所、市教委等による、地区別連携体制づくりのための会議である。顔合わせ、研修、グループワーク、センターを理解してもらうなどの内容で、センターの臨床心理士が講師となる場合もある

③大分市児童虐待問題等特別対策チーム (年2回)

福祉事務所生保・精神保健等の関係10課による庁内連携会議で、代表者会議前に開催し、虐待防止に向けた情報共有、事業経過報告、ケース対応、死亡事例報告などがある。

・個別事例検討会議 (125回)

「四者連絡会議」で検討して(市または児相の判断)必要に応じてその都度実施する。

2. 進行管理体制の工夫

- ・市、県中央児相、保健所、市教委の四者でケースを共有し、主たる機関を明確化することで、個別の役割分担ができ、進行管理がスムーズにしている。四者会議で児相の措置解除ケース(市で見守り対応等必要なケース)も市と共有している。
- ・四者で共有の必要なケース(554)について共通管理台帳をそれぞれが持っている。四者それぞれの担当がデータ入力し、市の台帳を中心に、毎月中旬に四者の台帳を突き合わせており重複はない。
- ・進行管理会議として、毎月末に「四者連絡会議」が開催されている。事前に全数の資料提供をし、会議ですべてのケースをみることはないが、新規・転出入ケース等最新情報の更新については色分けして明示している。重症度はつけていないが、支援方針、終結の確認をする。
- ・今年度11月からは毎月各センターごとの進行管理会議を実施し、3か月に1回(4, 7, 10, 1月)は、3センター合同の全体会とする。
- ・毎朝30分から1時間の「カンファレンス(課内会議)」で受理会議や援助方針の決定を開催している。日常的に職種の違う多数の職員で検討出来る機会がある。

V 関係機関との連携

1. 母子保健・医療機関

- ・母子保健とは、中央子ども家庭支援センターは保健所が徒歩3分の場所に、東西センターは保健センターが庁舎に隣接しており、ともに日常的に連携出来る環境である。また、市内には県立病院、医師会立病院、大分大学附属病院、産婦人科病院、子ども病院等多くの医療機関があり連携ができています。

2. 教育

- ・中学校区の会議の実施により顔の見える関係づくりがすすみ、また学校へ担当 CW が出向くことで、学校との連携ができています。

3. 子育て支援

- ・保育園(所)については、年度初めに所長会に参加し連携体制を強化している。
- ・総合的な子育て支援拠点の整備とともに、利用者支援事業も委託はせず行政の責任として実施している。
- ・児童養護施設が市内に2か所、別府市に乳児院、児童養護施設があり、ショートステイの利用がしやすい。
- ・養育支援訪問事業は、家事ヘルパー(事業所派遣)、保健師訪問(保健所)と充実している。

4. その他

- ・庁内連携として、生活保護担当課等とは常に情報交換できる関係である
- ・児童相談所との関係も日常的に連絡を取り合い、関係は良好である。

VI まとめ

- ・管理職(事務職)以外の職員の徹底した専門職配置の充実ぶりには驚かされた。心理士、社会福祉士を定期的に正規雇用しており、すでに7年から9年という経験者が数人いて、1～3年の職員と一緒に実践の積み重ねができる環境にある。さらに、児童相談所と市とで半年間の人事交流があり(昨年度から3年間の事業)、また異動してきた新規の職員には児相で1週間程度の実習研修の機会が設けられている。これにより、市の職員は、緊急受理会議、一保、施設入所等さまざまな経験をし、児童相談所に対する理解が深まり関係も良好である。児童相談所としても市に職員を派遣することで相互の情報交換ができ、市との信頼関係に根ざした後方支援、専門的技術的支援が可能となり、SV機能も果たしやすい。
- ・人口40万以上の市で、膨大な数のすべてのケースを、ひとつの実務者会議で進行管理することは難しい中、主たる機関に絞り、「四者連絡会議」が工夫されている。市内の3センター別に四者会議を実施し進行管理を行っているため、規模が縮小される形になる。
- ・「中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議」は、交流や情報交換により、互いの機関を知りあうことを目的としており、人口規模の大きな市での校区別での実務者の顔がみえる関係づくりが効果を上げている。また、代表者会議と庁内連携会議「大分市児童虐待問題等特別対策チーム」をセットアップすることで、庁内外の連携もスムーズであると考えられる。さらに、子育て支援の場で予防的にキャッチする流れもできており、今後、大規模都市での先進的な取り組みに期待したい。

市町村名（福岡市東区）

実務者会議及び進行管理の特徴

進行管理会議月一回、医療の育児支援会議が行われている。本庁の課は区と児童相談所をつなぐ調整役割を果たす

I 市の特徴

人口：293,206人 児童人口：54,602人 生活保護率：30%。（平成25年4月東区）

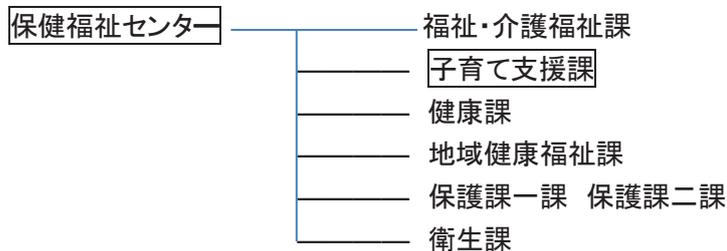
東区は、市内の区では最も人口が多い。周辺市町からの転入も多く、また、東南アジア系外国人が市内の他区よりも多く居住している。生活保護が、要対協の件数においても高い比率を占めている。

福岡市は、平成15年度に、こども総合相談センター（福岡市児童相談所）が、従来の児童相談所と教育委員会教育相談部門を統合した形で開設。当初から区家庭児童相談室との連携を図っていたが、平成17年度に区にこども相談係を設置、平成21年度から子育て支援課として体制が強化された。また、福岡市として、平成21年度から福祉職を採用するようになり、こども総合相談センターや区保健福祉センターに配属され、相談体制の充実が図られている。また、こども総合相談センターと区保健福祉センターとの人事交流も行われている。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 〔区保健福祉センター子育て支援課〕

1. 組織図

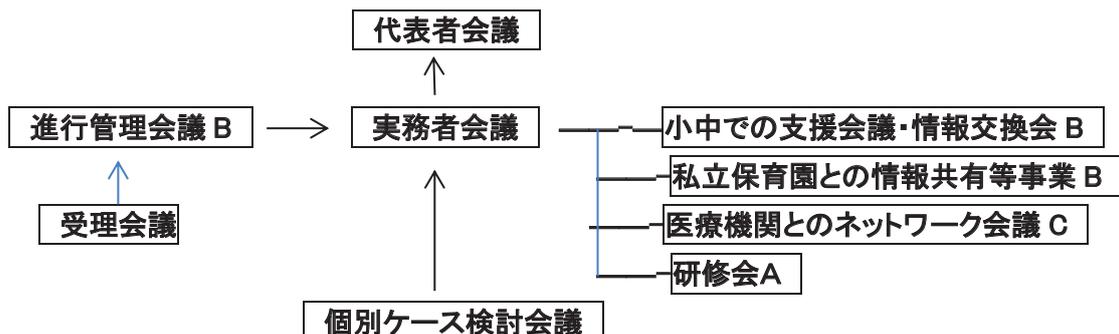


2. 職員構成表（こども相談係）



III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	受理会議・進行管理会議 B	育児支援ネットワーク会議 B	校区地域の関係者会議 B
内容	新規ケースの対応方法や役割分担を検討する受理会議とケースの進行管理会議が同時に実施されている。また、乳幼児健診未受診のフォロー対応も協議している。	①産婦人科との育児支援ネットワーク会議 ②小児科医との育児支援ネットワーク会議	①私立保育園との情報共有事業 ②小学校・中学校等で開催される支援会議・情報交換会
頻度	月1回 年間12回	①年1回 8月ごろ ②年1回 10月ごろ	①月1回、随時報告 ②定期的(毎月~年1回)
会議の参加	保健福祉センター長(医師)、子育て支援課長、係長、係員、地域保健福祉課長、係長、係員(保健師)、健康課長、係長、係員(助産師)、保護課係長、児童相談所係長2名、SSW4名、コミュニティSW	①産婦人科 ②小児科 (医師、看護師、SWなど) 保健福祉センター長、子育て支援課長、係長、係員、地域保健福祉課長、係長、健康課長、係長、係員(助産師)	①保育園園長、子育て支援課職員 ②校長、教頭、担任、子育て支援課係員、保護課CW、保健師、児相職員など ※学校によって構成メンバーは異なる。
進行管理方法	新規受理ケースは毎月報告し、援助方針の確認を行い、進行管理会議はケースの状況に応じて3か月・4か月・6か月の頻度で報告、協議を行っている。 全ケースについて、4か月に一度、課内で検討している。	①・妊娠、出産の状況 ・周産期における医療機関と保健福祉センターの連携体制について ・事例紹介 ・妊産婦への育児支援について ②・要保護、要支援児童の状況 ・区における虐待予防、要保護児童の早期発見の取り組みについて ・区の事業紹介 ・情報交換	①保育所での養育上心配のあるケースの情報共有 ②・ケースの報告、情報共有 ・支援方針と役割分担について協議
ケース数	新規受理:168件/H25年 進行管理:10~15件/回		①年数件 ②約70件

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子育て支援課こども相談係は、児童相談所経験者、保健師、保育士などが配属され、子育て支援の充実とあわせて徐々に相談体制を強化している。

・代表者会議

特定妊婦への支援強化のため、平成 26 年度より産婦人科医も協議会委員メンバーに加わる。

・実務者会議

要保護台帳（虐待）進行管理は、月 1 回。要支援台帳は、保健レベルでの支援が多く、必要時カンファレンスを実施。

平成 26 年度より医療機関との連携強化のため、「育児支援ネットワーク会議」を 2 回（医療機関対象、産科・小児科各 1 回）実施することになった。

・個別ケース検討会議 平成 25 年度 30 件

ケースに問題が発生し、3 機関以上の連携が必要な場合に個別ケース検討会議として実施する。（区、児童相談所、学校などのケース）

区と児相だけが連携しているケースや、区内の課（子育て支援と母子保健保健師等）だけで連携しているケースの場合は個別ケース検討会議として件数に計上していないが、随時、情報共有やカンファレンスを行っている。子育て支援課の機能強化がなされ、各関係機関と情報共有しながらケース管理をしているため、個別ケース検討会議は厳選されてきている。

2. 進行管理体制の工夫

緊急、困難ケース等への対応の決定は、所長、課長、係長ラインで行っている。

ケースマネージャーの役割が子育て支援課にあり、児相経験者のベテラン係長がキーパーソンである。7区全てでこの体制がとられているわけではない。行政は職員が約3年で異動するので、児相経験者の配置等の体制の充実が求められる。

要対協事例の 69%が生活保護で、保護課の係長も受理会議のメンバーであり、ケースへの対応の連携がしやすくなっている。

V 関係機関との連携

1. 母子保健

特定妊婦 100 件（母子保健への産科からのハイリスク連絡）は、要保護管理ではなく保健レベルで管理している。特定妊婦などの情報は常に入ることになっている。日常的に保健師と子育て支援課が情報交換をしている。

2. 教育

受理会議に S S W が 4 名参加している。実務者会議は教育委員会の参加はない。学校主催のネットワーク会議に参加している。

3. 子育て支援

市内には社会資源として、児童養護施設 3、乳児院 2、子ども家庭支援センター 1 などがある。東区はショートステイ利用が多い。区のケースはネグレクトが多く、ネグレクトの対応、家庭介入にあたって、手当や保育所などの申請を支援機会とするなど、粘り強く関係づくりをしており、ショートステイ利用などで信頼関係をつくり、保健師から子育て支援課を通じ、児童相談所へつなぐこともある。また、保健師と子育て支援課職員が同行訪問することも多い。

就学前のケースでは、基本的に虐待予防の役割は主に保健分野の地域保健福祉課が対応し、困難事例は子育て支援課が対応している。

また、地域保健福祉課が各校区の子育てサロンを担当、子育て支援課はこどもプラザ、こんにちは赤ちゃん訪問を担当している。こんにちは赤ちゃん訪問は民生児童委員が実施しており、あらかじめ訪問を伝えて、子育て情報とガーゼハンカチをおみやげに訪問している。

4. 研修

新任の職員は、児童相談所、本庁や区独自の研修を受けている。学会や子どもの虹情報研修センターへの出張費は予算として計上してある。

VI まとめ

特徴は2点、一点目は実務者会議であらたに医療の育児支援ネットワークが立ち上がっていることである。産科医の会議を保健レベルで、小児科医の会議を福祉レベルで立ち上げて、実務者会議とされたことである。会議においては、保健師のハイリスク家庭の継続家庭訪問が400家庭にものぼることを伝え、ハイリスクにかかわる可能性のある小児科医への理解を得たり、子育て支援課が社会資源を紹介し、保育園との連携などについても伝えることで、顔の見える関係づくりをめざしている。育児支援ネットワーク会議は午後7時以降に実施し、医師が参加しやすいように配慮していた。

二点目は、児童相談所経験者が区の子育て支援課にキーパーソンとして配属されている点は意義がある。また、こども総合相談センター所長（児童相談所長）や児童相談所CWを講師に区の研修が実施されており、区の人材育成に力を入れていることがわかった。「対等の関係で連携できることが大切」と、保健福祉センター長が強調されていたが、政令都市ならではの同じ市職員同士の人的な交流のしやすさが活かされていることを強く感じた。児童相談所と区の人事交流は、うまくローテーションができればいいが、必ずしも一定していない。こういうルートを確立していきたい。

さらにネットワークを推進していく力の一つとして、本庁のこども未来局こども部こども家庭課が各区と児童相談所との関係を調整し、つなげていることを強く感じた

市町村名（ 相模原市 ）

実務者会議及び進行管理の特徴

本庁のこども青少年課が見相と区との連携のかなめ的存在となり、代表者会議の調整機関も担っている。進行管理は各区のこども家庭支援班で行われている。

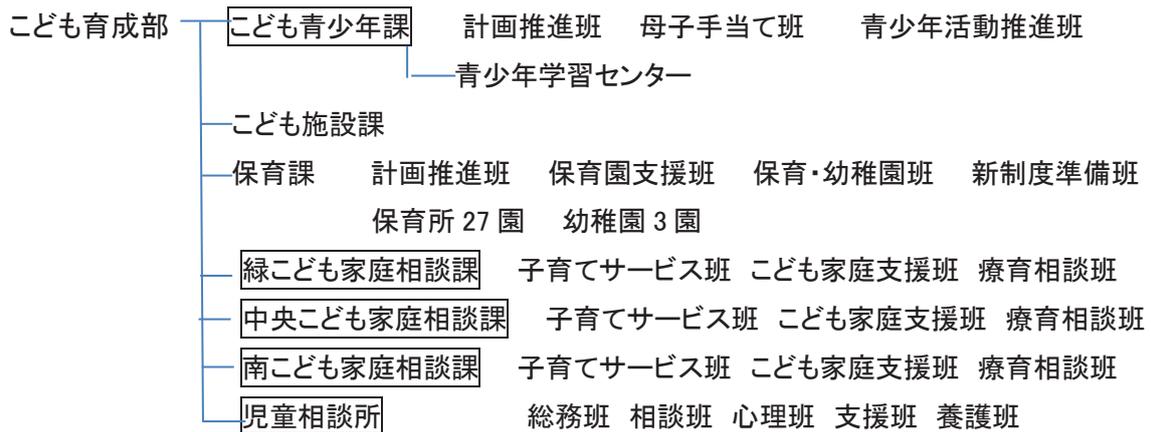
I 市の特徴 人口:718,602 人 児童人口:113,206 人 生活保護率: 18.27%

- ・国道沿いや主要駅を中心に高層マンションや大型商業施設が多い商業・居住中心地域と相模川や湖・丹沢山系の自然に恵まれた地域がある。
- ・平成 17 年 4 月に市の児童虐待対応機関として「こども家庭支援センター」を開設。
- 平成 22 年 4 月の政令市移行により、3 区制となる。それに伴い、各区に「こども家庭相談課」を設置し、児童家庭相談として課内に「こども家庭支援班」を配置した。同年「児童相談所」を設置。

II 調整機関担当部署と職員配置

部署名 [健康福祉局 こども育成部 こども青少年課]

1. 組織図



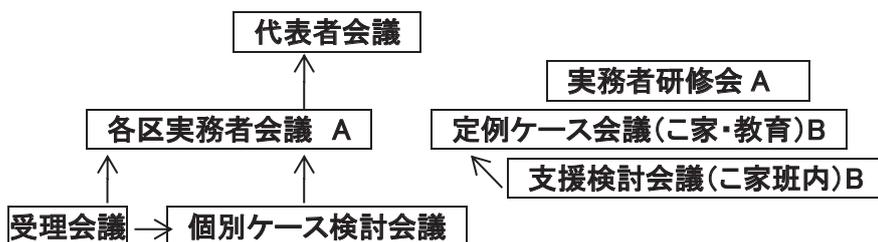
2. 職員構成表(進行管理担当課)

緑こども家庭相談課長 (事務職) — 班長 (保健師) — SV (社会福祉) — CW(地区担当)3 (保育士1・社会福祉2) — 非常勤2 (心理 1・育児支援家庭訪問相談員 1)

* ケース数については H26 年 12 月緑こども家庭相談課を参考にしています。

III 要保護児童対策地域協議会の構造

1. 構造図 A-研修啓発型、B-進行管理型、C-合同型



2. 進行管理体制

	実務者会議	定例ケース会議 B	支援検討会議 B
目的・内容	要保護児童対策の推進・啓発 《研修・啓発型》 ・統計報告 ・ケース紹介(一部) ・事例検討	支援状況の把握及び評価 《進行管理型》 ・区の要保護児童・要支援児童・特定妊婦の全ケース確認	援助方針の作成・確認・終結 《進行管理型》 ・班内で検討や報告が必要なケースのアセスメントや支援内容、終結の決定
頻度	年2回 13時30分～16時30分(時間・分)	年3回(5月、11月、1月)	週1回 9時半～12時
会議のメンバー	警察、医療機関、主任児童委員、児童福祉施設、里親会、庁内関係各課	各区こども家庭相談課こども家庭支援班 青少年相談センター 学校教育課	各区こども家庭相談課こども家庭相談班
進行管理方法		児童相談システムを用いて資料を提示(全ケース個別検討) リスク評価と支援内容、次回の検討時期を決定	児童相談システムを用いて資料を提示 リスク評価と支援内容、頻度、次回の検討時期を決定。
ケース数	進行管理数約400件	進行管理数約400件 1回あたりの時間 1ケース10分	進行管理数400件 約15ケース/回 1回あたりの時間 1ケース10分
その他		モニタリングはS.Vが再評価するので、それまでに各cwが行う。1月は新就学児のみ実施。	受理会議は随時実施。 こ家のみで、支援内容や頻度、次回検討を決定。全件について、アセスメントシートをつける。

* ケース数については H26 年 12 月 緑こども家庭相談課を参考にしています。

IV 要保護児童対策地域協議会の特徴

1. 協議会の特徴

児童家庭相談体制は、3区でそれぞれ実施している。各区のこども家庭相談課こども家庭支援班で、班長、SVと常勤職員である3～5名の地区担当CW、そして非常勤数名が配置されている。

市として社会福祉士や心理士、精神保健福祉司などからなる「社会福祉職」が約 150 名採用されているため、人事異動があっても専門性が確保できる。同様に、児童相談所と子ども家庭相談課との人事交流もあるため、連携がスムーズになっている。

協議会は平成 17 年に発足している。平成 22 年に政令市となり、市の児童相談所を設置し、本庁にある子ども青少年課が子ども家庭相談課と児童相談所とともに中心的な役割を担う。児童相談所も含め、全てが同じ市職員となることから、基本的な考えとして「自分の市のこと」との意識が強く、協議会についても積極的に関与しようとしている。

代表者会議(年2回 8月3月に実施)

要保護児童対策が円滑に運営されるための情報交換、協議、連携ができる環境を作ることを目的。政令市移行後に、子ども青少年課が事務局となり、児童養護施設や母子生活支援施設、里親会を構成員に加え、社会的養護の担い手の生の声を届けるなど、要保護児童等への支援についての議論を活発化させた。

実務者会議

1. 実務者会議(年2回) 研修・啓発型

研修・啓発型で、「児童虐待、保護者のいない児童」は事務局を各区の子ども家庭支援班が行い、「非行児童」については青少年相談センターが行っている。個別ケース検討会議についても同様の事務局体制をとっている。

2. 定例ケース会議(年3回) 進行管理型

区子ども家庭支援班と青少年相談センター、学校教育課によって、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の全ケースの進行管理を行っている。1月は新就学児のみを対象に会議を行っている。

3. 支援検討会議(週1回) 進行管理型

区子ども家庭支援班内で行われ、要保護児童等の援助方針の作成、確認、終結の決定が行われる。

要保護児童対策連絡調整会議

庁内関係各課・機関の長が、年度当初の早い時期に情報交換・連携を行うことで、管理職の正しい理解と情報提供のあり方が構築できる。

個別ケース検討会議

平成 25 年度には、3区子ども家庭支援課が行った会議数は 204 件で、児童相談書主催で行った会議数は 166 件であり、市全体で 370 件の検討会議が行われた。区子ども家庭支援課主催の会議にも、児童相談所は、必要に応じて出席している。

2. 進行管理体制の工夫

各区子ども家庭支援班と児童相談所で支援中ケースについて、「児童相談支援システム」を用い、

児童相談情報を共有できるしくみになっている(虐待通告が入った場合に4課での取り扱いを過去、現在、支援内容も含めて可能)。そのため、それぞれでモニタリングを実施して進行管理を行い、動きのないものは、年1回以上全ケースチェックを行う。

3区のケース数は、約730で、児相が約800程となっており、各区で週1回要保護児童等の援助方針や終結について話し合われるため、そこで丁寧な進行管理が行われている。(H26年3月31日現在)

V 関係機関との連携

1. 母子保健

年に2回、児童相談所も含めて保健センターと連携会議を各区で行い、最近の各課の状況報告や個別の事例検討会を行っている。また、同じ建物内に事務所がある保健センターとは随時、情報交換を行い、物理的に距離のある合併前の旧4町については、2ヶ月に1回の頻度でこども家庭支援班の職員がセンターに出向き、ケースの支援状況の確認を行っている。

2. 教育

学校教育課が担当課となり、各小学校、中学校にCA担当者を配置。年に2回CA担当者を中心とした研修会を学校教育課主催で児童相談所や各区こども家庭相談班が参加し行っている。

3. 子育て支援

各区のこども家庭相談員が窓口となり相談を受け付けている。ショートステイについて、施設としては市内にある母子生活支援施設と乳児院、児童養護施設で受け入れを行っている。要保護児童等が利用した場合は各課のc wが情報提供など含めた丁寧な引継ぎを施設に対して行っている。

育児支援家庭訪問事業については、ヘルパー派遣の家事支援と、こども家庭相談班の非常勤による訪問支援とがある。支援的な役割を担うため、常勤の地域担当が抑え的と、役割分担ができる。

保育所については、保育士が人事異動で配置されているため、保育所現場をよく理解しており、よい連携が図れている。また保育士研修において、虐待対応研修の講師として派遣することで連携強化につながっている。

4. 児童相談所とこども青少年課の特徴

平成22年4月に政令市移行に伴い、児童相談所が設置され、平成26年4月に敷地内に一時保護所が開設された。区こども家庭相談課及びこども青少年課との人事異動があり、職員の専門性の担保ができており、コミュニケーションも図れている。また、要対協に対して、区と共に事務局である意識があり、ケースについても同じ市内のケースとして協力関係がで

きている。

児童相談所とこども青少年課とこども家庭相談課が、共有する課題の調整や検討を行う「調整会議」を1か月1回開催し、こども家庭相談班と児童相談所が、連携に関する情報交換、協議、研究を「業務連絡会議」年3回開催している。他にも「情報交換会」として、担当地区におけるケース情報交換をケースワーカーが中心に2か月に1回実施している。これらにより、日頃から丁寧な連携が行われている。

本庁のこども青少年課は、代表者会議の事務局を担うとともに、児童相談所とこども家庭相談課の支援の枠組みを調整する役割として、重要なコーディネーター的役割を担っている。

5. その他

区のこども家庭相談課は児童手当や保育所入所などの担当部署も担っているため、要保護児童に関する情報交換や必要な支援が円滑に行われている。また、障害福祉や生活保護の担当課と横並びのレイアウトになっていたり、幼児期の療育通園施設も同じフロアにあるような区もあり、児童の関係部署との連携がしやすい環境である。

他に、主任児童委員の連絡会議にこども家庭相談課が2か月に1回出席しており、地域との連携も図れている。

VI まとめ

政令市移行から5年目を迎え、児童相談所と各区のこども家庭相談課が積極的に協議会と機関連携に関与し、意識の向上が図られている。その背景には、社会福祉職としての専門職採用を約150名の規模で行われており、人事異動に対して専門性の確保が可能で、人事交流によって児童相談所と区こども家庭相談課との連携がスムーズに図られていることがある。また、調整機関の担当部署になる、こども青少年課が代表者会議の事務局を担うとともに、各機関のコーディネーター的な役割を担っている。他にも、児童相談所と各区のこども家庭相談課が情報共有や課題の検討、合同で研究を行うことで、機関としてだけでなく各メンバー間のコミュニケーションと意識と資質の向上がなされ、機関連携に有効的な役割を果たしている。

進行管理については、児童相談支援システムによって児童相談所、こども家庭相談課、こども青少年課からそれぞれ確認と管理ができるため、迅速・確実に情報を共有できる。それぞれで進行管理が行われているが、区こども家庭相談課としては「定例ケース会議」で年3回の全ケースの進行管理の他、毎週援助方針の決定や終結について検討されている。また、実務者会議では年1回関係機関に全ケースの紹介がされている。

政令市になったことで、各区の児童、福祉、保健の関係機関が同じ建物になり、機関連携が強化された。また、市民に身近な相談窓口としてのこども家庭相談課と専門的な対応や権限を必要とする児童相談所の、二層構造による児童相談体制が関係機関にも浸透してきている。

4. まとめと実務者会議（進行管理会議を含む）の提案

1) 調査地・市区町村一覧

対象地の総人口に占める18才未満の割合でみると、もっとも高い率は町の精華町の20.3%、ついで利府町が19.3%である。市でみると、泉南市18.7%、枚方市18.1%、古賀市17.7%である。政令市区で見ると、福岡市東区が18.6%である。

人口増加地域、とくに子育て世代の転入などで子どもが増加している地域は、子育て支援と併行して、要対協が強化されている傾向がみられる。

表1

	人口	18才以下子ども人口	子どもの人口/人口	生活保護率‰
長野県 池田町	10,458	1,440	13.8%	4.0
滋賀県 日野町	22,841	3,800	16.6%	7.02
宮城県 利府町	35,652	6,877	19.3%	3.8
京都府 精華町	39,965	8,123	20.3%	8.1
福岡県 古賀市	59,022	10,438	17.7%	12.1
宮城県 塩竈市	56,000	7,773	13.9%	13.3
大阪府 泉南市	64,587	12,082	18.7%	12.26
大阪府 門真市	128,073	19,748	15.4%	50.3
静岡県 沼津市	203,806	29,730	14.6%	13.9
兵庫県 明石市	290,349	49,970	17.2%	20.4
大阪府 枚方市	407,558	68,795	16.9%	19.65
大分県 大分市	476,723	83,061	17.4%	18.66
神奈川県相模原市 (緑区)	718,602 (177,052)	113,206 (29,256)	15.8% (16.5%)	18.27
福岡県福岡市(東 区)	1494,978 (297895)	241,135 (51,466)	15.2% (18.6%)	30.0

参照) 子どもの所属機関や利用できる施設関連の充実

表2

社会資源	保育園	幼稚園	子ども園	小学校	中学校	学童保育	児童館	保育所/18歳子ども人口の割合
長野県池田町	2	0	0	2	0	1	2	0.14%
滋賀県日野町	5	6	0	5	1	6	1	0.13%
宮城県利府町	7	3	1	6	3	7	1	0.10%
京都府精華町	5	3	0	5	3	10	0	0.06%
福岡県古賀市	9	4	0	8	3	8	0	0.09%
宮城県塩竈市	10	6	0	7	5	11	1	0.13%
大阪府泉南市	7	2	0	10	4	10	1	0.06%
大阪府門真市	17	10	0	14	6	14	0	0.09%
静岡県沼津市	31	36	0	25	19	27	0	0.10%
兵庫県明石市	47	28	0	28	13	28	0	0.09%
大阪府枚方市	55	30	0	45	19	45	0	0.08%
大分県大分市	84	57	検討中	60	28	55	2	0.10%
神奈川県相模原市(緑区)	30	16	1	28	15	23	3	0.10%
福岡市(東区)	47	22	0	29	15	—	0	0.09%
25年4月時点								

- * 施設の数の多少だけでは比較ができない。子どもの所属機関との実際の関係性が重要。子どもの所属機関が多いと連携する機関も増え、参加人数の多い会議での発言がしにくく会議が形骸化しやすい。これを解消するため、部会制や地域・所属別会議などの工夫をしているところが多く見られる。
- * 中学校数の多い大分市については、中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議をたちあげ、身近な地域での児童虐待防止で顔の見える関係づくりを各中学校区で実施している。
- * 福岡市東区においても、私立保育園との情報共有や、小学校区で開催される支援会議・情報交換会が開かれている。
- * 明石市では、小中学校、子育て支援、青少年課、学校教育課、児童生徒支援課など子どもにかかわる16機関が2か月に一度連携をしている。
- * 枚方市は、直接、調整機関が学校等に出向いて、啓発活動やマニュアルについての研修を行うなど、積極的に働きかけている。
- * なお、沼津や泉南は部会性を活かしている。
- * 日野町においては、「校園担当者会議」を実施し、学校(園)の早期発見、通告、支援モニタリングの力をつけることをめざしている。

2) 職員体制

表 3

	正規	非正規	合計	正規割合	非正規割合
長野県池田町	3	4	7	42.9%	57.1%
滋賀県日野町	2	1	3	66.7%	33.3%
宮城県 利府町	3	1	4	75.0%	25.0%
京都府 精華町	3	3	6	50.0%	50.0%
福岡県 古賀市	5	3	8	62.5%	37.5%
宮城県 塩竈市	4	3	7	57.1%	42.9%
大阪府 泉南市	2	2	4	50.0%	50.0%
大阪府 門真市	7	4	11	63.6%	36.4%
静岡県沼津市	5	4	9	55.6%	44.4%
兵庫県 明石市	10	4	14	71.4%	28.6%
大阪府枚方市	11	6	17	64.7%	35.3%
大分県 大分市	14	3	17	82.4%	17.6%
神奈川県 相模原市（緑区）	6	2	8	75.0%	25.0%
福岡市（東区）	5	3	8	62.5%	37.5%

(1) 職員体制とその経験年数

勤務年数と専門職との相関関係があるという点については、全国調査結果で示したが池田町が5年以上が2名、日野町が2名、精華町は2名、古賀市が1名、塩竈市が2名、沼津市が9名中4名の非正規職が調整機関の10割の仕事を実質している。そのうち3名は8年、9年、11年の経験を持っている。

枚方市においては、正規職で5年以上が7名いる。

福岡市では5年以上が1名、大分市が9年が2名いる

相模原市では2名、明石市で1名（4年が2名）である。

(2) 正規職割合と事務職

調整機関は、専門職と事務職の協働作業が必要な機関でもあり、その割合も支援の場合には見ていく必要がある。

安心して対人援助に向かうには職員が正規職で安定することが重要である。そのことからみると、正規職雇用の割合が高いのは、大分市82.4%、相模原市75%、利府町75%である。

事務職は調整機関を一方で支える大切な仕事であるが、その割合についてみていくと、表4に示す割合となる。

事務職の割合は、全職員の割合からみると、5割以下となっているが、正規職の内に占める割合となると、50%を超えているところが4か所ある。事務職の移動が平均2～3年と比較的短いことから、事務職の割合が増加すると、専門的かかわりが必要な場合に、対応できない場合も起こりうることも危惧される。

表4

	事務職員	全職員に占める事務職割合	職員合計	正規職員に占める事務職割合	正規職員合計
長野県池田町	0	0.0%	7	0.0%	3
滋賀県日野町	1	33.3%	3	50.0%	2
宮城県利府町	1	25.0%	4	33.3%	3
京都府精華町	2	33.3%	6	66.7%	3
福岡県古賀市	4	50.0%	8	80.0%	5
宮城県塩竈市	2	28.6%	7	50.0%	4
大阪府泉南市	0	0.0%	4	0.0%	2
大阪府門真市	1	9.1%	11	14.3%	7
静岡県沼津市	1	12.5%	8	20.0%	5
兵庫県明石市	4	28.6%	14	40.0%	10
大阪府枚方市	3	13.0%	23	27.3%	11
大分県大分市	1	5.9%	17	7.1%	14
神奈川県相模原市（緑区）	1	12.5%	8	16.7%	6
福岡市（東区）	1	12.5%	8	20.0%	5

3)各地の実務者会議および進行管理の特徴

	実務者会議および進行管理の特徴	進行管理の工夫
長野県 池田町	妊娠出産からの全数把握支援体制を整備し、要保護児童対策地域協議会の進行管理を予防的に活用	予防からの支援体制
滋賀県 日野町	福祉・保健・教育の要対協担当3者による事務局会議を実施し、校園の担当者会議や引継ぎ会議で、実務者会議の進行管理を強化	事務局会議あり
宮城県 利府町	実務者会議を年8回実施(研修・啓発型3回、進行管理型5回)、教育委員会と連携した中学校区別の進行管理体制	学区別
京都府 精華町	調整機関の定期的な課内会議により、実務者会議の進行管理を効果的に実施	定期的課内会議あり
福岡県 古賀市	進行管理型の実務者会議は、部会制と学校区制を併用。内容・年齢別の5部会制をとっており、その内2つの学齢期の部会は3中学校区別に実施。	部会別
宮城県 塩竈市	参加者が多人数の実務者会議を研修・啓発的会議とし、全数の進行管理をおこなう4者限定会議を実施	限定会議+研修啓発
大阪府 泉南市	進行管理を要保護と要支援に分けているが、5つの部会をもち子どもにとっては見えない受け皿をめざしている	部会別
大阪府 門真市	ケース数の増加などに応じ定例実務者会議に加え臨時会を開催(25年度実績28回)調整機関に専門職配置をし専門性の確保すると共にSV機能を担う弁護士を確保	2層
静岡県 沼津市	実務者会議を「児童虐待」「非行」「育児支援」の3分科会に分け、毎月開催しケース数の増加に対応すると共に問題の特性に応じた対応や支援に取り組んでいる	部会別
兵庫県 明石市	3つの層の会議開催をし、地域に根差したネットワークをめざす。定例実務者会議は6機関で実施。調整機関は多職種構成で成り立つ。	2層
大阪府 枚方市	新規ケースの方針決定を中心に行う実務者会議と研修啓発のための拡大実務者の二層構造とし、全ケースの進行管理を援助方針確認会議で管理。	2層
大分県 大分市	実務者会議を月1回実施、庁内10課間の年2回の会議、中学地区別ネットワーク会議開催	2層+学区別啓発
神奈川県相模原市(緑区)	本庁のこども青少年課が児相と区との連携のこなめ的存在となり、代表者会議の調整機関も担っている。進行管理は各区のこども家庭支援班で行われている。	課内会議あり
福岡県福岡市(東区)	進行管理会議月一回、医療の育児支援会議が行われる。本庁のこども未来局子ども家庭課が児童相談所と区をつなぐ調整役・推進役を担う。	医療ネットワークのあり

4) それぞれの特徴とその背景

町を4町取り上げているが、今回の実施した全国調査において、町で実務者会議はないという回答や、形骸化しているという意見が書かれていたためである。町規模の要保護児童対策地域協議会の運営や進行管理の実態を把握し、小さな町でも工夫できることを見出すことで、多くの町村の参考としてもらいたいと考えた。

4つの町は、それぞれ異なる地域からの情報である。また人口も異なる。回答者は1万から3万未満までの町が多かったため、2町を選び、3万以上の町は比較的暮らしの利便性のある町である。

人口比率は、ベッドタウン的な場合に増加傾向にあり、町も子どもへの環境づくりを中心に支援を展開している。

精華町、利府町は、鉄道の利便性、町役場の利便性も高く、利府はコミュニティホールと併設し、精華町は、図書館と併設したつくりで親しみやすくなっていた。また赤ちゃんづれ用に、授乳室や子どものコーナーを設けるなどの配慮があった。

精華町は関係部署はすべて庁舎内にあり、庁舎すぐ近くに児童養護施設があり、交流を深めていた。池田町は、総合福祉センターの中にあり、すべての福祉担当者が一緒に活動できるワンフロアに設置されており、各課との情報が行きわたるようになっていた。利府町も教育委員会の学校教育と隣どうしの作りになっており、交流がなされていた。子育て支援との連携協力で、予防的な支援が意識された中での実施環境であった。日野町においては、同一庁舎内の関係部署は日常的に交流があり、役場近くの町内の病院とも連携しやすい環境である。また、近隣町との情報交換をすることで要対協強化の方策を探っている。

ついで、市の人口10万以下を3か所訪ねた。

古賀市を選択したのは、部会性をとっておられたことと、実務者会議には数多くの部会の開催カレンダーが作成されていることがお聞きしてわかったためである。部会制のなかで、中学校区での検討もされており、工夫されていた。人口が少ない中で実際にどのような仕組みであるかというのが訪問者からみると、関心の高いところであった。小さな会議を多く実施されており、関係機関の顔の見える関係づくりと関心を高めることに成功しているようである。

塩竈市は、2年前の調査にも返信があり、他の被災地とともに必ず調査回答をいただいたことで、取り組みの熱心さから選んだ形となった。

塩竈市の実務者会議においては、校長教頭、保育園園長など全員が集まることができており、研修を兼ねた形態を作りだしていた。

泉南市は、大阪府の南に位置する市であるが、要対協からみえる発達障害児問題にいち早く着目し、発達障害児のためのシステム作りに取り組んだ市であったことから訪問をすることになった。市内はバスより電車や車を交通手段としている。アセスメントの研修は6年目を迎えており、実務者が学べる場を提供している市である。

人口10万～30万の市で3か所を選定した。

門真市は、1990年に我が国で初めて大阪府がモデル市に指定し、ネットワークを根付かせた市

である。生活保護率も高く、一機関では対応できないとの実務者たちの実感から児童相談所と保健所が市を応援した形で、発展させていっている。当初は2名（一名は非常勤）が取り組むが、少しずつ担当者を増やすことになっていった。町は庶民的で自転車でも家庭訪問がしやすい。

沼津市は、当時すでにあったネットワークを利用し、そこから部会制となって発足している。代表者会議はなく、実務者会議レベルから発展していた市である。つまり実務者たち自らの課題として当時から実務者間での連携がとれていったいわば草の根的な経緯がある。さらに10年キャリアの家庭児童相談員が2名と課長1名が支えてきた。

明石市は、2004年に虐待防止ネットワークが立ち上がっているが、もともと地元でのネットワークの意識が高かった。子どもの不幸な事故のもと、子どもの命への取り組みと相まって、保健分野と福祉、教育の協力体制が進められていっている。

人口40万以上で2か所を選定した。

枚方市は、大阪府の中では意識の高い知識層も多く住む市である。大阪府の方針により早期からネットワークづくりが意識された。現副市長の理解のもと、児童相談体制が充実してきている。駅近くのビルに家庭児童相談所が開設されており、誰でもが気楽に立ち寄れる相談室ができている。虐待対応と相談にわかれて配置されており、治療相談的かかわりができる環境を作り出している。

大分市の特徴は、3つの支援センターにわかれて実務者会議が行われる地区担当制である。さらに専門職採用として社会福祉士のみならず臨床心理士を雇用しており、正規職の割合は今回の14カ所の中では一番高率である。学校がえりに子どもたちがセラピーをうけに気楽に市役所にある当センターの手狭な感じの相談室に寄っていた。大分市は子どもにやさしい街づくりとして、子育て支援拠点を駅前に作りだし、予防的なかかわりも提供している。

さらに、政令指定都市2か所を調査対象とした。

相模原市は、いち早くネットワークに関心が高く持ち、独自で児童相談所を作っている。その推進役が市で担当していた本庁の課長等である。相模原市役所は2階部分に児童相談の場所があるが、そのほかにも同じフロアに担当者が配置されているため、情報共有がされやすい構造であった。また同じフロアに、療育通園施設が配置され、また同じ建物に教育委員会があり連携しやすい環境にある。

福岡市の東区は人口29万のレベルの区であった。所長が小児科医であり、医療ネットワークを産科と小児科それぞれに立ち上げ、それを支える助産師、保健師が管理職や相談者として役をもつ。児童福祉司資格をもつ担当者は児童相談所、生活保護も経験したうえで、調整機関の中心になっているため、チームワークは取れている。地域保健課が子どもにかかわる仕事をしており、予防に力が入っていた。

（もう一カ所調査していたが、確認時間がとれずに辞退された形になった）

5) 提案 実務者会議（進行管理会議を含む）の工夫

【工夫1】 実務者会議が開催される前に、事前の会議や打ち合わせをする工夫

係や課内での打ち合わせや連絡会議、さらに事前情報を学校から得ておき、ケースの選定を行う事務局会議などがある。

日野町 事務局会議	日野町 実務者会議	精華町受理会議・ケース進行管理会議	精華町ケース確認会議	門真市実務者会議	泉南市運営調整事務局会議	相模原(支援検討会議)
B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型
・事務局3者(福祉・保健・教育)による会議・新規・終結・継続ケースの支援状況の確認・実務者会議にあげるケースの選定	・関係機関によるケースの進行管理・年度初めと年度末は全ケース見直し新規・重度ケースを重点的に検討	・新規ケースの受理台帳登録ケースの確認	・台帳登録ケースの確認・実務者会議に向けた準備	・要保護児童の実態把握と支援を行っている事例の総合的な把握、会議は毎月開催し、新規ケースの検討など実施。	・ネットの運営・調整及び各部会の情報管理と困難ケースの支援方針の決定	・援助方針の作成・確認・終結・班内で検討や報告が必要なケースのアクセスメントや支援内容、終結の決定
年6回(偶数月)	年6回(奇数月)	週1回 2時間	月1回 3時間	要保護児童の全件みなおしは、3か月に一度	月1回	週1回
2～3時間	14時～17時(3時間)				10時～12時(2時間)	9時半～12時
・福祉課(子ども子育て支援担当・保健担当)・教育委員会学校教育課(学校教育担当)	・福祉課(子ども子育て支援担当・保健担当)・教育委員会学校教育課(学校教育担当)・子育て教育相談センター・企画振興課(DV担当)・児童相談所	子育て支援課	子育て支援課	・子育て支援課家庭児童相談センター(教育委員会事務局)・市健康増進課(局)	家庭児童相談室・子ども支援センター・保健センター・教育委員会指導課	各区こども家庭相談課こども家庭相談班
・月1回の学校(園)からの情報提供、その他の機関からの情報をまとめて共有・実務者会議での重点検討、個別ケース検討会議の実施を検討	・先に情報収集した内容を記載した全進行管理ケースの一覧表を提示し、各機関からの追加情報にもとづいて検討	・新規ケースの受理内容を確認共有する。・登録ケースの動きや情報を共有し、当面の対応方針について協議	・毎月定例会議で全ケースの現状と方針の確認実務者会議で優先的に報告・協議するケースの選定	通告があった場合や移管などで新規ケースがあがった場合、子どもの安全確認を行い保護者対応をする。記録作成後、状況のまとめと方針をもって要対協のSVである弁護士に相談し、市の事例については決定し、実務者会議にて協議をする	検討が必要なケースがある場合、事前に連絡して情報収集	児童相談システムを用いて資料を提示リスク評価と支援内容、頻度、次回の検討時期を決定。
進行管理数95件	進行管理数95件(要保護57、要支援38(特定妊婦含む))	進行管理数79件	進行管理数79件	平成25年度 要保護児童268件、要支援児童133件、特定妊婦11件 約100ケース		進行管理数約400件
約50ケース/回・1ケースあたり3～4分	約50ケース/回・1ケースあたり3～4分	約20ケース/回	全ケース/回	1回100ケース		約15/回 1回あたりの時間 1ケース10分
		1ケースあたり6分		弁護士がSV		受理会議は随時実施。ご家のみで、支援内容や頻度、次回検討を決定。全件について、アクセスメントシートをつける。

事前の会議や打ち合わせは、実務者会議開催前に、前もって事務局側が理解把握をしておくためにもたれる会議を意味する。

日野町では、月一回に学校園からの情報を得て、事務局会議（福祉・教育・保健の3者）を2か月に一度実施しておく。その後、翌月の実務者会議で、追加情報に基づき検討をしている。事例全体についても、年度末と年度初めに新規と重度事例の再見直しを実施するなど、3回の目を通すことになる。

精華町では、調整機関である子育て課内で、受理時ののち進行管理会議を協議し、実務者会議開催前に月1回の準備会を開催している。そこで優先するケースの選定をする。

門真市では、前もって市の事例かどうかの精査をした上で、3ヶ月に一度100事例を5機関で協議をする。100ケースに対し、弁護士のスーパーバイザーがつく。

古賀市では、福祉部ケース連絡会議が月1回、さらに係での会議を毎週実施している。

泉南市では、部会性であるが、実務者会議の前に運営調整事務局会議を開催し、情報収集や検討の準備をしておく。

相模原市では、実務者会議の前に、各区の相談担当課内で、週一回3時間半でケースの見立てと支援内容などを点検している。大分市も掲載していないが、運営調整会議を実施している。

【工夫2】 実務者会議の協議の内容を変えて、より効果的な会議開催を工夫

実務者会議を1つに限らず、他の用途をもった実務者会議を設定している実態例をみていく。

	明石市	明石市支援策検討所 属長会議	枚方市拡大実務者会 議	枚方市実務者会議	枚方市援助方針確 認会議
	B-進行管理型	B-進行管理型	C 研修啓発型	B-進行管理型	B-進行管理型
目的 内容	新規事例の報告と対応方針、変化のある事例の情報共有をする。要保護児童に特化した形で進行管理をしている	関係機関の所属長が集まる。支援策検討実務者会議での処遇困難支援策の評価やアドバイス等を行うほか、啓発やすこやかネットの運営上の課題を検討する。	機関連携のための事例検討。虐待防止体制の検討。研修。所属変更児全数引継ぎ確認。	新規虐待ケースの援助方針などの決定及び既把握ケースの近況報告、特定妊婦、家事支援	虐待ケースの全ケース（施設入所児童含む）
頻度	毎月1回	年6回(2カ月に1回)	2か月に1回	月1回	学期に1回×2地域
	約2時間	2時間	13時半～15時(1時間半～)	15時～16時半(1時間半～)	13時～19時半(約6時間半)
参加 機関	中央こども家庭センター、明石健康福祉事務所、健康推進課、発達支援センター、児童生徒支援課、子育て支援課	医師会、中央こども家庭センター、明石健康福祉事務所、明石警察署、明石少年サポートセンター、民生児童委員協議会、健康推進課、生活福祉課、障害福祉課、発達支援課、子育て支援課、児童福祉課、こども育成室、学校教育課、児童生徒支援課、青少年教育課	家児相、児童相談所、保健センター、子育て支援室、教育委員会、生活福祉室、障害福祉室、放課後児童課、保健所、市民病院、精神医療センター、	家児相、児童相談所、保健センター、子育て支援室、教育委員会	家児相、児童相談所、保健センター、子育て支援室、教育委員会
進行 管理 方法	関係6者で実施。新規事例の報告と対応方針・変化のある事例共有・要保護児童の進捗状況を確認する	支援策検討実務者会議を行ったケースについて2～3事例の会議後の処遇についてアドバイス等を行う。	年1回、小学・中学・高校に所属が変わるケース全てについて、現状・引継ぎ方法について報告及び決定する。	新規ケースの重症度・援助方針の決定。既把握ケースの一時保護などの報告。特定妊婦。養育支援家事援助事業対象児決定及び支援計画。	全ケースの進行管理を2つの地域に分けて行う。
ケース 数	約400 ケース		進行管理数約60件	新規進行管理数 年間約60件 / 1回 約15ケース・1ケースあたり5～10分	進行管理数 400件 1回 150～200件 (個別ケース検討会議分除く)
	1回 400 ケース	1回 2～3 ケース、一ケース30分		1回 約15ケース・1ケースあたり5～10分	1回 150～200件・個別ケース検討会議分除く
その 他	事例検討にはSV(医師、弁護士、精神科医等)		調整機関の出席は、所長・主幹・課長代理・主任	別途、要保護及び要支援ケースの情報交換を、児童相談所の地域支援課と定例会議実施	別途、要支援ケースの進行管理を調整機関(家児相内)で年3回実施

昨年度は各市において児童虐待事例は増加傾向にある。ケース量が多くなると、ケースマネジメント役である実務者会議は全国市町村調査結果で表していたように、5分以内で全数把握をするなど、きつい作業になりかねない。

どのような工夫がなされているのかについては、関心の高いところである。これについては人口が29万の明石および40万の枚方について取り上げたい。

明石市では、400事例を6機関で、0.3分という短時間でみていくことになるため、そのため、実際には、新規事例と変化のある事例と児童の進捗状況を取り上げている。短時間を補完する意味でも、16機関からなる所属長会議で2～3例の困難事例検討を専門職のアドバイザーを迎えて丁寧に検討をする機会をもっている。また、年6回、医師をアドバイザーに迎え、個別ケース検討会議の支援検討をしている。さらに全ケースみなおしを年2回実施している。その際、学校、幼稚園、保育所へ児童状況確認票を送付し、記入返送後、記載された情報をもとに、課内での検討を行っている。幾重にもカンファレンスが開催されていることがわかる。

また、日頃から、保健と予防的なかかわりを密にしていることや、発達支援センターとの連携を密にするなど、数多い件数をカバーする環境にある。また、勤務年数が長いスタッフが2名おり、支援の継続ができています。

枚方市の工夫については、新規事例のみを検討している会議を実施している点である。毎月15ケースで、一ケースが5～10分で5機関により協議される。全ケースの検討については、2地域に分けて年3回（学期ごと）で実施している。枚方市は枚方版アセスメントを利用し、重症度や困難度などのケース理解があり、支援対応ができていますのは、勤務年数が5年以上・最長20年で専門性が高いスタッフが7名揃っていることの要因も大きい。よって重症度が中度以上のケースについては長期休暇前（ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み）の3回、所属機関などに状況の把握を行い、緊急時の対応確認を行っている。

【工夫3】地区（中学校区ごと・各市センターごと）制にする工夫

* 古賀市では部会制と地区制の混合型であるため、部会制の項目時に取り上げたい。

	利府町	大分市(四者連絡会議)	中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議
	B-進行管理型	B-進行管理型	A-研修啓発型
目的内容	・3中学校区別(各校区小学校2校)に運営	・市、県中央児相、保健所、市教委による共有ケースの進行管理会議	身近な地域での児童虐待防止。顔のみえる関係づくりとして各中学校区で開催している。
頻度	年5回(5月・10月・2月) 1回につき2時間程度	月1回	年1回 14時～
参加機関	・子育て支援課・教育委員会学校教育班・保健福祉課(母子保健・生活保護・障害)・児童相談所・保健所・警察・主任児童委員・学校・園・学童保育等	市(3か所児童家庭相談センター)、県中央児童相談所・保健所・市教委	校長、教頭、生徒指導担当、認可保育所、無認可保育所、幼稚園(民間、市立)民生児童委員、主任児童委員、警察(交番)児童相談所、保健所等 10人から30人
進行管理方法	・新規と動きのあったケースについて・3中学校区を1日2部構成でみなおしを実施・支援学校、高校を含む	共有の必要なケース(554)について共通管理台帳をそれぞれが持つ。市が3か所のセンターがあるので、各センターごとに月一回の実務者会議を開催し、3か月に一度全体での進行会議を開催している。	顔合わせ、研修、グループワーク、センターを理解してもらうなど。臨床心理士が講師となる場合もある
ケース数	進行管理数30件 約15ケース/回・進行管理台帳は1ケース1シートで10分	約554ケース 1回 554 ケース	
その他		児相の担当・SV	

利府町は3中学校、6小学校があり、2小学校に1つの中学校が会議の単位となっている。実務者会議としての進行管理会議を校区制にすることで協議が身近で深まりやすく、地域に近いため、自分たちの問題という意識が高まり、主体的にケースにかかわれるようになっている。

実務者会議は2部制で一日で終了する工夫をしている。1中学と、2中学のケースを扱う。町内に高校、支援学校にあるため参加機関となっている。

大分市は市内に子育て支援課である子ども家庭支援センターが3か所ある。そこでそれぞれ職員配置がなされ、ケースを持っている。ケースは4者が共有しており、センターはセンターごとの進行管理を26年11月から実施している。年4回は、3センター合同の会議をする。規模が大きいため、3か所での活動はより身近なところでの支援につながる。

また各27カ所の中学校区ごとに1年に一度の「中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議」を開催している。中学校単位の子どもに関わる関係機関の実務者（小中学校、幼稚園、保育所、警察、民生児童委員、児童養護施設、児童相談所、保健センター等）による会議を開催し、地域の関係者が顔の見える関係をつくる中で、それぞれの役割を確認し、連携協力体制ができることを目指す。内容には、ネットワーク会議の意義、市の子ども家庭支援センターの説明、各機関の役割分担、守秘義務、気になる家庭への情報提供、初期対応のグループワークなどを実施している。子育て支援との連携もなされている。

【工夫4】 部会制としての工夫

部会制は、3市を取り上げる。部会性は、それぞれのカテゴリーごとの課題をその関係者が集まり協議をする形態をとる。部会の割合は、多いわけではないが、それぞれの特徴に応じた関係者が集まる利点が明らかになる。

	古賀市「養育支援部会」	古賀市「乳幼児部会」	古賀市「療育部会」	古賀市「学童支援部会」	古賀市「問題行動部会」	福祉部ケース連絡会議
	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型
目的内容	・乳幼児在宅児・定期的な情報交換・検討	・保育所・幼稚園就園児・定期的な情報交換・検討	・発達課題のある児童・定期的な情報交換・検討	・虐待・養護・不登校児童 ・定期的な情報交換・検討	・非行・虞犯・問題行動児童 ・定期的な情報交換・検討	・部内福祉関係課との定期的な情報交換・検討
頻度	年12回	年4回	年3回	校区別 年3回	校区別 年3回	毎月
	14:00～16:00 2時間	14:00～16:00 2時間	14:00～16:00 2時間	10:00～12:00 2時間	14:00～16:00 2時間	9:00～11:00 2時間
参加機関	・母子保健・主任児童委員 人権擁護委員(随時)・障害福祉	・保育所・幼稚園児童相談所・母子保健・学校教育・障害福祉 主任児童委員 県保健福祉事務所(随時)	・特別支援学校・療育支援センター・障害者生活支援センター・子ども発達センター・障害福祉・母子保健・学校教育 特別支援教室	・小中学校・学童保育所・学校教育課/適応指導教室/SSW・主任児童委員・青少年育成課/少年センター/児童センター・児童相談所・隣保館・生活保護(随時)	・小中学校・青少年育成課/少年センター/児童センター・学校教育課/適応指導教室/SSW・児童相談所・隣保館・主任児童委員 生活保護(随時)	・福祉課/保護係/障害者福祉係 介護保険課/包括支援センター係
進行管理方法	・養育支援訪問事業(会議随時開催)との情報共有等、主に母子保健との連携ケースについて	・会議前に園訪問にて聞き取り、資料作成し検討	・会議前に学校訪問にて聞き取り、資料作成し検討	・中学校区別に検討・会議前に学校訪問にて聞き取り資料作成し	・中学校区別に検討・会議前に学校訪問にて聞き取り資料作成し	・毎月第1火曜日の定例会
ケース数	進行管理数30～40件	進行管理数70件	進行管理数20件	進行管理数 各校区30～40件	進行管理数 各校区10件	進行管理数30件
	約30ケース/回・1ケースあたり5～10分	約70ケース/回・1ケースあたり5～10分	約20ケース/回・1ケースあたり5～10分	約30ケース/回・1ケースあたり5～10分	約10ケース/回・1ケースあたり5～10分	約30ケース/回・1ケースあたり5～10分

古賀市の場合

古賀市の場合には、部会が5つで、内容別にあるので、参加機関が異なる。それぞれに会議開催の前には、資料を作成しており、その後の会議に臨む形をとっている。

会議においては、数が多くても70例なので、一ケースあたり5分から10分は取れる形となっている。

さらに古賀市の特徴は、学齢期対象の「学童支援部会」と、「問題行動部会」が校区別でそれぞれに進行されている点にある。

年3回の学期ごとに、地域の関係する機関や主任児童委員が参加をしている。数は多くはないため、5分～10分での審議ができています。校区別の進行管理会議の出席率を上げるため、学校の日程に合わせたり、教職員研修の一環として位置づける工夫がされている。

	泉南市実務者会議(虐待防止)	泉南市養育支援会議(子育て)	沼津市 児童虐待分科会	沼津市 育児支援分科会	沼津市 非行分科会
	B-進行管理型	B-進行管理型	C-合同型	C-合同型	B-進行管理型
目的内容	全ケースについて3か月に1回進行管理を行い、状況確認、重症度の判断と主担当機関、支援方針の確認。	要支援・特定妊婦等についての進行管理を行い、保護者の養育力の向上と、子どもの自立を目指す。	・要保護児童と学齢要支援児童の実態把握と支援を行っている事例の総合的な把握・処遇検討	・就学前要支援児童及び特定妊婦の把握と進行管理・困難ケースの処遇検討	・各機関からの情報提供に基づく対応協議
頻度	年3回	年5回	新規ケース及び検討ケースは毎回それ以外は基本的に3か月に1回	新規及び特定ケースは毎回・その他は3か月に1回	毎回全数報告
	2時間	2時間	2時間～2時間半	2時間	2時間
参加機関	児童相談所虐待対応課・家庭児童相談室・子ども支援センター・保健センター・教育委員会指導課・生活福祉課・保健所、泉南警察・アドバイザー(元児童相談所長)	家庭児童相談室・保育子育て支援課・保健センター・保健所・教育委員会人権教育者・公民保育所・公立幼稚園・子育て支援センター・アドバイザー(元子ども家庭センター長)	市子育て支援課(子育て支援センター)健康づくり課・児童相談所・警察署生活安全課・社会福祉課・主任児童委員・障害福祉課	健康づくり課・子育て支援課(子育て支援センター・児童相談所・育児支援ヘルパー代表者)	青少年教育センター・子育て支援課・児童相談所・学校教育課・保護観察所
進行管理方法	1回2日で実施。1日目は新規・移管ケース、2日目は重症度順に検討。	子ども虐待防止部会の実務者会議から移行した要支援児童の継続支援、未受診ハイリスクケースや特定妊婦の支援について検討。	各機関が要保護児童として受理しているケースについて子育て支援課に報告し管理台帳を作成。協議は、その台帳を基に行う	要支援児童及び特定妊婦ケースとして受理するのは健康づくり課と子育て支援課で、健康づくり課で網羅した台帳を作成し、それをもとに協議。	各機関が把握している非行児童と支援を要する不登校児童などについての情報交換が主体
ケース数	約32ケース	約45ケース	25年度登録ケース	25年度登録ケース	25年度登録ケース
	1回 8ケース	1、5回目各45ケース(全ケース)他は1回5～6ケース	要保護408要支援177一回進行は300件のうち80件は2分くらいをみる。	要支援67人 特定妊婦13人	71人
	最終はアセスメントシート利用				

泉南市、沼津市について

人口10万以下となる泉南市の場合には、調整機関が臨床心理士、保育士で長年取り組んでいる。そのため、発達障害児童への支援についても力をいれており予防的な取り組みで虐待事例が減少するなどの実績を得ている。発達障害部会を立ち上げているが、それについては進行管理ではなく、研修や啓発として関係者での会議を開催している。

進行管理の方法は、年3回で2日間を費やしてみなおしをするため、6回をかけて検討をしていることになる。また養育支援会議は年5回を実施している。教育部会は、指導主事が担当をしており、学校との連携に際しては、窓口となっており、連携はよい。

部会は4つあるが、そのうち発達支援部会については、進行管理をすることなく、啓発研修を実施している。

人口20万の沼津市は、家庭児童相談室から発した以前からあるものを活かしたネットワークづくりを作ったため、部会ごとでの担当者が中心となる。ただし、進行管理台帳は、虐待部会が作成している。そのため、各部会で協議されたものが、進行管理台帳にのるわけではない。

部会のよさは、増加するケース数に対応することと、それぞれの特性に合わせた支援を行うために実務者会議を分科会形式で行っており、ケース数の増加に対応するための一つの方策であると評価できる。毎回集まるので、互いに知った顔だという仲間意識も生まれる。

【工夫5】 年齢別の対応

池田町は、乳幼児からの予防的支援から調整機関である相談員と助産師が担当をすることになる。全ての妊婦、新生児から検討会議を開催するなど、定期的な支援に入っている。予防的な視点を組み入れて、総合的な支援体制が整備されている中で、乳幼児期の要対協管理ケースは、支援システムの中で抽出されてくる仕組みが出来ている。

また、就園後から学齢期については、年3回の5機関での進行管理をしている。この時期の子どもについても、不登校・発達障害の支援会議から必要なケースは要対協へあがってくる。

小さな町でケース量は多くないため、早期に予防的対応がはかれるなどの工夫がされている。

	健康プログラム会議	実務者会議
目的・内容	<u>B-進行管理型</u> ・0歳～未就園児対象 ・全ケースの進行管理	<u>B-進行管理型</u> ・就園～18歳未満対象 ・全ケースの進行管理
頻度	年12回 15時～15時30分	年3回 1時間30分
会議のメンバー	3機関18名 保健センター 社会福祉協議会(助産師) 児童相談所	5機関10名 各学校長、各保育園長 教育委員会、 保健センター、 社会福祉協議会 警察、児童相談所、保健所
進行管理方法	・進行管理台帳で定期的に全ケースの検討	・進行管理台帳で定期的に全ケースの検討 ・日常的な情報共有と会議前の情報収集により台帳作成
ケース数	進行管理数 5件／67件 5件全ケース／回 1ケースあたり6分	進行管理数 62件／67件 62件全ケース／回 1ケースあたり2分
その他	乳幼児健診・子育て相談・臨床心理士相談と連携した健康プログラム	不登校の場合は、担当を決めて学校・教育委員会中心に確認し、実務者会議へあげる

【工夫6】研修、啓発も兼ねた実務者会議

合同型に該当した2市においては、該当した市においては、会議の時に研修を入れたり、講演を挟む工夫をしている。

塩竈市においては、別途4者での進行管理をしているが、地域の担当者間での理解を深めるために、第一回は初回事例を共有するが、2回目からは、グループワークをもちいたケース検討をするなど、互いに顔のみえる関係づくり及び啓発的な形で検討を重ねている。

実務者会議において研修をするという点については、他の多くの市区町村も取り入れている。

	塩竈市 実務者会議	沼津市 児童虐待分科会	沼津市 育児支援分科会
目的内容	C合同型 初回は全ケースをみているが、2回目から動いたケース、困難ケースを集中検討	C-合同型 ・要保護児童と学齢要支援児童の実態把握と支援を行っている事例の総合的な把握・処遇検討	C-合同型 ・就学前要支援児童及び特定妊婦の把握と進行管理・・困難ケースの処遇検討
頻度	年3回(5月・10月・2月) 13時～17時(4時間)	新規ケース及び検討ケースは毎回それ以外は基本的に3か月に1回 2時間～2時間半	新規及び特定ケースは毎回・その他は3か月に1回 2時間
参加機関	児童相談所、保育所、児童館、子育て支援センター、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、保健所、市立病院、民生児童委員・主任児童委員、警察、法務局、市(健康福祉部、教育部、市民総務部)	市子育て支援課(子育て支援センター)健康づくり課・児童相談所・警察署生活安全課・社会福祉課・主任児童委員・障害福祉課	健康づくり課・子育て支援課(子育て支援センター・児童相談所・育児支援ヘルパー代表者)
進行管理方法	第2, 3回目は、参加者がグループワークを行うことで、意見交換をする	各機関が要保護児童として受理しているケースについて子育て支援課に報告し管理台帳を作成。協議は、その台帳を基に行う	要支援児童及び特定妊婦ケースとして受理するのは健康づくり課と子育て支援課で、健康づくり課で網羅した台帳を作成し、それをもとに協議。
ケース数	進行管理数60件(要保護) ・SVIは、震災時元児童相談所長で臨床心理士	25年度登録ケース	25年度登録ケース
	3～5ケース・1ケースあたり30分	要保護408要支援177	要支援67人 特定妊婦13人

【工夫7】 実務者会議からネットワークとの連携および校区のネットワーク利用

福岡市の区ごとでの事情は異なるが、東区におけるネットワークについてみていくと、実務者会議における要保護事件数の進行管理以外に、医療ネットワークが作られていること、また校区地域の関係者会議という教育ネットワークが確立していることである。

特に、私立保育園とは月一回の情報交換会がある（ちなみに東区の公立は3園で、多くは民間である）。また小中学校での情報交換会を学校ごとに実施しているので早期に課題を発見できる利点がある。

	福岡市	育児支援ネットワーク会議	校区地域の関係者会議
	B-進行管理型	B-進行管理型	B-進行管理型
目的内容	新規ケースの対応方法や役割分担を検討する受理会議とケースの進行管理会議が同時に実施されている。また、乳幼児健診未受診のフォロー対応も協議している。	①産婦人科との育児支援ネットワーク会議 ②小児科医との育児支援ネットワーク会議	①私立保育園との情報共有事業 ②小学校・中学校等で開催される支援会議・情報交換会
頻度	月1回 年間12回	②年1回10月ごろ	①月1回、随時報告 ②定期的(毎月~年1回)
参加機関	保健福祉センター長(医師)、子育て支援課長、係長、係員、地域保健福祉課長、係長、係員(保健師)、健康課長、係長、係員(助産師)、保護課係長、児童相談所係長2名、SSW4名、コミュニティSW	①産婦人科 ②小児科(医師、看護師、SWなど) 保健福祉センター長、子育て支援課長、係長、係員、地域保健福祉課長、係長、健康課長、係長、係員(助産師)	①保育園園長、子育て支援課職員 ②校長、教頭、担任、子育て支援課係員、保護課CW、保健師、児相職員など※学校によって構成メンバーは異なる。
進行管理方法	新規受理ケースは毎月報告し、援助方針の確認を行い、進行管理会議はケースの状況に応じて3か月・4か月・6か月の頻度で報告、協議を行っている。全ケースについて、4か月に一度、課内で検討している。	①・妊娠、出産の状況・周産期における医療機関と保健福祉センターの連携体制について・事例紹介・妊産婦への育児支援について②・要保護、要支援児童の状況・区における虐待予防、要保護児童の早期発見の取り組みについて・区の事業紹介・情報交換	①保育所での養育上心配のあるケースの情報共有②・ケースの報告、情報共有・支援方針と役割分担について協議
ケース数	新規受理:168件/H25年		②約70件

【工夫8】 引き継ぎの重要性を会議で確認する工夫

実務者会議においても、こどもの居所不明についての協議を期待されている中で、子どもの就園時、園から小学校へ上がる時、中学校・高校への進級、または所属校（園）が変わる場合に、継続支援のための引き継ぎをしっかりと行っておくことは重要な対応となる。

また、校（園）内での情報の管理・引継ぎの認識を高めるためにも重要な作業といえる。

	日野町 校園引き継ぎ会議	枚方市拡大実務者会議
	B-進行管理型	研修啓発型
目的内容	・進級にともない所属機関が替わる時の機関間の引継ぎ	機関連携のための事例検討。虐待防止体制の検討。研修。所属変更児全数引継ぎ確認。
頻度	年1回（年度始めまたは年度末に学校・園別にまとめて）	2か月に一回
	半日×6日間程度）	13時半～15時（1時間半～）
参加機関	・福祉課（子ども子育て支援担当・保健担当・教育委員会学校教育課（学校教育担当・子育て教育相談センター）・県健康福祉事務所・各学校・園	家児相、児童相談所、保健センター、子育て支援室、教育委員会、生活福祉室、障害福祉室、放課後児童課、保健所、市民病院、精神医療センター、
進行管理方法	・学校・園別にまとめて、各ケースの個別シートにもとづいて、関係校（園）による情報共有	年1回、小学・中学・高校に所属が変わるケース全てについて、現状・引継ぎ方法について報告及び決定する。
ケース数	進行管理数95件	進行管理数約60件(要保護)
	約20ケース／回・1ケースあたり30～40分	
		調整機関の出席は、所長・主幹・課長代理・主任

5 結論. 工夫を支える要素

部会性、学区制、従来の実務者会議から学べる点・工夫8点から

1. もれおちがないためには、幾重にも、協議をする場があること、また調整機関が進んで出かけ、地域に取り組みを理解してもらうことに努めている。
2. 部会性の特徴や、学区制の特徴を生かし、対象を特化することや、単位を小さくすることでのコミュニケーションがより、とれやすくする工夫もされている。
共通の知識、関心、あるいは共有できる土壌にあるところでの連帯感、共通の目標が立てやすい。虐待予防や虐待発生の理解がなされ、それが共有される土壌が育つ。
3. 子育て相談内での連携が十分にとれており、それぞれが目的をもち、組織を変えていく力があること。
4. ネットワーク間でも日頃からの連携する努力がなされていることこどもの所属する機関への配慮がある。
．そのためには、5年以上の勤務する担当者が必要となる。

以上をまとめると、

- 工夫については、それぞれの自治体がまずは、地域の支援を日頃から実施している点、
- また、継続的にかかわれている職員が一人以上はいる点
- 実務者会議がそれぞれの責任において担当をしているということへの共有ができていること
- 虐待を予防する目を養える力を子育て支援、母子保健、学校などからの交流を通じて、みなに育ちえているのかという点
- 進行管理の基本的姿勢
地域にあって調整機関は、どうケースを見立てていけるのかを知った上で、必要な人を巻き込む。
子どもに関する実務者会議や、地域の関係者間での合同で研修を積むことができる機会を作り続ける必要性が見えてきた点

V 終わりに 全国市区町村調査からみえていたこと、今後の課題

1. 共通となる用語がまだ根付いていないことが理解できた。
要保護児童対策地域協議会の共通理解とその役割について深める必要があることが分かった。「要対協でみてもらう」、「要対協でやってもらおう」と調整機関と要保護児童対策地域協議会が同一のおのとして取り扱われたり、役割のとらえ方の違いがあった。
2. 「みまもり」の意味の不明さがある。
進行管理において主たる援助機関で「見守り」「モニタリング」となる場合の具体的な内容が不明確であった。「見守り」という言葉のあいまいさがあり、今後は、「みまもり」のあいまいさを明確にしていく必要がある。
3. 児童相談所との役割連携については、児童相談所側からの調査も同時に必要である。
それぞれの要保護児童対策地域協議会へのずれが現在課題になっているが、ずれが何故生じるのかといった点もさらに明らかにしておく必要がある。
4. 調整機関の役割のあいまいさがある。
調整機関の10割を担っていると答えのなかに、非正規10割という回答も多くみられた。現実、勤続年数が長いと適役であることの表れであろう。ただ、調整機関役割はケースをマネジメントするという個別事例対応の用語の一方で、関係機関間の調整や扱うケース全体の流れや行政的なマネジメントも必要となるなど、広い複数な役割がある。全国市区町村調査における課題の回答においても、調整機関と、相談機関の役割のあいまいさどどうすればいいのかという役割に困っている回答がいくつかあった。調整機関は4つの役割を厚労省定義しているが（第一部の資料として添付）、これらについては、さらに明確にしていく作業が必要になると思料する。

あとがき

短期間ではあったが、研究協力者とともに、結構、議論し、意見を交換しあい、市区町村の活動の活性化のヒントとなるものや未解決の提示をしたいと考えた。要保護児童対策地域協議会の活性化のための参考にしていただけるのではないかと期待するものである。事例編のヒヤリングは、久保氏の協力なしには完成できていなかった。笹井氏、八木氏からそれぞれ2市報告いただいた。

調査協力をいただいた全国の市区町村の担当者および、インタビューに多忙ながら、気楽に答えてくださった市区町村の要保護児童対策地域協議会にご尽力の方々へ感謝申し上げます。

(研究代表 加藤曜子)。

研究体制	研究代表	加藤曜子	(流通科学大学)	文責
	研究協力者	津崎哲郎	(花園大学)	
		笹井康治	(沼津市)	
		安部計彦	(西南学院大学)	
		菅野道英	(滋賀児童相談所)	
		久保宏子	(元滋賀県家庭相談員・虐待防止ネットワーク滋賀)	
		八木安理子	(枚方市家庭児童相談所)	
		九鬼 隆	(泉大津市)	
	オブザーバー	川松 亮	(厚生労働省)	
	協力者	芦澤徹	前田政子	木村将夫
				吉田恵子

要保護児童対策地域協議会の強化に関する調査

()市・町・村 (中核市・政令市・区)←該当する項目に○印をお願いします。
 記入者氏名() 所属:職() 現業務年数(年 ヶ月)
 連絡電話番号() メールアドレス()

Q1. 平成 25 年4月時点の市区町村の状況

平成 年 月時点の総人口	人	18歳未満人口	人				
認可保育所数	幼稚園数	こども園数	小学校数	中学校数	学童保育所	児童館数	生活保護率
ヶ所	ヶ所	ヶ所	校	校	ヶ所	ヶ所	%

Q2. 要保護児童相談の状況

1) 平成 25 年度の児童虐待相談対応件数 *児童相談所が関わっていない件数はわかる範囲で回答ください。

種別	身体的	性的	ネグレクト	心理的	児童相談所が関わっていない件数
虐待相談件数					

2) 要保護児童等管理件数 (要支援、特定妊婦を分類していない場合は、要保護児童の欄に記入ください)

種別	要保護児童	要支援児童	特定妊婦	児童相談所が関わっていない件数
平成 25 年度未計上件数				

Q3. 児童家庭相談で要保護児童対策地域協議会にかかわる状況 (資格については厚生統計に準じています。)

職員構成 相談部門として働く人は()人 調整機関機能を持っている人は()人
 調整機関機能を持っている人について詳しく教えてください。

No.	職名	職務内容 ・管理 ・相談業務 ・事務 などと記入	勤務形態 1 正規(常勤) 2 非正規(嘱託/臨職等) 該当番号に○印 ↓	調整機関として働く程度 (10を基準) 但し調整機関は、ケース対応・情報管理各会議準備・関係機関調整・研修準備・転出入他市連絡など	現職経験年数	所持資格											兼務					人数
						1 児童福祉司と同等の資格	2 医師	3 社会福祉士	4 精神保健福祉士	5 保健師・助産師・看護師	6 教員免許を有するもの	7 保育士	8 上記1~7に該当しない社会福祉主事	9 事務職	10 心理士	11 その他	↓ 該当番号に○印	1 相談	2 手当	3 子育て支援事業	4 その他	
1	※1		1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
2			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
3			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
4			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
5			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
6			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
7			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
8			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
9			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	
10			1 2		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	

記入上の注意

- 基本的には職員お一人ずつについて、1行ごとにお答えください。
職員が10名以上おられ、すべての内容が同じ職員が複数人おられる場合は、その人数を「○人」と記入してください。
- 最上段(※1)の行には、調整機関の管理職について記載してください。
- 調整機関として専任で働く場合を10として、それぞれの働く数値(たとえば8とか、5とか)を記入ください。
- 調整機関と相談担当部署が違う場合には、欄外などにその旨記載し、相談部署で相談に従事する方の分も表中に記載してください。

2) 正規職員の平均異動年数 ()年

Q4. 要保護児童対策地域協議会の状況

会議種別	代表者会議	実務者会議 (進行管理を除く)	個別ケース検討会議	ケース進行管理の会議
平成 25 年度開催数	回	回	回	回 人

Q5. 実務者会議として進行管理をされていますか。

1. はい 2. いいえ →いいえの場合、進行管理をする会議名称を教えてください。(例:事務局会議、児相と市の会議など)

Q6. 進行管理についてお伺いします。(Q5の1, 2どちらでも答えの方すべて)

1) 進行管理会議はどの単位で実施されていますか。

1. 市(区)町村で一つ 2. 地区別にもつ(具体的に)
3. 内容別にもつ 4. 年齢別 5. その他 ()

2) 進行管理会議は要領で位置づけられていますか。 1. はい 2. いいえ

3) 進行管理台帳リストには、市町村が担当するすべての事例を入れていますか? 1. はい 2. いいえ

2のいいえを選ばれている場合には、どのような事例を台帳に載せていますか?

()

5) 開催頻度

1. 1か月に1回 2. 2ヶ月に1回 3. 3ヶ月に1回 4. 4ヶ月に1回 5. 6ヶ月に1回 6. その他 () 7. 不定期

6) 開催時間

1. 1時間未満 2. 1~3時間未満 3. 3~5時間未満 4. 5~8時間未満 5. その他

7) 1回にかける平均ケース数 : () ケース 1ケースにかける時間 : 平均() 分

8) 1回にかける進行管理の内容 1. すべてのケース 2. 選別

9) 選別についてお尋ねします。進行管理ケースを選別されている場合にはどれが含まれていますか。(複数回答可)

1. 新規 2. 継続 3. 困難事例 4. 重度事例 5. その他 ()
選別はどういった状況の場合でしょうか。()

10) 進行管理の参加機関数(該当するものにすべて○)

1. 虐待担当課 2. 保健センター 3. 教育委員会 4. 児童相談所 5. 生活保護 6. 障害福祉課
7. 保育 8 保健所 9. その他()

11) 検討内容 (複数回答可)

1. 子どもの現在の状況(リスク度、重症度) 2. 子どもの安全と支援方針をみる 3. 支援方針の確認 4. 困難事例の検討 5. 主担当機関の確認 6. 報告のみ 7. 個別ケース検討会議開催の提案 8. 支援効果評価
9. その他()

12) 進行管理に スーパーバイザーが参加されますか?

1. 学識経験者や自治体職員以外の専門職 2. SVとしての児童相談所 3. 関係機関からの出席
4. その他() 5. 設けていない

13) 終結基準 1. あり 2. なし

ありの場合はどのような基準ですか。具体の文言があれば教えてください (例: 1年間虐待継続がない場合終える)

14) 進行管理会議を開催してどのような利点や効果がありましたか。

- ①参加機関の役割責任が明確化できた 1. あり 2. ややあり 3. ややなし 4. なし
②参加機関の支援に対する関心が高まった 1. あり 2. ややあり 3. ややなし 4. なし
③ケースの重症度が抑えられている 1. あり 2. ややあり 3. ややなし 4. なし
④ケース対応の見直しができる 1. あり 2. ややあり 3. ややなし 4. なし
⑤ケース状況の共有化ができてきた。 1. あり 2. ややあり 3. ややなし 4. なし

進行管理会議開催のその他の効果は何でしょうか。

15) 進行管理会議

進行管理で工夫されていることをお教えてください。

16) 担当者としてどのような点が負担でしょうか。(複数回答可)

1. ケース数が多い 2. 時間が足りない 3. 発言が少ない 4. 資料作成が大変
5. その他()

17) 毎回の進行管理会議は、どういった内容が多いでしょうか。(例:わかってきた効果ある支援など)

18) 進行管理会議で要保護ケースと要支援ケースは分けていますか? 1. はい 2. いいえ

その場合の工夫があれば教えてください()

19) ①児童相談所参加状況

参加人数 ()人 立場(該当に○) (1 担当者・ 2.SV 3 その他)

②児童相談所に期待することは何ですか。

1. 児相が担当するのか、市区町村が担当するのかを明確にする 2. 介入場面で期待する 3. 一時保護について検討ができる 4. 方針を助言し、役割を明確する 5. 退所時必要時にあらかじめ連絡がある
6. その他()

③児童相談所と協議しても解決点が見いだせない場合にはどうすることが考えられますか。

1. 個別ケース検討会議のやりなおし 2. 児童福祉審議会にかける 3. その他()

20) 進行管理以外の実務者会議で活動されている内容はどのような事項でしょうか。

1. 情報交換会 2. 困難事例を個別ケース検討会議とは別の視点から検討する 3. 研修などの交流を図る
4. マニュアルを作成する 5. その他()

①進行管理以外の実務者会議の平均参加機関数() ②平均参加人数()人

③頻度(年 回) ④出席率(%) ⑤障害福祉課や精神保健の参加 1. あり 2. なし

21) 進行管理以外の実務者会議ではどのような工夫をされていますか。

Q7. 要対協ケースで、進行管理前に進め方などを検討する庁内の連絡会議はありますか。1. あり 2. なし(5)へ

1) 進行管理前の庁内の連絡会議の内容 (複数回答可)

1. 要対協事例としてどうしていくのかを協議(特定妊婦、要支援) 2. 育児困難事例への対応(子育て支援からの報告など)
3. 相談困難事例の協議(障害児支援からの報告など) 4. その他()

2) 進行管理前の連絡会議では、庁内ではどの部署と協議していますか。(複数回答可)

1. 虐待担当課 2. 母子保健 3. 精神保健 4. 教育委員会 5. 生活保護 6. 障害福祉課 7. 保育
8. その他()

3) 進行管理前の連絡会議の開催頻度(一つ○)

1. 月2回 2. 月1回 3. 2ヶ月に1回 4. 3ヶ月に1回 5. その他()

4) 進行管理前の連絡会議では、具体的にはどのような工夫がなされているのでしょうか(例:事前情報収集の方法など)

5) 進行管理前の連絡会議で庁外機関との協議はありますか機能していますか。 1. あり 2. なし(Q8)へ

6) 進行管理前の連絡会議では、庁外機関との協議をしていますか。(複数回答可)

1. 児童相談所 2. 保健所 3. 医療機関(精神科以外) 4. 精神医療機関 5. 警察 6. 家庭裁判所 7 その他

7) 進行管理前の庁外の連絡会議では、具体的にどのような工夫をされていますか。

Q8. 今後に向けてのご意見ををお願いします。私見でいいので、よろしくお願ひいたします。 ←

- ①進行管理で会議が機能するには、開催頻度は月()回で、()事例を、()機関構成でできることが望ましい。
- ②a か b の自分の自治体の事情にかんがみて、どちらかに1つご記入ください。
- a 自分の自治体では、調整機関の担当者は、相談を担当していないので、()人が必要であると思う。
- b 自分の自治体では、調整機関の担当者は、相談も担当しているので、()人が必要であると思う。

Q9. 要対協活動を関係機関に理解してもらう工夫はされていますか。(複数回答可)

1. 保育所へ出向く 2. 学校へ出向く 3. 保健機関へ出向く(精神保健) 4. 医療機関へ出向く
5. 研修を呼び掛ける 6. 民生児童委員会へ出向く 7. 学校の校長会へ出向く
8. 幼稚園長会へ出向く 9. その他()

Q10. 研修について教えてください(実施複数〇)

- 1) 調整機関の新任研修について 1. あり(職場内、市区町村内、都道府県内) 2. なし
調整機関の管理職研修について 1. あり(職場内、市区町村内、都道府県内) 2. なし

2) 市町村の調整機関担当者の研修の受講状況をお伺いします。

	担当者すべてが受けた	半数受けた	一人が受けた	受けていない
①アセスメント(リスク・在宅アセスメント)	1	2	3	4
②要保護児童対策地域協議会について	1	2	3	4
③児童虐待関連法案	1	2	3	4
④対人援助(ソーシャルワーク、面接)	1	2	3	4
⑤個別ケース検討会議開きかた	1	2	3	4

3) 多職種多機関が合同で学ぶ研修はありますか。(児童相談所も含めた関係機関研修)

1. はい 2. いいえ

はいの場合の内容(複数回答可)

1. アセスメント 2. 要対協について(個別ケース検討会議を含む) 3. 対人援助 4. 社会資源について
5. 事例検討(死亡事例を含む) 6. 親教育 7. その他()

4) 今後必要な研修は何でしょうか。また、それはどこが主催しますか。(市区町村、要対協、都道府県、その他)

	今後必要な研修	主催者
1		
2		

Q11. 研修予算 1. あり(25年度の概算額) 2. なし

Q12. 要対協の課題(連携強化、形骸化防止などの工夫)

1) 要対協の調整機関としての課題は、何でしょうか。

2) 要対協の他の領域との課題は、

1. 保健との関係の課題
2. 教育との関係の課題
3. 子育て支援関係の課題
4. その他の課題

Q13. 代表者会議の開催の工夫と効果についてお聞かせください。

(例:出席率アップの工夫 チームで研修担当制を作るなど、分担作業をしていく工夫をするなど)

貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。今一度漏れがないかご確認いただければ幸いです。
なお、調査は同封いたしました封書で 11月25日までに返送くださいませ。

平成 26 年 11 月 1 日

平成26年度児童福祉問題調査研究事業(厚生労働省)

「要保護児童対策地域協議会の活性化方策についての研究」への
アンケート調査ご協力願い

私どもはこのたび公募による平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業の第 4 課題である「要対協地域協議会活性化についての研究」に採用され、現在、調査協力者（元児童相談所長を含む現場経験者 7 名およびその市町協力者）を得て、研究事業を実施することになりました。

要保護児童対策地域協議会は、2004 年の法定以後、要保護児童に加え要支援、特定妊婦と対象を拡大し、地域の子どもの安全・安心のための支援ネットワークとしての機能が期待されています。しかし現状は、活動内容にばらつきがみられています。

今回の研究事業を通じ今後より活発な運営ができるよう要対協のあり方について検討したいとアンケート調査を企画しました。つきましては、ぜひ市区町村の要保護児童対策地域協議会の担当者みなさまに調査ご協力いただきたくご依頼させていただく次第です。

全国の要保護児童対策地域協議会の活動は虐待対応窓口と連動した形で、調整機関を中心に、個別ケース検討会議、実務者会議を開催しています。とりわけ、実務者会議は重要な位置を占めております。実務者会議においては進行管理型、研修型、内容別検討会などがあります。また進行管理については別途実施している地域もあります。

今回のアンケート調査におきましては、特に進行管理についてより実効性のある運営のための適切な人口規模、エリアの設定方法、会議の内容別設定などの方法を検討するため、全国市区町村悉皆調査と、一部聞き取り調査を行い、その上で実務者会議モデルあるいは進行管理の工夫などを提示したいと考えております。

また、代表者会議についても、さらに発展させていく必要があることから、その工夫など分析結果から、お伝えできればと願っております。

ご多忙の中、恐れ入りますが、ぜひご協力を賜りますことお願い申し上げます。

平成 26 年 11 月 25 日までに同封いたしました封筒に入れてご返送ください。
ご質問がございましたら、メールアドレスまでお問い合わせください。

研究代表

〒651-2188

神戸市西区学園西町 3-1

加藤曜子 流通科学大学・教授

メール yoko_kato@red.umds.ac.jp

Fax 078-796-5111

平成26年度児童福祉問題事業研究（厚生労働省）

「要保護児童対策地域協議会の活性化方策についての研究に関する調査」

要保護児童対策地域協議会の機能強化

—実務者会議を中心に全国市区町村調査及びヒヤリング調査14例からの発信—

発行日 2015年3月

発行者 学校法人中内学園

連絡先 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学 研究代表 加藤曜子

yoko_kato@red.umds.ac.jp